一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

令和６年３月

福 島 県 田 村 市

目　　次

第１章 基本計画の基礎的事項 1

１． 計画改定の背景と目的 1

２． 計画の位置づけ 2

３． 計画の期間 3

４． 計画の区域 3

５． 計画の対象廃棄物 3

第２章 ごみ処理基本計画 4

１． ごみ処理の現状と課題 4

１） ごみ処理の現状 4

２） ごみ処理の評価 24

３） ごみ処理の課題 26

２． ごみ処理の将来予測 27

１） 計画対象区域内人口の予測 27

２） ごみ排出量・処理量の予測（現状維持の場合） 27

３） 減量化・資源化・最終処分量の目標設定 29

３． ごみ処理基本計画 32

１） ごみ処理の基本理念・基本方針 32

２） ごみの排出抑制のための方策 34

３） ごみ排出量及び処理量の見込み 41

４） ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 42

５） その他の計画 46

第３章 生活排水処理計画 48

１． 生活排水処理の現状と課題 48

１） 生活排水処理の現状 48

２） 生活排水処理の課題 61

２． 生活排水処理の将来予測 63

１） 処理形態別人口の予測 63

２） し尿・浄化槽汚泥の計画処理量の予測 65

３） 生活排水の計画処理フロー 66

３． 生活排水処理基本計画 67

１）　生活排水処理の基本理念・基本方針 67
２）　生活排水の適正処理のための方策 68

第１章　基本計画の基礎的事項

１．計画改定の背景と目的

田村市（以下「本市」という。）では、「ワクワクがとまらない　自然とチャレンジがいきるまち　田村市」を目指すべき将来像として掲げており、次世代を含めた市民一人ひとりが、心を豊かにし、「自然」と「人」という貴重な資源や魅力を生かしたまちづくりを目指しています。

さて、本市は、三春町と小野町の１市２町で一般廃棄物の処理を実施してきましたが、令和５年３月 31 日の田村広域行政組合の解散に伴い、本市のごみ処理は、単独処理に移行しました。このため、平成 29 年３月に策定し令和３年３月に一部改訂した、一般廃棄物処理基本計画について見直しを行うこととしました。

昨今の廃棄物処理を取り巻く状況として、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年 10 月）」（以下「食品ロス削減推進法」という。）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和４年４月）」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、食品ロスやプラスチック問題の解決に向けた法整備がされています。一方、本市の生活排水処理においては、令和４年度の生活排水処理率が 68.9％であり、現行計画の中間目標値（64.9）を達成していますが、今後も本市の美しい水環境を維持していくため、さらなる公共下水道や合併処理浄化槽等の整備を促進していく必要があります。

この度の一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）の改定は、田村広域行政組合の解散に伴う見直しを行うことに加え、中間目標年度（令和４年度）における計画目標の達成状況や社会情勢の変化等を考慮し、現行計画の見直しを行うものです。

＜田村広域行政組合の沿革＞

田村広域行政組合は、昭和 40 年１月に、田村郡全域６町１村から発生するし尿処理の事務を共同処理することを目的に「田村地方町村衛生処理組合」として設立されました。

また、田村東部３町（小野町・滝根町・大越町）では、平成２年にごみ処理全般の事務を共同処理する「田村東部環境衛生組合」が設立されました。平成８年に田村東部環境センターが完成したため、３町のごみ処理全般の事務を組合に移管し、業務を開始しました。

平成 13 年４月に「田村東部環境衛生組合」を解散統合し、組合名を「田村広域行政組合」に改め、組合の事務に田村西部４町村のごみ中間処理の事務、田村郡７町村の一般廃棄物最終処分の事務を加え、複合的一部事務組合として業務を行っていました。

平成 17 年３月には、構成自治体のうち滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町の４町１村が合併して田村市となり、１市２町での共同処理を行ってきましたが、令和５年３月 31 日をもって解散しました。

2．計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定し、本市が長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみ処理や生活排水処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制や適正な処理の促進、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に必要な基本的事項を定めるものです。図 1－1 に循環型社会形成推進のための法体系と本計画の位置づけを示します。

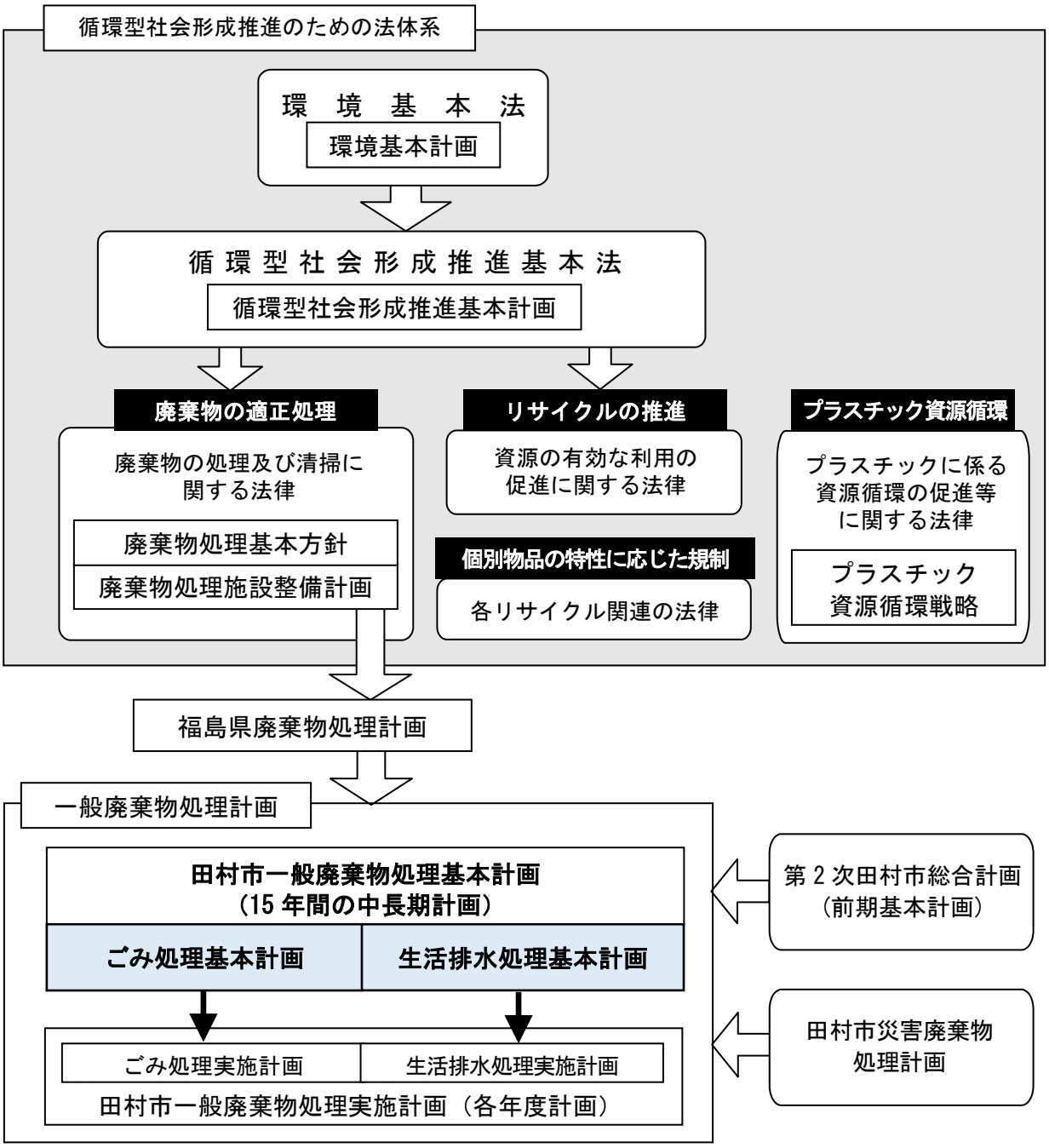

図 1－1　本計画の位置づけ

3．計画の期間

本計画は、平成 28 年度から令和 12 年度までの 15 年間を計画期間とし、計画目標年度を令和 12 年度とします。

なお、令和 5 年 3 月 31 日に田村広域行政組合が解散したため、計画策定の前提条件となる諸条件が大きく変更となったことから、令和 5 年度に見直しを行いました。

本計画は、本市のごみ処理体制等、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合は、本計画で掲げた数値目標の達成度や各取組みの進捗状況を踏まえ、見直すこととします。また、適宜状況を把握するとともに、その効果等についても定期的に検証し、必要に応じて新たな取組みを講じていくものとします。

計 画 期 間	：	15 年間（平成 28 年度～令和 12 年度）
計画目標年度	：	令和 12 年度

4．計画の区域

本計画において対象とする区域は、田村市全域です。

5．計画の対象廃棄物

本計画において対象とする一般廃棄物は、ごみと生活排水です。ごみは、家庭から排出される「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する事業系廃棄物のうち産業廃棄物に該当しない「事業系ごみ」です（図 1－2）。

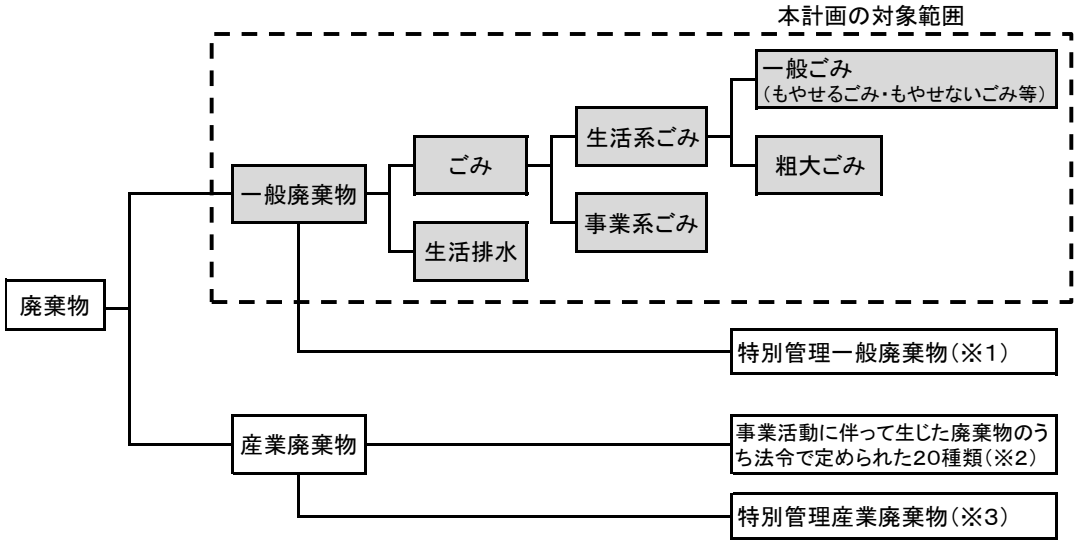

※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）

※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の 19 種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので 19 種類の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物等）

※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）

図 1－2　廃棄物処理法における廃棄物の分類と本計画の対象範囲

第２章　ごみ処理基本計画

１．ごみ処理の現状と課題

１）ごみ処理の現状

（１）ごみ処理の概要

ア　ごみ処理事業の経緯

平成 16 年度に本市が誕生する以前からのごみ処理事業に関する主な経緯を表 ２－１に示します。

表 ２－１　本市のごみ処理事業の経緯

年　度	経　　緯
昭和 48 年度	都路ごみ焼却場（焼却能力：4 トン／日）供用開始
	都路一般廃棄物最終処分場（埋立容量：43,878m^3）供用開始
昭和 52 年度	大越衛生処理センター（焼却能力：8 トン／日）供用開始
	滝根川除ごみ焼却場（焼却能力：8 トン／日）供用開始
	ときわクリーンセンター（埋立容量：13,850m^3）供用開始
昭和 54 年度	大越一般廃棄物最終処分場（埋立容量：22,432m^3）供用開始
	ときわクリーンセンター（焼却能力：10 トン／日）供用開始
昭和 56 年度	滝根一般廃棄物最終処分場（埋立容量：7,036m^3）供用開始
昭和 60 年度	船引一般廃棄物最終処分場（埋立容量：27,400m^3）供用開始
昭和 61 年度	船引清掃センター（焼却能力：20 トン／日）供用開始
平成 7 年度	大越衛生処理センター業務停止（平成 8 年 3 月）
	滝根川除ごみ焼却場業務停止（平成 8 年 3 月）
平成 8 年度	田村東部環境センター（焼却能力：30 トン／日）供用開始
	滝根町、大越町のごみ処理業務を田村東部環境衛生組合（田村広域行政組合）に移管
	ごみ収集業務の民間委託開始
	ごみ処理手数料の一部有料化（粗大ごみの直接搬入、10kg につき 100 円）
平成 9 年度	かん類、びん類、ペットボトル、新聞紙、雑誌、ダンボール、白色トレイの分別収集開始
	都路ごみ焼却場業務停止（平成 10 年 3 月）
	指定ごみ袋によるごみ処理手数料の有料化開始
平成 10 年度	都路一般廃棄物最終処分場埋立完了（平成 11 年 3 月）
平成 11 年度	ときわクリーンセンター焼却業務停止及び埋立完了（平成 12 年 3 月）
平成 12 年度	大越一般廃棄物最終処分場埋立完了（平成 13 年 3 月）
	紙パックの分別収集開始
平成 13 年度	家電リサイクル法による家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の回収開始
	滝根一般廃棄物最終処分場埋立完了（平成 13 年 11 月）
平成 15 年度	その他のプラスチック類の分別収集開始
平成 18 年度	田村西部環境センター（焼却能力：40 トン／日）供用開始
平成 19 年度	田村広域一般廃棄物最終処分場（埋立容量：12,575m^3）供用開始
平成 22 年度	ごみ処理手数料（指定ごみ袋料金）の市内統一（平成 22 年 4 月）
平成 23 年度	ときわクリーンセンター用途廃止（平成 24 年 3 月）
平成 27 年度	大越一般廃棄物最終処分場用途廃止（平成 27 年 5 月）
	滝根一般廃棄物最終処分場用途廃止（平成 28 年 2 月）
平成 28 年度	もやせるごみの市内全域週 2 回収集開始（平成 28 年 4 月）
	船引一般廃棄物最終処分場嵩上げ工事完了
平成 29 年度	ごみ処理手数料（指定ごみ袋料金）の改訂
	その他の紙の分別収集開始
平成 30 年度	田村広域行政組合からの脱退を決定
令和元年度	船引清掃センター及び大越衛生処理センター施設解体
	田村広域行政組合解散決定に伴い、田村東部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場の本市移管が決定
令和 2 年度	都路一般廃棄物最終処分場用途廃止（令和 2 年 12 月）
令和 4 年度	田村広域行政組合解散
令和 5 年度	たむらリサイクルプラザの供用開始

イ　ごみ処理主体

令和５年度時点のごみ処理・処分の各段階における処理主体を表　２−２に示します。収集運搬は直営で、中間処理は一部の処理委託を除き直営、最終処分・資源化は、もやせないごみを除いて民間事業者に委託しています。

表　２−２　ごみ処理主体（令和５年度時点）

区　　分	収集運搬	中間処理	最終処分・資源化
もやせるごみ	市	市（一部処理委託）	民間事業者
もやせないごみ	市	市	市
資源ごみ	市	市	民間事業者
危険ごみ	市	市	民間事業者
粗大ごみ	―	市	民間事業者

なお、本市のごみ処理施設については、田村広域行政組合の解散や新施設への建替に伴い、表　２−３のとおり名称を変更しています。

表　２−３　ごみ処理施設の名称変更

施設分類	変更理由（変更時期）	施設の名称	
		変更前	変更後
資源化施設	新施設への建替に伴う変更（令和６年２月）	田村市船引清掃センター	たむらリサイクルプラザ
焼却施設・粗大ごみ処理施設	組合の解散に伴う変更（令和５年４月）	田村東部環境センター	たむらクリーンセンター
最終処分場		田村広域一般廃棄物最終処分場	たむら一般廃棄物最終処分場

資源化施設については、令和元年度に田村市船引清掃センターを解体しており、令和６年１月までは田村市船引清掃センターの跡地にて資源ごみの受入を行いつつ、新たな資源化施設である「たむらリサイクルプラザ」の整備を行いました。令和６年２月以降は、たむらリサイクルプラザの供用開始に伴い、たむらリサイクルプラザにてかん類、容器包装プラスチック類、ペットボトルを資源化処理しています。

焼却施設・粗大ごみ処理施設、最終処分場については、田村広域行政組合が田村東部環境センター及び田村広域一般廃棄物最終処分場を運営していましたが、組合の解散に伴い、令和５年４月１日付で田村市に移管されています。この移管に伴い、田村東部環境センターは「たむらクリーンセンター」、田村広域一般廃棄物最終処分場は「たむら一般廃棄物最終処分場」に名称を変更しました。

ウ　ごみ処理体系

① 令和６年１月までのごみ処理体制

令和６年１月までのごみ処理体制を図　２－１に示します。

もやせるごみは、たむらクリーンセンター（ごみ焼却施設）で焼却処理または処理委託し、焼却残渣は処理委託しています。もやせないごみ及び粗大ごみは、たむらクリーンセンター（粗大ごみ処理施設）で選別・破砕後、金属等は民間事業者で資源化、可燃残渣はたむらクリーンセンター（ごみ焼却施設）で焼却処理、不燃残渣はたむら一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。資源ごみは、たむらクリーンセンターまたは田村市船引清掃センターで保管後、民間事業者で資源化または処理委託しています。

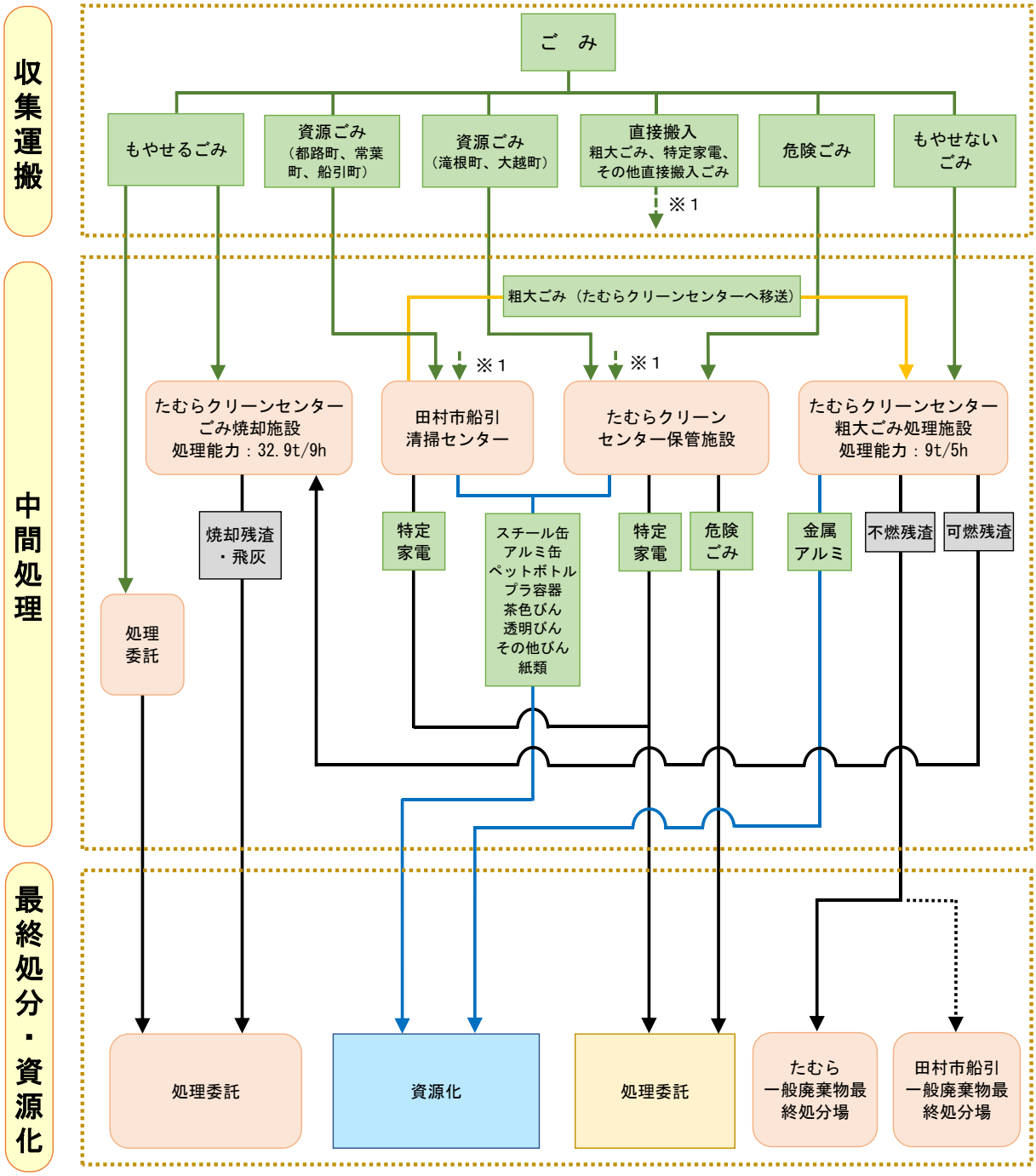

※1：粗大ごみ、特定家電、その他直接搬入ごみの搬入先はたむらクリーンセンターまたは田村市船引清掃センターのどちらでも可ですが、事業系一般廃棄物については許可を受けた施設となります。

図　２－１　令和６年１月までのごみ処理体制

② 令和６年２月以降のごみ処理体制

令和６年２月以降のごみ処理体制を図　２－２に示します。

令和６年２月のたむらリサイクルプラザの供用開始後は、直接搬入ごみを除く、全ての資源ごみをたむらリサイクルプラザに搬入し、かん類、ペットボトル、容器包装プラスチック類については、選別、圧縮処理後、民間事業者に引き渡し資源化します。また、たむらクリーンセンターに搬入された資源ごみの直接搬入分は、たむらリサイクルプラザへ移送し、上記と同様の処理を行います。

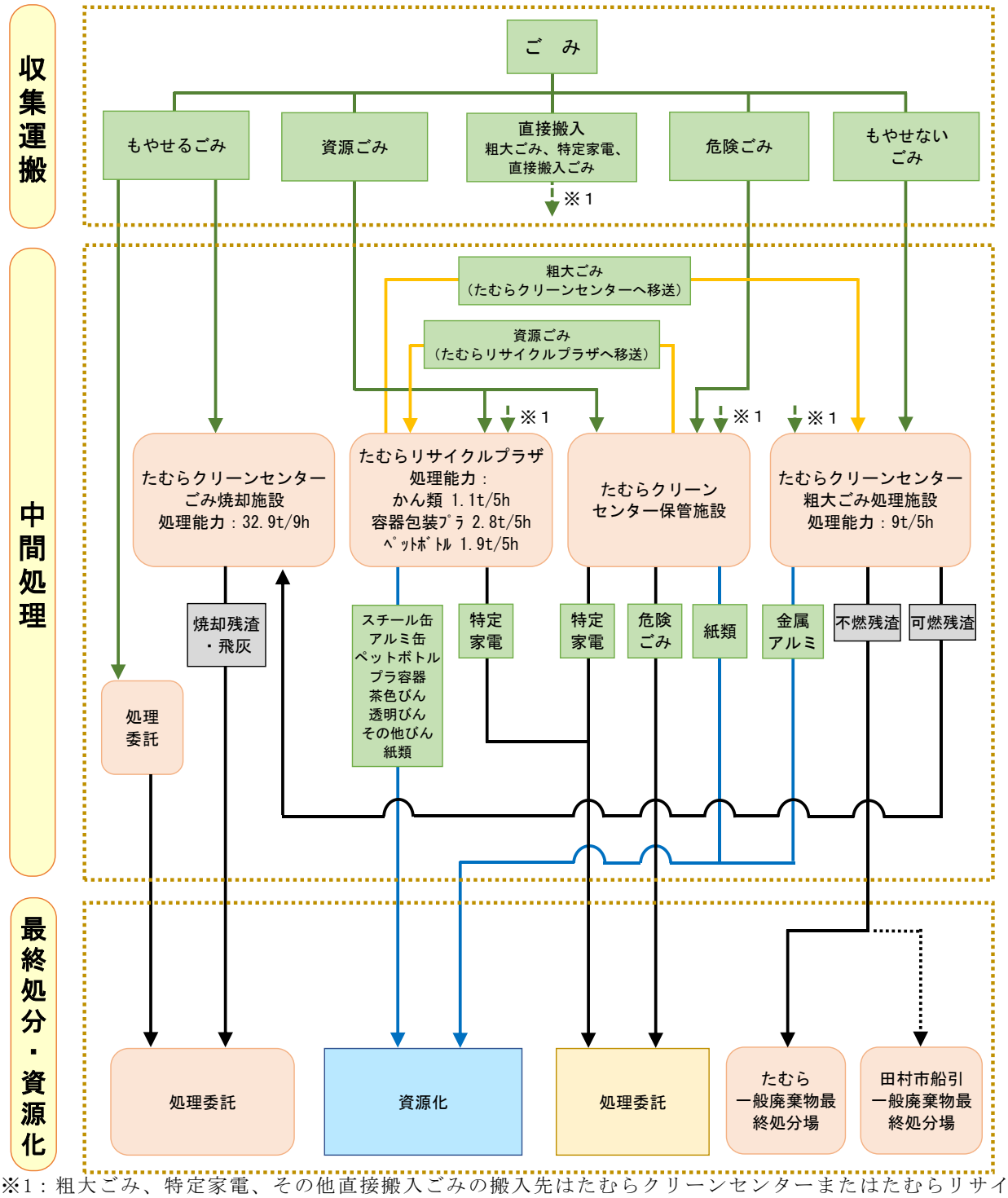

※1：粗大ごみ、特定家電、その他直接搬入ごみの搬入先はたむらクリーンセンターまたはたむらリサイクルプラザのどちらでも可ですが、事業系一般廃棄物については許可を受けた施設となります。

図　２－２　令和６年２月以降のごみ処理体制

（２）ごみ排出量

ア　ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図　２－３に示します。

令和４年度において、計画収集人口 33,963 人（令和５年３月末の住民基本台帳人口）、ごみ収集・直接搬入量 10,334t/年、総資源化量は 1,415t/年、最終処分量は 1,204t/年となっています。

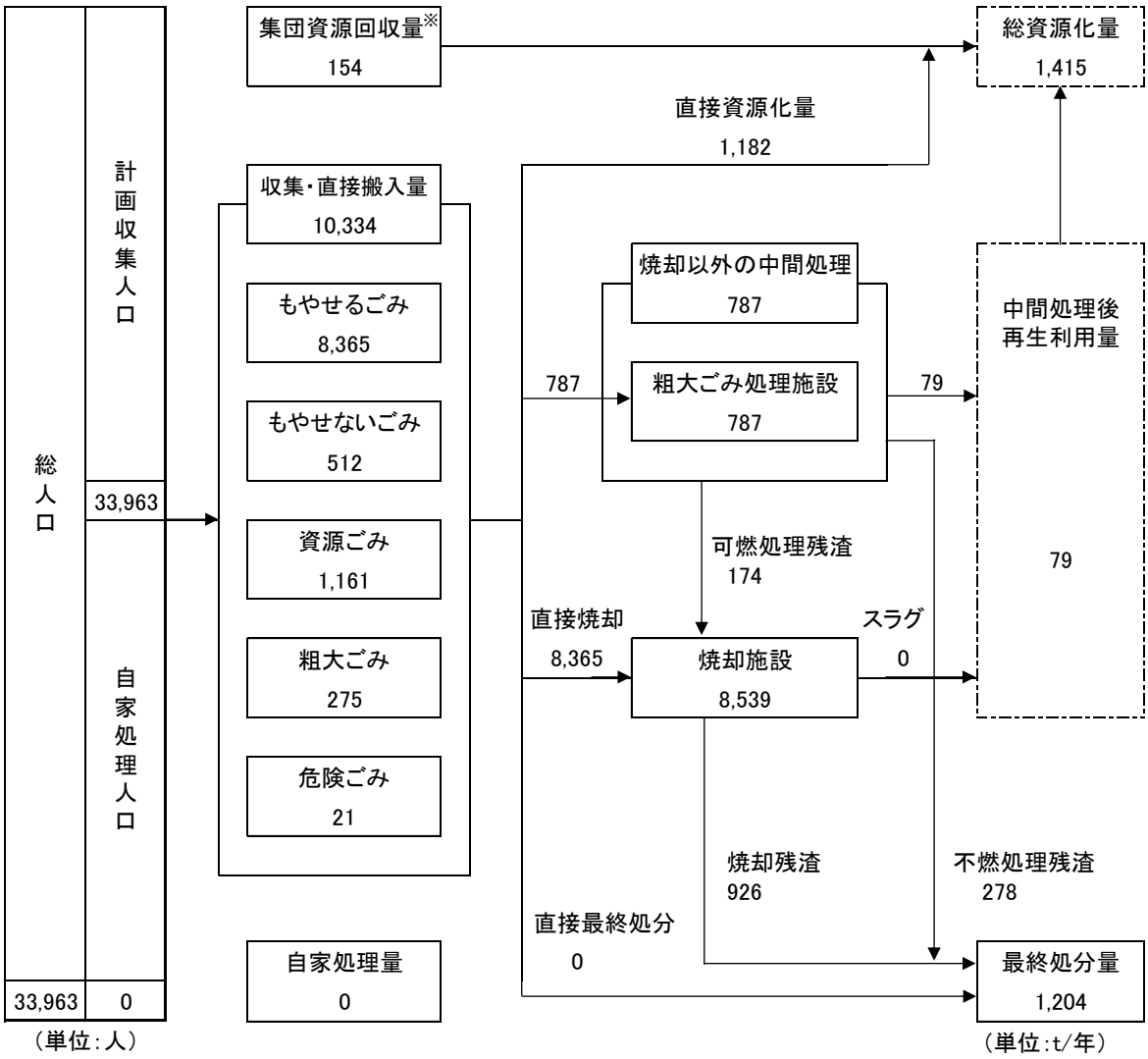

※集団資源回収：子ども会等の団体によるリサイクル運動及び環境啓発活動の推進のため、日常生活から排出される一般廃棄物で再利用・再生利用できるものを回収する団体に報奨金を交付する事業です。

図　２－３　ごみ処理フロー（令和４年度）

イ　ごみ総排出量

ごみ総排出量の実績を表　2－4 及び図　2－4 に示します。

ごみ総排出量は、平成 25 年度から減少傾向にあります。

表　2－4　ごみ総排出量の実績

（単位：t/年）

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
ごみ総排出量		11,832	11,841	11,751	11,622	11,540	11,454	10,998	11,131	10,891	10,488
	生活系ごみ排出量	7,840	7,983	8,004	7,896	7,949	8,025	7,978	8,231	7,835	7,613
	事業系ごみ排出量	3,992	3,858	3,747	3,726	3,591	3,429	3,020	2,900	3,056	2,875

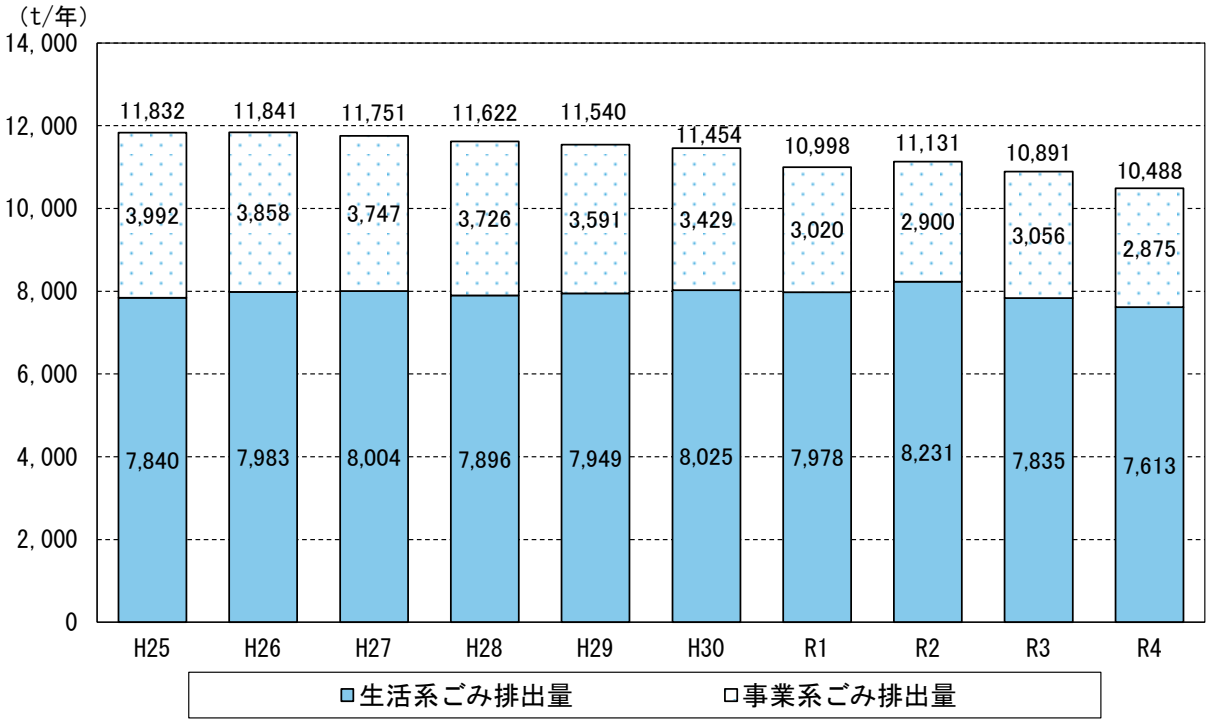

図　2－4　ごみ総排出量の実績

ウ　ごみ種類別排出量

ごみ種別排出量の実績を表　2－5 及び図　2－5 に示します。

ごみ種類別では、もやせるごみの割合が最も多く、もやせるごみ量及び集団資源回収量は経年的に減少傾向にあります。

表　2－5　ごみ種別排出量の実績

（単位：t/年）

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
ごみ総排出量		11,832	11,841	11,751	11,622	11,540	11,454	10,998	11,131	10,891	10,488
	もやせるごみ	9,634	9,602	9,602	9,658	9,533	9,432	8,994	8,772	8,758	8,365
	もやせないごみ	495	550	532	433	426	405	427	655	512	512
	資源ごみ	1,228	1,141	1,071	1,009	1,018	1,077	1,066	1,217	1,184	1,161
	粗大ごみ	119	181	183	176	189	183	217	276	258	275
	危険ごみ	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21
	集団資源回収	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154

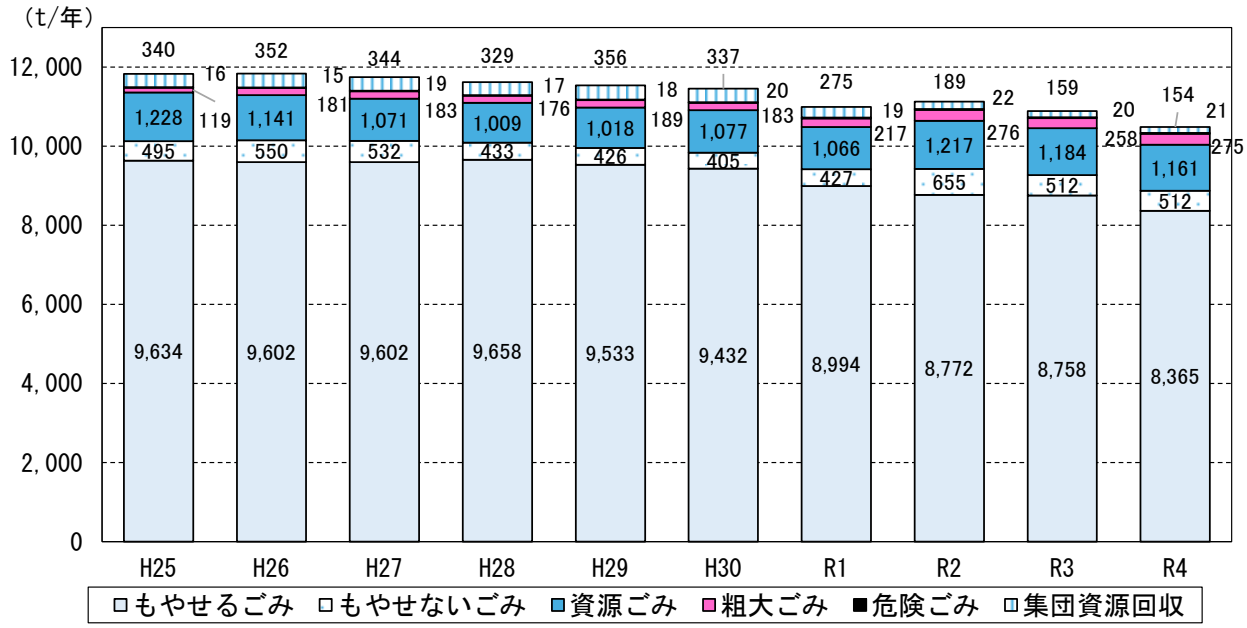

図 2-5　ごみ種別排出量の実績

エ　生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の実績を表 2-6 及び図 2-6 に示します。

令和 4 年度における生活系ごみ排出量は、7,613 t /年となっており、平成 25 年度以降は 7,600t～8,200t/年程度で推移しています。

表 2-6　生活系ごみ排出量の実績

（単位：t/年）

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
生活系ごみ排出量		7,840	7,983	8,004	7,896	7,949	8,025	7,978	8,231	7,835	7,613
	もやせるごみ	5,714	5,852	5,961	6,048	6,032	6,073	6,067	6,035	5,900	5,694
	もやせないごみ	442	491	470	368	377	364	370	556	370	357
	資源ごみ	1,209	1,115	1,051	990	1,001	1,064	1,051	1,217	1,184	1,161
	粗大ごみ	119	158	159	144	165	167	196	212	202	226
	危険ごみ	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21
	集団資源回収	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154

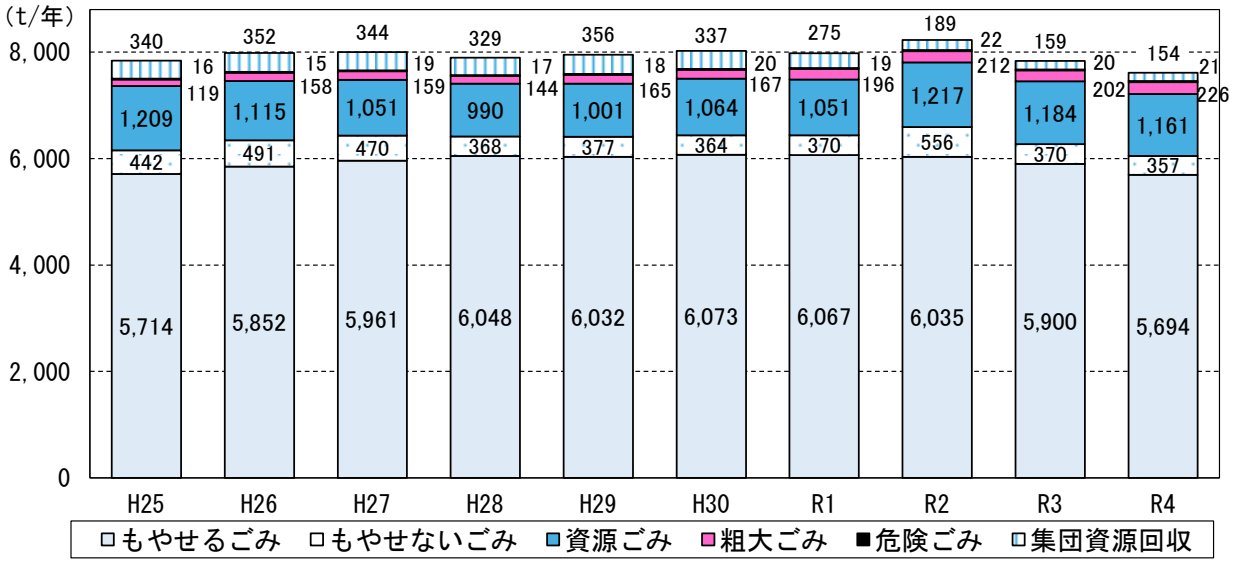

図 2-6　生活系ごみ排出量の実績

オ　事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の実績を表　2－7及び図　2－7に示します。

令和4年度における事業系ごみ排出量は、2,875ｔ/年となっており、平成25年度以降は減少傾向にあります。

表　2－7　事業系ごみ排出量の実績

（単位：t/年）

		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
事業系ごみ排出量		3,992	3,858	3,747	3,726	3,591	3,429	3,020	2,900	3,056	2,875
	もやせるごみ	3,920	3,750	3,641	3,610	3,501	3,359	2,927	2,737	2,858	2,671
	もやせないごみ	53	59	62	65	49	41	57	99	142	155
	資源ごみ	19	26	20	19	17	13	15	0	0	0
	粗大ごみ	0	23	24	32	24	16	21	64	56	49

※事業系資源ごみ量は、直接搬入時に生活系資源ごみと仕分けることが難しいことから、過少になっています。

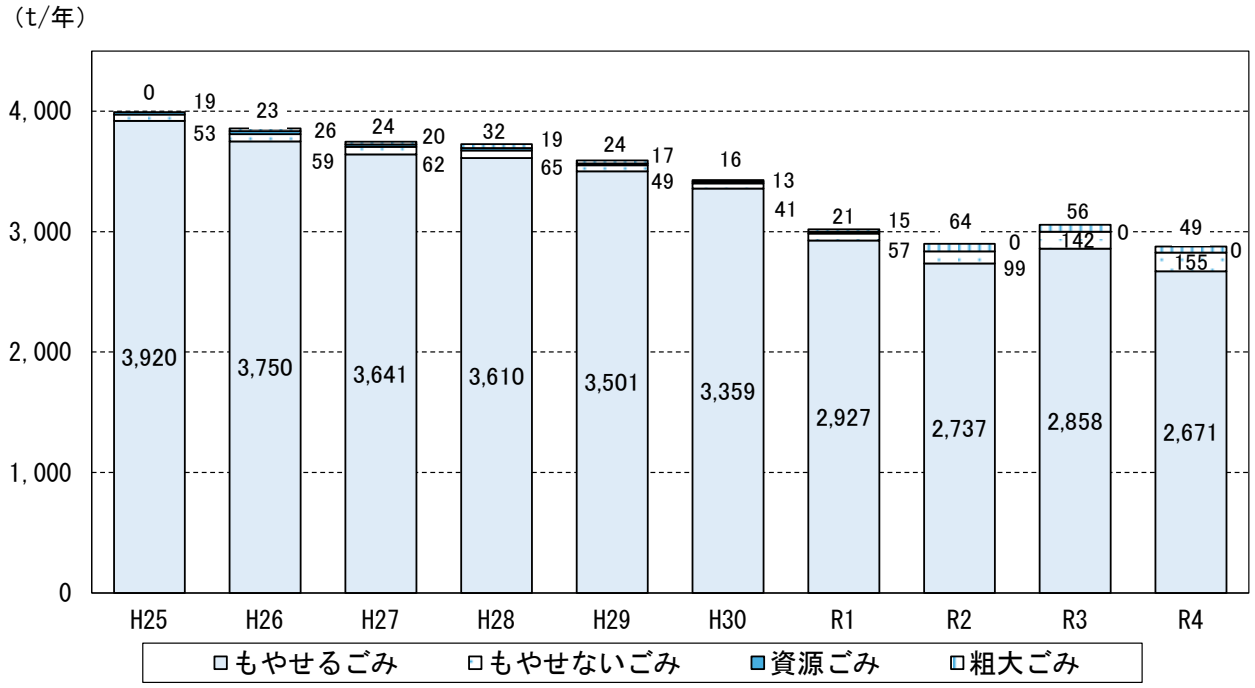

図　2－7　事業系ごみ排出量の実績

カ　１人１日当たりのごみ排出量

１人１日当たりのごみ排出量を図　２－８に示します。

令和４年度の１人１日当たりのごみ排出量は 846ｇ（生活系 614ｇ、事業系 232ｇ）であり、平成 25 年度以降は増加傾向にありましたが、令和３年度以降は減少しています。

本市と福島県、全国の１人１日当たりのごみ排出量の比較を図　２－９に示します。本市の１人１日当たりのごみ排出量は、いずれの年度においても福島県値、全国値を下回っています。

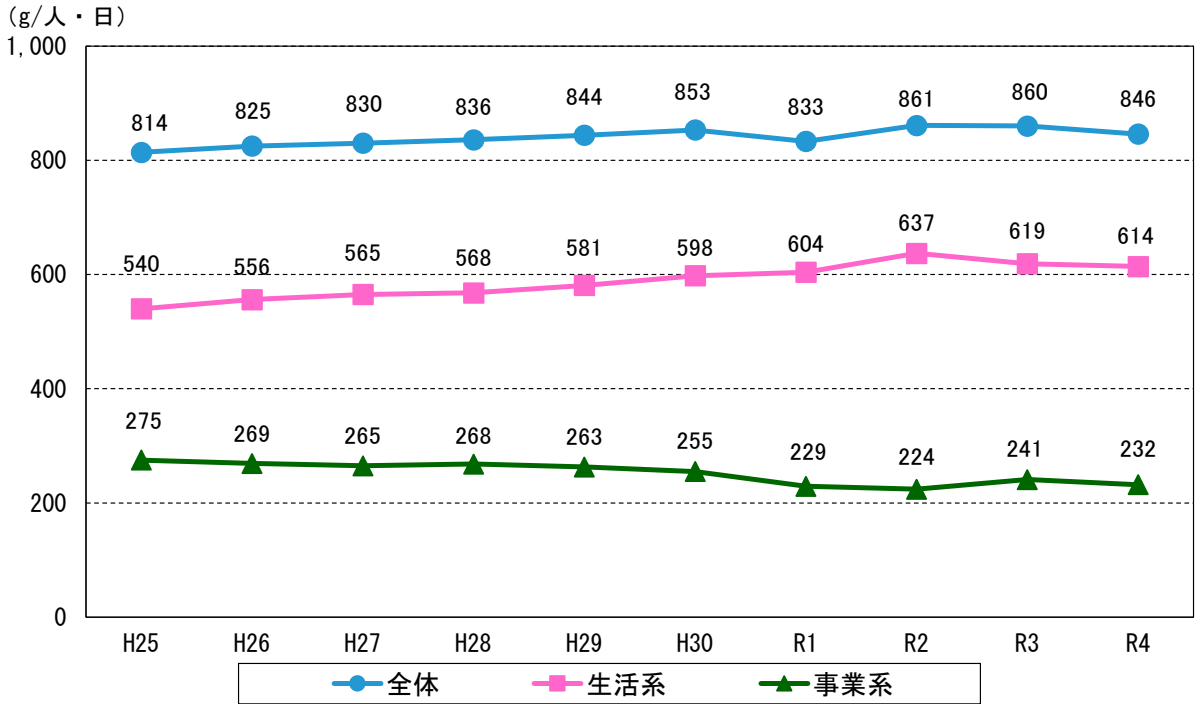

※ 端数処理のため、各項目の和が合計に一致しない場合があります。

図　２－８　１人１日当たりのごみ排出量の実績

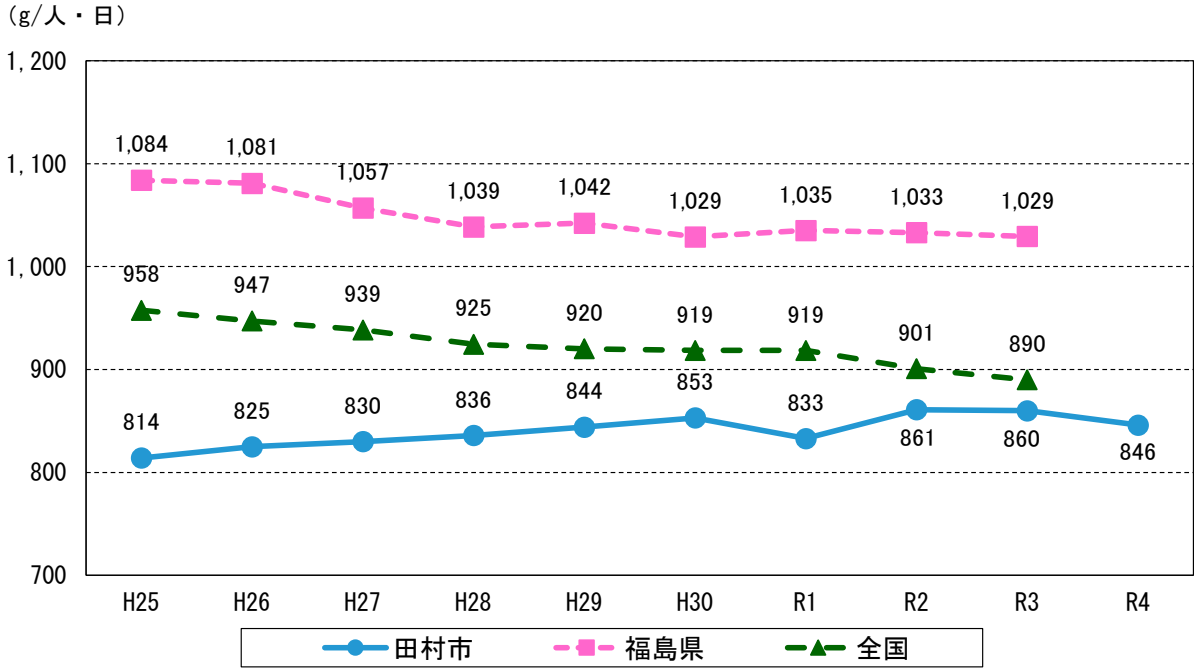

※福島県・全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）に基づきます。

図　２－９　本市と福島県、全国の１人１日当たりのごみ排出量の比較

（３）資源化

ア　資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率の実績を表　２－８及び図　２－１０に示します。

リサイクル率は令和３年度以降大幅に減少し、令和４年度において 13.5%となっています。これは、令和２年度に田村西部環境センターの灰溶融施設が運転を終了したことに伴う、焼却灰のスラグ化による資源化量の減少の影響によるものです。

表　２－８　資源化量及びリサイクル率の実績

	単位	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
資源化量	t/年	2,363	2,206	2,115	2,017	2,031	2,083	2,058	1,991	1,446	1,415
直接資源化量	t/年	1,244	1,156	1,090	1,026	1,036	1,097	1,085	1,239	1,204	1,182
資源ごみ量	t/年	1,228	1,141	1,071	1,009	1,018	1,077	1,066	1,217	1,184	1,161
危険ごみ量	t/年	16	15	19	17	18	20	19	22	20	21
中間処理後再生利用量	t/年	779	698	681	662	639	649	698	563	83	79
溶融スラグ量	t/年	563	484	488	472	470	452	502	457	－	－
資源物量（金属類）	t/年	216	214	193	190	169	197	196	106	83	79
集団資源回収量	t/年	340	352	344	329	356	337	275	189	159	154
リサイクル率	%	20.0	18.6	18.0	17.4	17.6	18.2	18.7	17.9	13.3	13.5

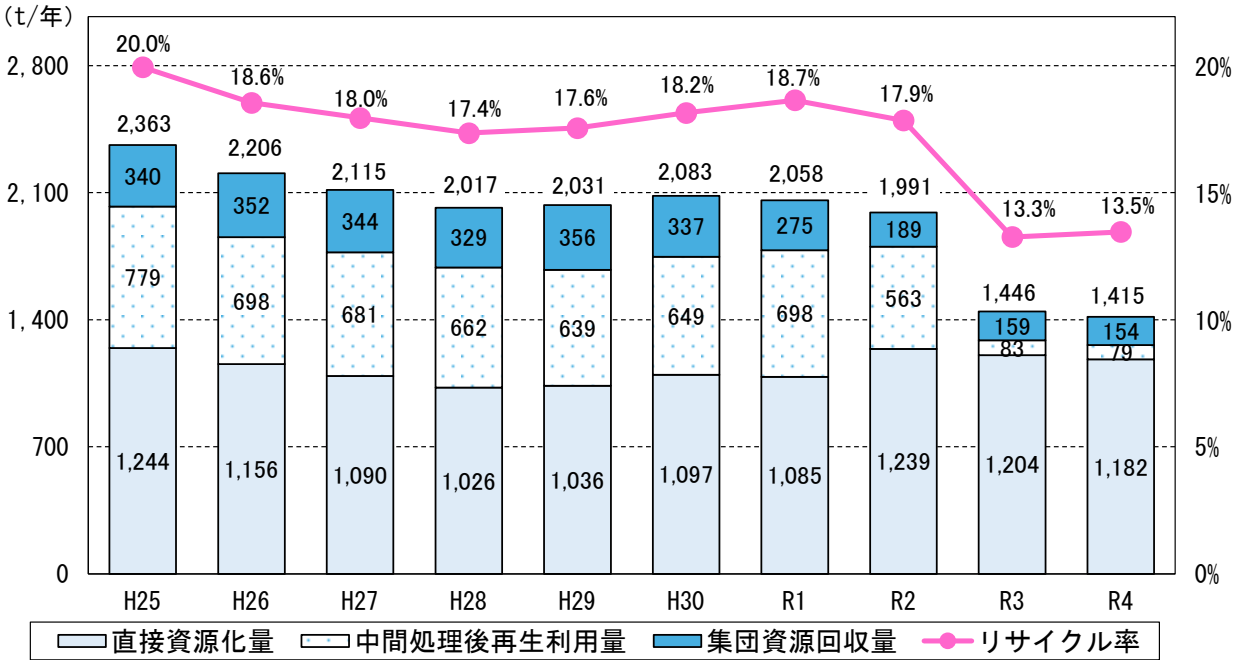

図　２－１０　資源化量及びリサイクル率の実績

イ　福島県、全国とのリサイクル率の比較

本市と福島県、全国とのリサイクル率の比較を図　２－１１に示します。

本市のリサイクル率は、平成 25 年度以降において、全国値を下回っています。また、令和 2 年度までは福島県値を上回っていましたが、令和 3 年度は福島県値と同値になっています。

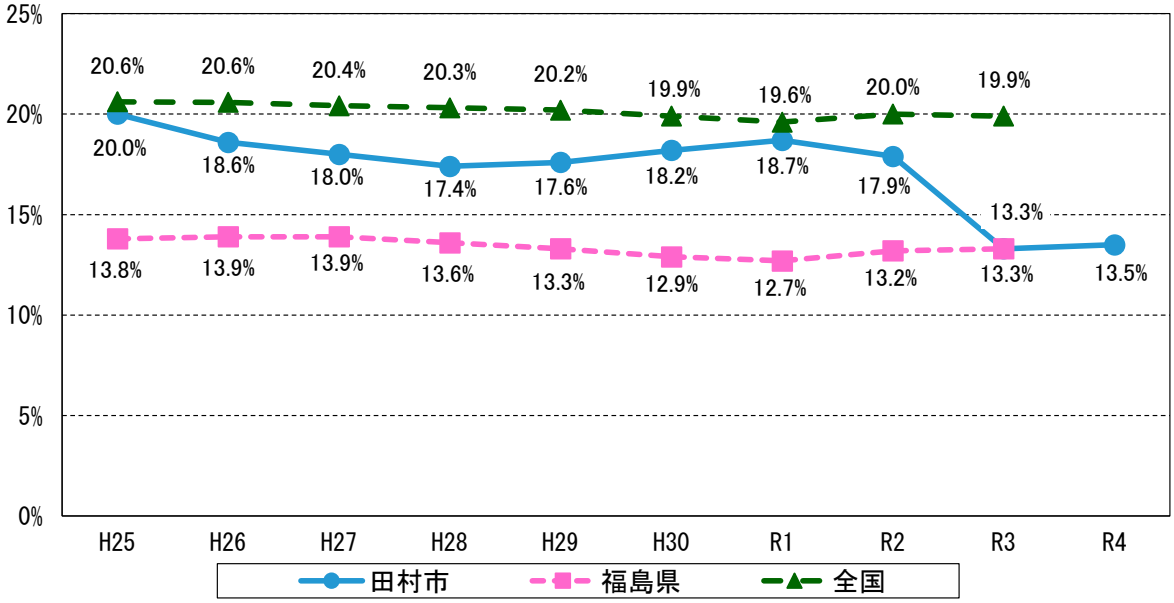

※福島県・全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）に基づきます。

図　２－１１　本市と福島県、全国とのリサイクル率の比較

（4）収集・運搬

ア　ごみの分別区分及び収集体制

ごみの分別区分及び収集体制を表 2-9に示します。

令和5年度時点において、生活系ごみは委託業者による収集または直接搬入、事業系ごみは許可業者による搬入または直接搬入となっています。本市では、ごみの排出量に応じた費用負担という観点から指定袋によるごみ処理手数料の有料化を行っています。また、粗大ごみ及び特定家電においても、ごみ処理手数料を徴収しています。

もやせるごみは、たむらクリーンセンターの基幹的設備改良工事完了後の令和8年度からは、田村西部環境センターでの処理をやめて、全てたむらクリーンセンターで処理を行う予定であることから、基幹的設備改良工事が完了する令和8年度に向け、現在田村西部環境センターに搬入している可燃ごみをたむらクリーンセンターに搬入するよう、収集ルートの見直しを行っていく必要があります。

表 2-9　ごみの分別区分、収集体制（令和5年度）

分別区分			品目	収集回数	収集方式	収集主体	処理手数料
生活系ごみ	もやせるごみ		生ごみ、草木類、革製品、ゴム製品、紙おむつ、汚れのあるプラスチック類	週2回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	もやせないごみ		金属類、小型家電製品（炊飯器、掃除機等）、油や化粧用のびん等	月1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	資源ごみ	かん類	主に飲料用のスチール・アルミかん	月1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	資源ごみ	ペットボトル	飲料用ペットボトル、調味料容器ペットボトル	月1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	資源ごみ	びん類	主に飲料用の無色透明、茶色、その他びん	月1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	資源ごみ	容器包装プラスチック類	容器包装プラスチック類（トレイ類、発泡スチロール等）	週1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	資源ごみ	紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、その他の紙	月1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	－
生活系ごみ	小型家電		家庭用電化製品、小型電子機器（携帯電話等）	－	拠点回収	個人	－
生活系ごみ	廃食用油		使用済みの食用油	－	拠点回収	個人	－
生活系ごみ	危険ごみ		乾電池、蛍光管、卓上ガスボンベ、スプレーかん、水銀入りの体温計、使い捨てライター	月1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	粗大ごみ		指定ごみ袋に入らないもの	－	直接搬入	個人	100円/10kg
生活系ごみ	特定家電		家電リサイクル法の家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	－	直接搬入	個人	1,300円/個
事業系ごみ	特定家電以外		特定家電（生活系ごみの品目に準ずる）以外	－	直接搬入	許可または事業者	100円/10kg
事業系ごみ	特定家電		特定家電（生活系ごみの品目に準ずる）	－	直接搬入	許可または事業者	1,300円/個

※生活系ごみのうち、指定袋を用いずに直接搬入する場合は、50円/10kgの処理手数料を徴収しています。

イ　指定袋料金の変遷

指定袋料金の変遷は表　２－１０のとおりです。

本市では、指定袋の料金改定を今までに３回実施しています。

１回目は、平成 17 年３月の町村合併に伴い、もやせるごみの指定袋を 300 円（大型）、もやせないごみの指定袋を 220 円（中型）に統一しました。

２回目は、平成 18 年４月に新たに容器包装プラスチック類及びペットボトルの指定袋（大型、250 円）を設けました。

３回目は、平成 29 年４月の消費税の増税時に、もやせるごみ及びもやせないごみの指定袋料金を 30 円値上げし、資源ごみである容器包装プラスチック類及びペットボトルの指定袋（大型）は 50 円、かん類、びん類は 30 円値下げしました。

表　２－１０　指定袋料金の変遷

分別区分	料金改定時期			
	～平成 17 年２月	平成 17 年３月～	平成 18 年４月～	平成 29 年４月～
もやせるごみ（大型）	旧都路、常葉、船引 500 円 旧滝根、大越 300 円	300 円	300 円	330 円
もやせないごみ（中型）	旧都路、常葉、船引 400 円 旧滝根、大越 220 円	220 円	220 円	250 円
プラスチック類・ ペットボトル（大型）	－	－	250 円	200 円
かん類・びん類	220 円	220 円	220 円	190 円

ウ　排出形態別ごみ排出量

排出形態別ごみ排出量の実績を図　２－１２に示します。なお、ごみ集積所に排出されたごみ量を「収集量」、たむらクリーンセンター等の廃棄物処理施設に直接持込まれた量を「直接搬入量」、子ども会等の団体による回収量を「集団資源回収量」としています。

収集量及び集団資源回収量は平成 25 年度以降において減少傾向にあります。一方で、直接搬入量は、1,000t～1,250t 程度で推移しています。

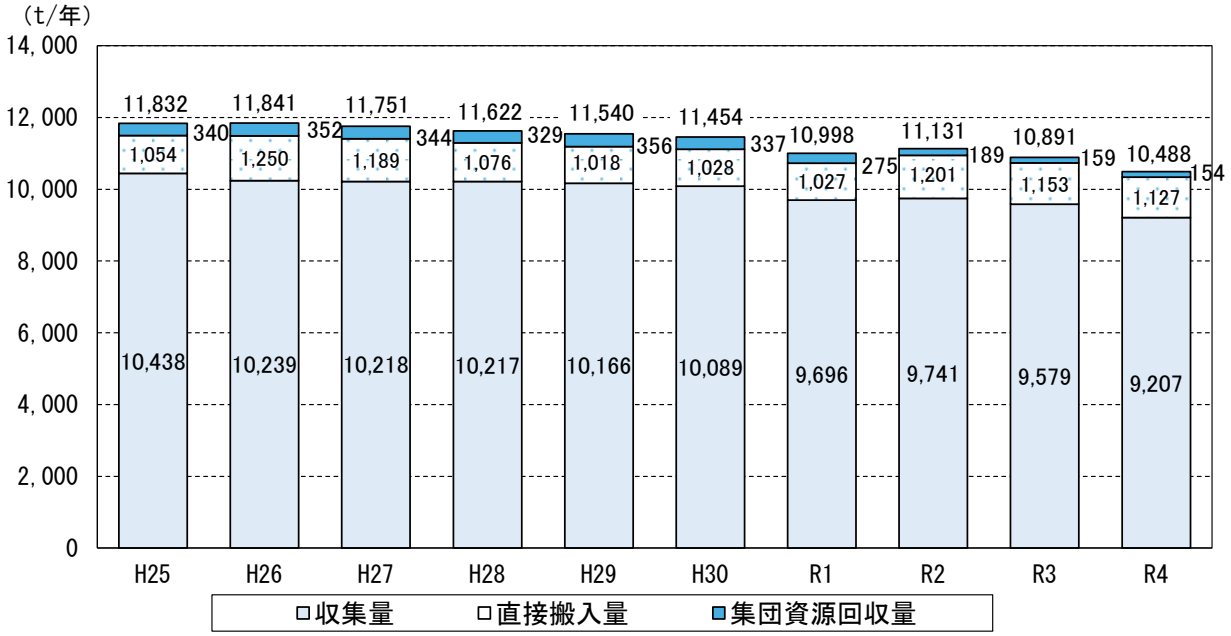

図　２－１２　排出形態別ごみ排出量の実績

（５）中間処理

ア　中間処理施設の概要

① たむらクリーンセンター

たむらクリーンセンターでは、もやせるごみの焼却処理、もやせないごみ・粗大ごみの破砕・選別処理、資源物の保管を行っています。

もやせるごみは、現在、本市のたむらクリーンセンター及び三春町の田村西部環境センターで焼却処理していますが、たむらクリーンセンターの基幹的設備改良工事完了後の令和８年度からは、田村西部環境センターでの処理をやめて、全てたむらクリーンセンターで処理を行う予定です。概要を表　２－１１に示します。

表　２－１１　たむらクリーンセンターの概要

施設名称		たむらクリーンセンター（旧：田村東部環境センター） ※令和7年度末に基幹的設備改良工事が完了予定
所在地		福島県田村市滝根町広瀬字矢大臣48番地29
敷地面積		8,544.26㎡
供用開始年月		平成8年4月
焼却施設	処理対象	もやせるごみ、ごみ処理残渣
	処理能力	78ｔ/24ｈ（39ｔ/24h×2炉）
	処理方式	全連続燃焼式・ストーカ炉
粗大ごみ処理施設	処理対象	粗大ごみ、もやせないごみ
	処理能力	9ｔ/5ｈ
	処理内容	破砕・選別
保管施設	保管対象	かん類、びん類、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック類
	屋内面積	99 ㎡
	屋外面積	204 ㎡

※令和５年４月１日付で田村広域行政組合から田村市に移管しています。

② たむらリサイクルプラザ

たむらリサイクルプラザでは、かん類、容器包装プラスチック類、ペットボトルの選別、圧縮梱包を行っているほか、その他の資源物、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみの保管を行っています。選別処理後の可燃残渣は、たむらクリーンセンターのごみ焼却施設において焼却処理されています。

たむらリサイクルプラザで選別処理したペットボトル及び容器包装プラスチック類は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に出荷し、資源化されています。

概要を表　２－１２に示します。

表　２－１２　たむらリサイクルプラザの概要

施設名称		たむらリサイクルプラザ
所在地		福島県田村市船引町大倉字後田 43 番地
供用開始年月		令和 6 年 2 月
選別施設	処理対象	かん類、容器包装プラスチック類、ペットボトル
	処理能力	かん類：1.1ｔ/5h 容器包装プラスチック類：2.8ｔ/5h ペットボトル：1.9ｔ/5h
	処理内容	選別、圧縮梱包
保管施設	保管対象	かん類、びん類、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック類、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみ
	屋内面積	1,131 ㎡
	屋外面積	11,180 ㎡

イ　処理方法

分別区分ごとの中間処理方法を表　２－１３に示します。

もやせるごみは、主にたむらクリーンセンターで焼却処理しており、一部を処理委託しています。もやせるごみ以外は、たむらクリーンセンターまたはたむらリサイクルプラザで破砕、圧縮、保管等を行っています。

表　２－１３　分別区分ごとの中間処理方法

分別区分		処理方法	処理施設
もやせるごみ		焼却処理	・たむらクリーンセンター（一部処理委託）
もやせないごみ		破砕後資源回収	
危険ごみ		乾電池、蛍光管は保管後資源回収	
資源ごみ	かん類	圧縮処理、保管後資源回収	・たむらリサイクルプラザ
	ペットボトル	圧縮梱包、保管後資源回収	
	無色透明のびん	保管後資源回収	
	茶色のびん		
	その他のびん		
	容器包装プラスチック類	圧縮梱包、保管後資源回収	
	新聞紙	保管後資源回収	・たむらリサイクルプラザ ・たむらクリーンセンター
	雑誌		
	ダンボール		
	紙パック、その他の紙		
粗大ごみ		破砕後資源回収	

ウ　処理量

ごみ処理量の実績を図　２－１３に示します。

令和４年度における直接焼却量は年間 8,365ｔ、焼却以外の中間処理量は年間 787ｔ、直接資源化量は年間 1,182ｔとなっています。

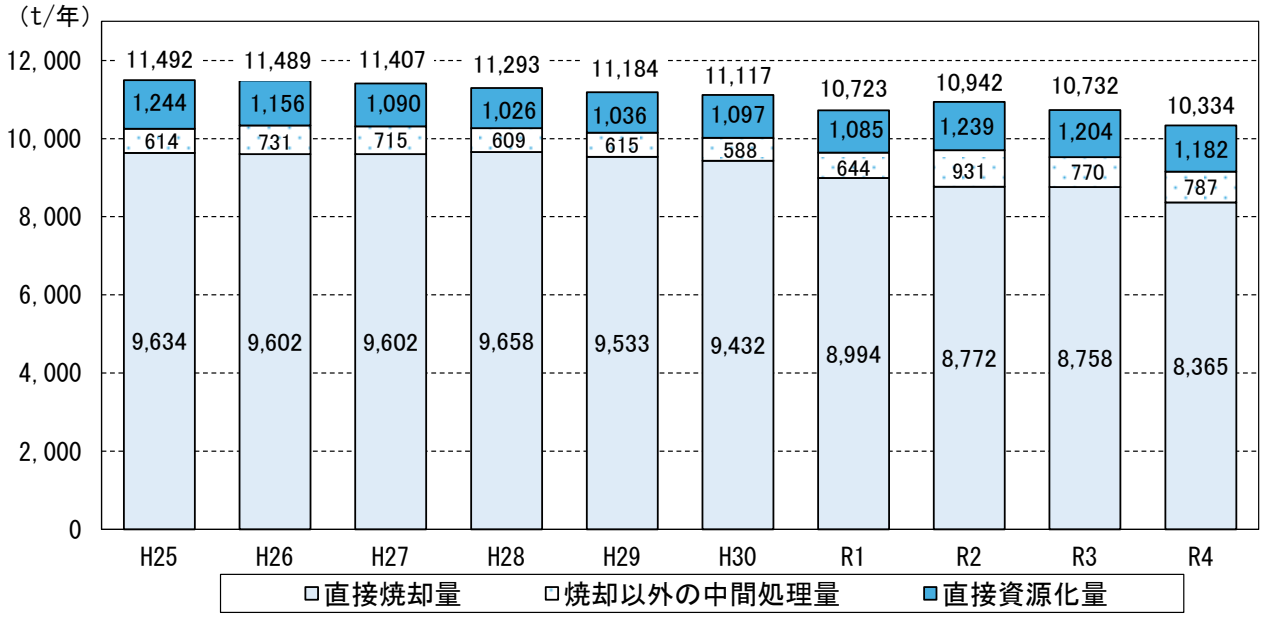

図　２－１３　ごみ処理量の実績

エ　ごみ焼却施設におけるごみ質分析結果

ごみ焼却施設（たむらクリーンセンター）におけるごみ質分析結果を図 ２－１４及び図２－１５に示します。

過去５年間のごみ組成の平均割合では、紙類が 47.1％で最も多く、次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム類が 21.1％、厨芥類が 12.1％となっています。平均低位発熱量は、8,688kJ/kg となっています。

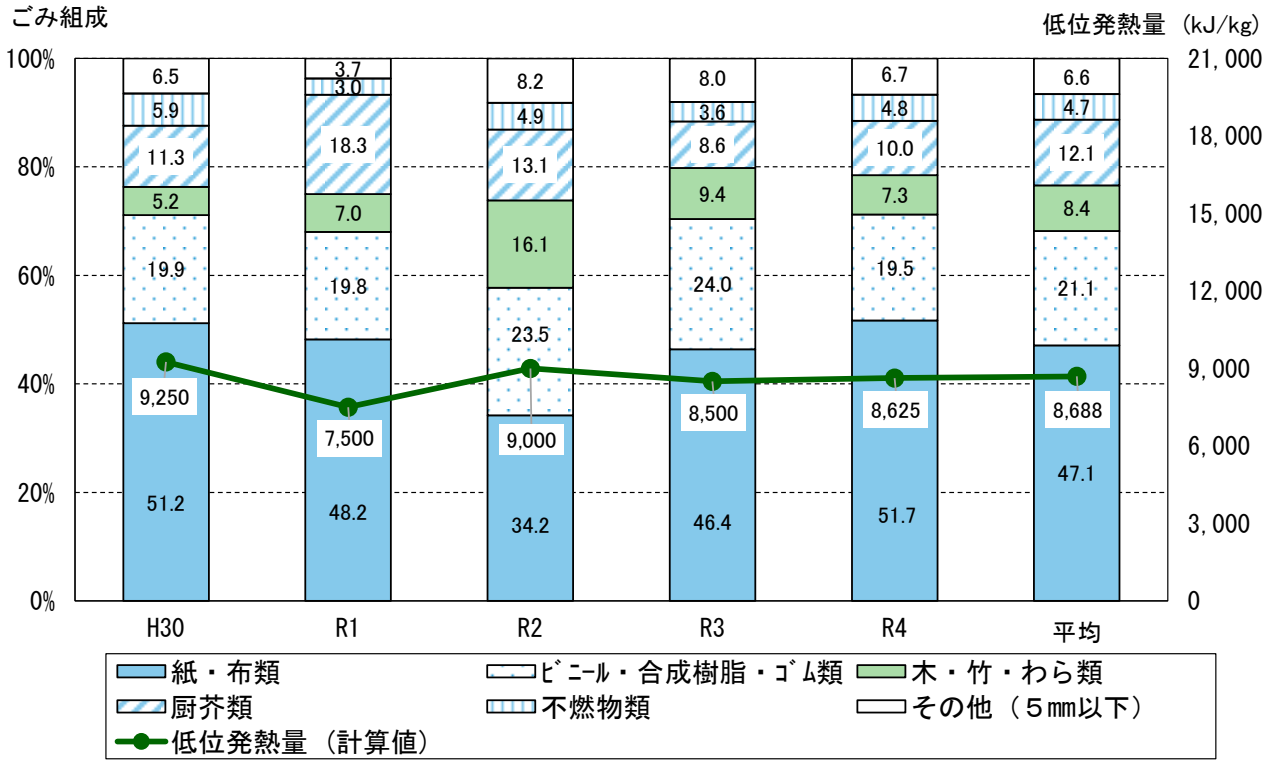

図 ２－１４　ごみの組成（たむらクリーンセンター（ごみ焼却施設））

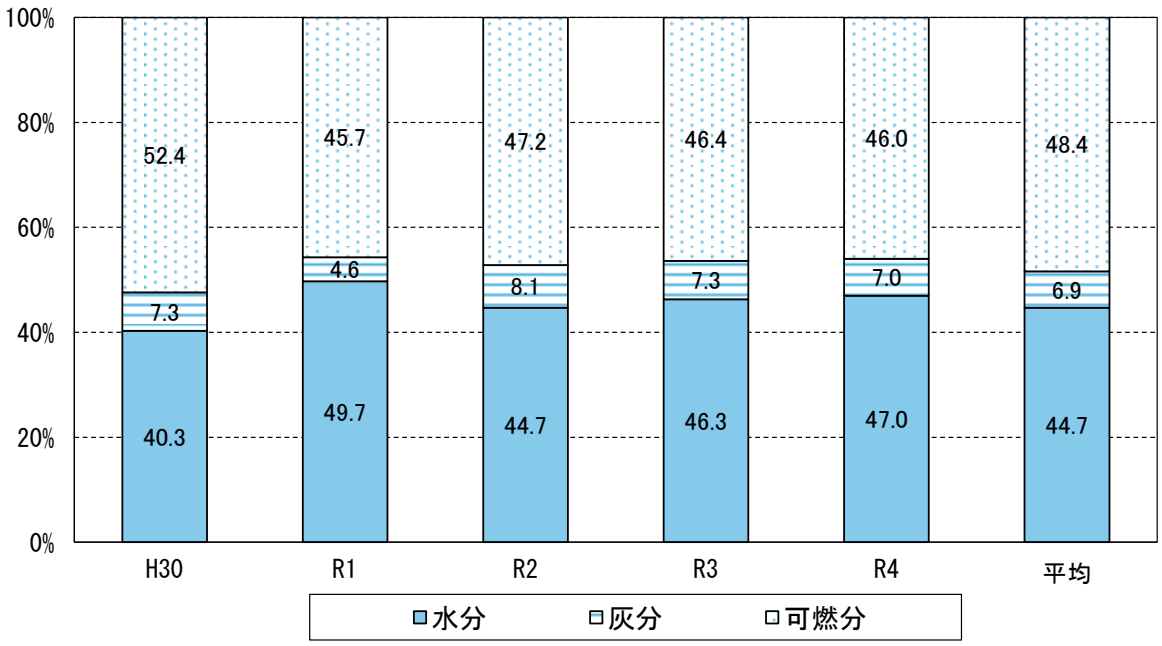

※ごみ中に含まれる水分、灰分、可燃分の割合を示すグラフ
・水分：ごみ（生ごみ等）に含まれる水分
・灰分：不燃物（金属やガラス等）のほか、調理時に発生する燃えがら等
・可燃分：ごみ中に含まれる燃える物質

図 ２－１５　ごみの三成分（たむらクリーンセンター（ごみ焼却施設））

（６）最終処分

ア　最終処分場の概要

最終処分場の施設概要を表　２－１４及び表　２－１５に示します。

たむら一般廃棄物最終処分場では、中間処理施設から発生する飛灰、不燃残渣を埋立処分していましたが、東日本大震災以降、放射性物質が含まれている飛灰は外部処理を行っており、現在は不燃残渣のみを埋立処分しています。

田村市船引一般廃棄物最終処分場では、汚泥、草、災害ごみを埋立処分しています。

表　２－１４　たむら一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	たむら一般廃棄物最終処分場（旧：田村広域一般廃棄物最終処分場）
所在地	福島県田村市常葉町西向字池ノ入1番地1
供用開始年月	平成19年4月
処分対象	焼却灰（飛灰）、破砕不燃残渣
埋立面積	2,490 ㎡
埋立容量	12,575 ㎥
残余容量	6,324㎥（令和４年度末）
水処理能力	3.3 ㎥/日

※令和５年４月１日付で田村広域行政組合から田村市に移管しています。

表　２－１５　田村市船引一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	田村市船引一般廃棄物最終処分場
所在地	福島県田村市船引町大倉字後田43番地
供用開始年月	昭和60年4月
処分対象	汚泥、草、災害ごみ
埋立面積	5,400 ㎡
埋立容量	29,833 ㎥
残余容量	557㎥（令和4年度末）
水処理能力	43 ㎥/日

イ　最終処分量

最終処分量及び１日当たりの最終処分量の推移を図　２－１６、本市と福島県、全国の１人１日当たりの最終処分量の比較を図　２－１７に示します。

令和４年度における最終処分量は年間 1,204ｔで、１人１日当たりの最終処分量は 97ｇとなっています。

また、令和３年度における１人１日当たりの最終処分量について、本市と福島県、全国を比較すると、令和２年度までは福島県値及び全国値を下回っていましたが、令和３年度は全国値を上回っています。これは、令和２年度に田村西部環境センターの灰溶融施設が運転を終了したことに伴い、焼却灰の埋立処分を始めたことによる影響と考えられます。

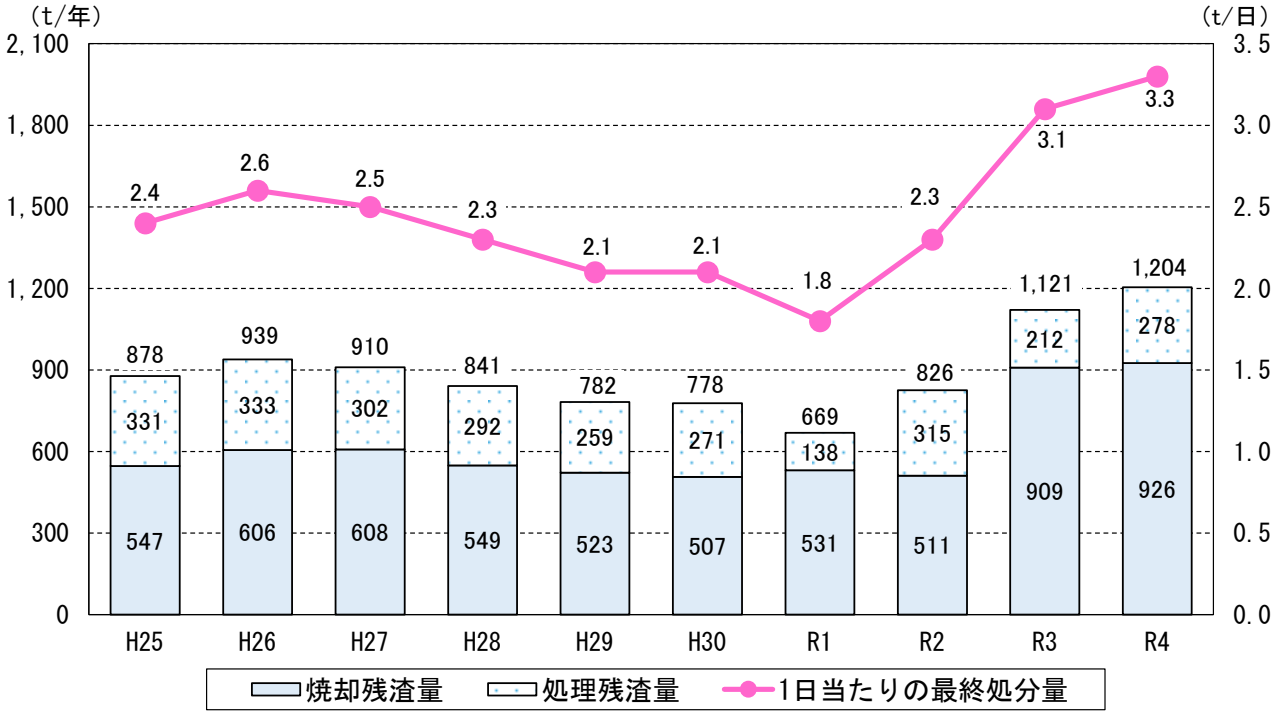

図　２－１６　最終処分量及び１日当たりの最終処分量の推移

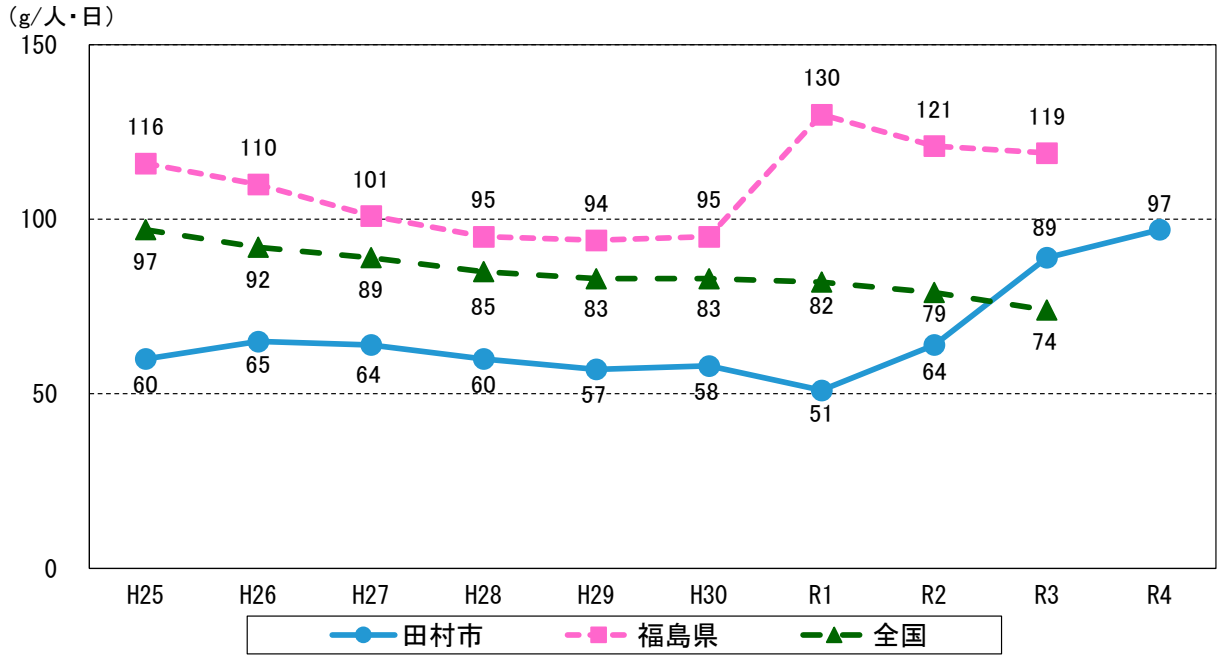

※福島県・全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）に基づきます。

図　２－１７　本市と福島県、全国の１人１日当たりの最終処分量の比較

（7）ごみ処理に関する経費

本市におけるごみ処理経費を表　2－１６、1人当たりの経費の推移を図　2－１８、ごみ1ｔ当たりの経費の推移を図　2－１９に示します。

処理経費の合計は、令和元年度まで増加していましたが、令和2年度以降は概ね横ばいになっています。

1人当たりの経費は、平成25年度以降のいずれの年度においても福島県値及び全国値を下回っており、令和4年度は16,665円となっています。

ごみ1ｔ当たりの経費は、令和元年度に福島県値及び全国値を上回りましたが、令和2年度に減少し、令和2年度以降は福島県値及び全国値を下回っており、令和4年度は53,964円となっています。

表　2－１６　ごみ処理経費

区分＼年度			単位	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
建設・改良費			千円	0	0	734	3,132	0	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費		千円	13,067	14,620	13,124	13,063	13,576	11,565	4,705	12,300	18,081	18,081
	処理費	収集運搬費	千円	2,958	2,974	1,061	746	972	1,051	737	668	622	603
		中間処理費	千円	1,486	3,501	7,224	4,001	4,317	3,970	4,877	3,535	3,572	4,338
		最終処分費	千円	621	483	563	168	93	90	66	192	178	0
		計	千円	5,065	6,958	8,848	4,915	5,382	5,111	5,680	4,395	4,372	4,941
	委託費	収集運搬費	千円	95,500	132,986	133,018	150,397	150,075	150,423	151,981	160,051	160,052	160,315
		中間処理費	千円	37,755	38,788	38,409	44,316	52,989	52,999	53,452	45,584	41,580	41,844
		最終処分費	千円	6,405	7,031	7,457	5,736	5,842	4,855	4,323	3,356	3,098	3,098
		その他	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	千円	139,660	178,805	178,884	200,449	208,906	208,277	209,756	208,991	204,730	205,257
	車両等購入費		千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合分担金		千円	310,681	294,415	306,565	295,114	361,413	405,235	439,269	337,700	337,700	337,700
	調査研究費		千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他			千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理経費計			千円	468,473	494,798	508,155	516,673	589,277	630,188	659,410	563,386	564,883	565,979
人口			人	39,806	39,305	38,686	38,094	37,460	36,792	36,079	35,427	34,694	33,963
総ごみ排出量			t/年	11,832	11,841	11,751	11,622	11,540	11,454	10,998	11,131	10,891	10,488
1人当たりのごみ処理経費	本市		円/人	11,769	12,589	13,135	13,563	15,731	17,128	18,277	15,903	16,282	16,665
	福島県			13,878	14,435	17,678	18,755	20,412	23,585	19,894	19,415	20,730	－
	全国			16,628	17,376	17,564	17,727	17,853	18,888	19,021	19,674	19,754	－
1t当たりのごみ処理経費	本市		円/t	39,594	41,787	43,244	44,456	51,064	55,019	59,957	50,614	51,867	53,964
	福島県			35,075	36,585	45,697	49,471	53,653	62,802	52,506	51,489	55,175	－
	全国			47,577	50,257	51,133	52,530	53,161	56,336	56,580	59,839	60,811	－

※福島県・全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）に基づきます。

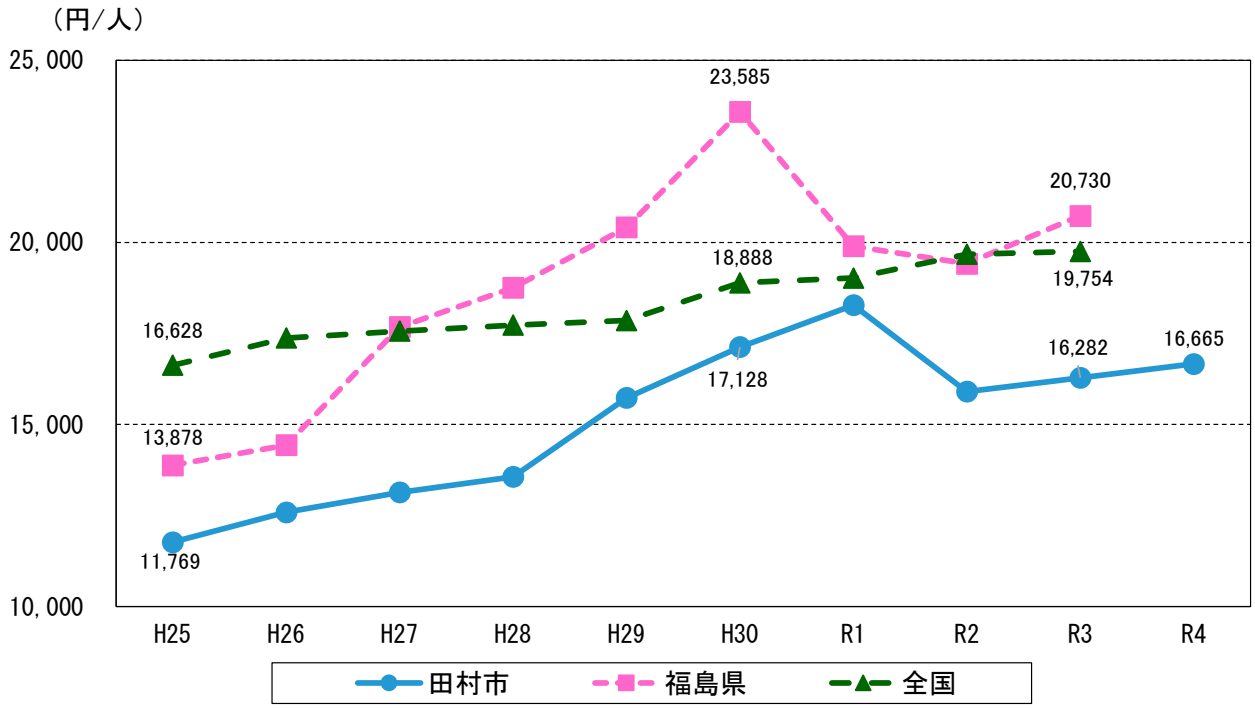

※福島県・全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）に基づきます。

図　２－１８　本市と福島県、全国の１人当たりの経費の推移

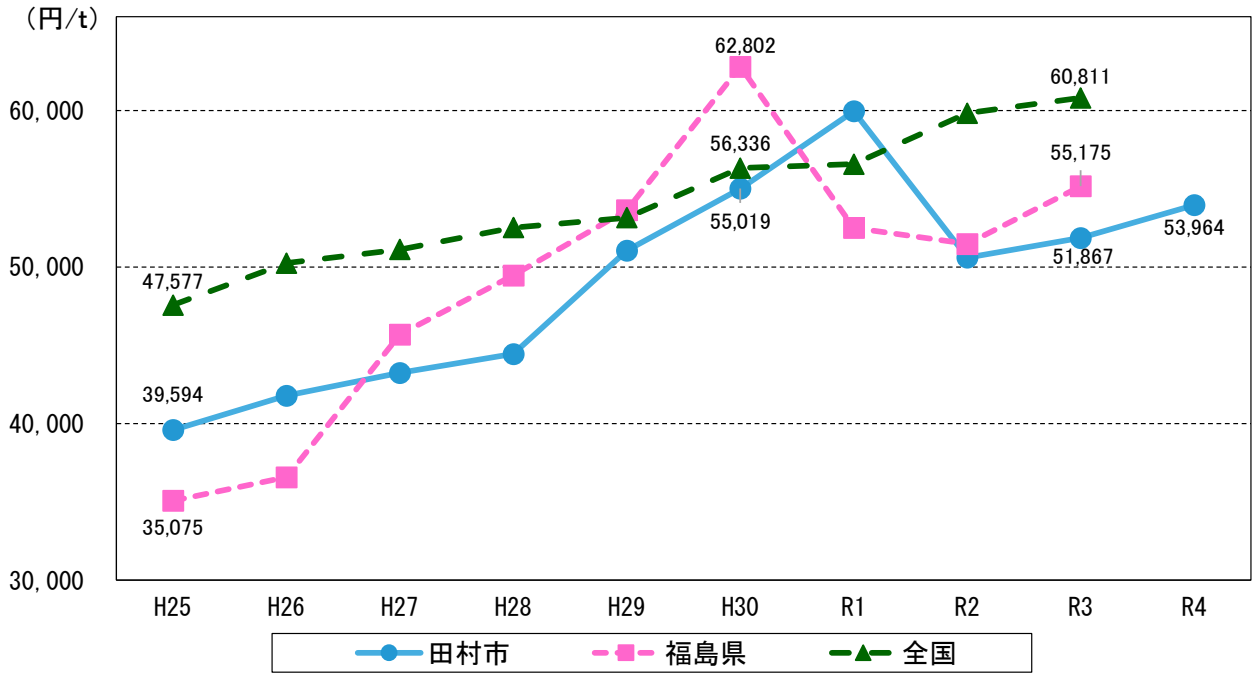

※福島県・全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）に基づきます。

図　２－１９　本市と福島県、全国のごみ１ｔ当たりの経費の推移

2）ごみ処理の評価

（1）福島県内市町村との比較

本市のごみ処理状況を評価するために、令和３年度の福島県内市町村と本市の実績を比較します。なお、比較は「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）の「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に行いました。

比較結果を表　２-１７及び図　２-２０に示します。

令和３年度の福島県内市町村の平均値に対し、１人１日当たりのごみ総排出量、廃棄物からの資源回収率及び廃棄物のうち最終処分される割合は、優れた結果となっています。特に、廃棄物のうち最終処分される割合は、福島県内平均値 13.5%に対して、本市は 4.6%であり、8.9%の差となっています。

一方で、１人当たりの年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、福島県内市町村の平均値よりも高くなっています。

表　２-１７　福島県内市町村の平均値と本市の実績の比較結果（令和３年度）

		１人１日当たりのごみ総排出量（g/人・日）	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)（%）	廃棄物のうち最終処分される割合（%）	１人当たりの年間処理経費※2（円/人・年）	最終処分減量に要する費用（円/ｔ）
田村市※1		862 (111)	14.9 (128)	4.6 (166)	16,679 (78)	54,187 (66)
※3 福島県内市町村	平均値※1	966 (100)	11.6 (100)	13.5 (100)	13,663 (100)	40,373 (100)
	最大値	1,324	32.5	18.7	67,025	103,720
	最小値	722	3.2	1.4	5,708	17,785

※1（ ）内数値は、福島県内市町村平均値を 100 とした場合の指数に換算した値を示し、指数が 100 以上のとき、本市の実績が福島県内市町村平均値より優れていることを示します。

※2　１人当たりの年間処理経費は、ごみ処理経費の合計から建設・改良費及び車両等購入費を差し引き、人口で除した費用です。

※3　令和５年 11 月 30 日時点で福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域が含まれている７市町村（南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除きます。

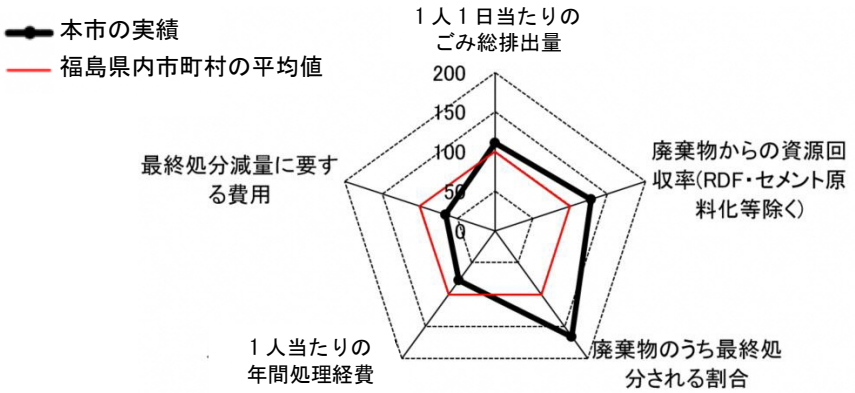

図　２-２０　福島県内市町村の平均値と本市の実績の比較（令和３年度）

（2）中間目標年度における計画目標の達成状況

中間目標年度（令和４年度）における目標値の達成状況を表　２−１８に示します。

令和４年度において１人１日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の中間目標年度における目標値は、いずれも達成できていません。現行計画の目標値は、達成困難な数値であることから、現行計画の目標値を見直すこととします。

表　２−１８　現行計画における目標値の達成状況等

区分		令和４年度の実績	現行計画の目標（参考）	
			中間目標年度（令和４年度）	計画目標年度（令和 12 年度）
ごみの減量化・資源化	１人１日当たりのごみ排出量	846g/人・日	718g/人・日	600g/人・日
	リサイクル率※1（溶融スラグ分を除く）	13.5%	22.4%（18.3%）	28.6%（24.8%）
	最終処分量※2（溶融スラグ分を含む）	1,204t/年	519t/年（886t/年）	310t/年（538t/年）

※1 リサイクル率の現行計画の目標値について、令和２年度の灰溶融施設の運転終了に伴い、本市では溶融スラグの資源化が実施できなくなったことから、現行計画の目標値に対して、溶融スラグを資源化しない場合の目標値を（）内に示します。

※2 最終処分量の現行計画の目標値について、令和２年度の灰溶融施設の運転終了に伴い、本市では焼却灰を埋立処分することになったことから、現行計画の目標値に対して、溶融スラグを埋立処分した場合の目標値を（）内に示します。

3）ごみ処理の課題

本市におけるごみ処理の課題は、次のとおりです。

（1）ごみの減量化・資源化

本市の生活系ごみ及び事業系ごみを含めた1人1日当たりのごみ排出量は、令和4年度で846ｇ/人・日となっており、現行計画の中間目標年度の目標値（令和4年度：718ｇ/人・日）を達成できていません。

リサイクル率は、令和2年度の灰溶融施設の運転終了により、焼却灰のスラグ化が廃止されたことから大幅に減少し、令和4年度で13.5%となっており、現行計画の中間目標年度の目標値（令和4年度：22.4%）を大幅に下回っています。

ごみの減量化・資源化を推進していくためには、もやせるごみに含まれる紙類（ごみ質分析結果より全体量の約5割を占める）、厨芥類の分別の徹底を図るとともに、たむらリサイクルプラザで処理を行う容器包装プラスチック類、ペットボトルの分別排出の促進、プラスチック資源循環促進法への対応等、減量化・資源化施策を見直す必要があります。

（2）収集・運搬

令和7年度末に竣工予定のたむらクリーンセンター基幹的設備改良工事後は、田村西部環境センターでの処理をやめ、市内から発生するもやせるごみを全てたむらクリーンセンターで処理する予定であることから、令和8年度以降の収集ルート等の見直しを行っていく必要があります。

また、生活スタイルの変化によりごみの発生量も変わってきていることから、変化に合わせた収集体制とするよう改善を図っていく必要があります。

（3）中間処理

田村広域行政組合の解散に伴い、本市に移管されたたむらクリーンセンターについては、令和5年度現在、本市と小野町のもやせるごみの全量を処理することを目的として、基幹的設備改良工事を実施しており、令和7年度末の竣工後は、もやせるごみの安定的な処理及び効率的な運営が行えるようにする必要があります。

また、令和6年2月に供用開始されたたむらリサイクルプラザについても、効率的な運営を続ける必要があります。

（4）最終処分

東日本大震災以降、放射性物質が含まれている飛灰の搬入ができないため、令和6年3月時点でたむら一般廃棄物最終処分場へ搬入しているごみは、粗大ごみ・もやせないごみ等の選別処理後に発生する不燃残渣のみとなっています。そのため、今後は効率的な最終処分場の運営を続ける必要があります。

併せて、田村市船引一般廃棄物最終処分場については、引き続き適正な管理を継続していく必要があります。

２．ごみ処理の将来予測

本章では、将来のごみ発生量と処理・処分量の動向を把握するため、計画対象区域内人口及び計画ごみ量の予測を行います。

１）計画対象区域内人口の予測

計画対象区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口（令和５年度推計）に基づき設定します。なお、令和５年度から令和６年度の人口については、令和４年度の実績値と令和７年度の予測値を直線補間し、それ以降の年度は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口の５年度毎の予測値を直線補間します。

計画対象区域内人口の予測結果を図　２-２１に示します。

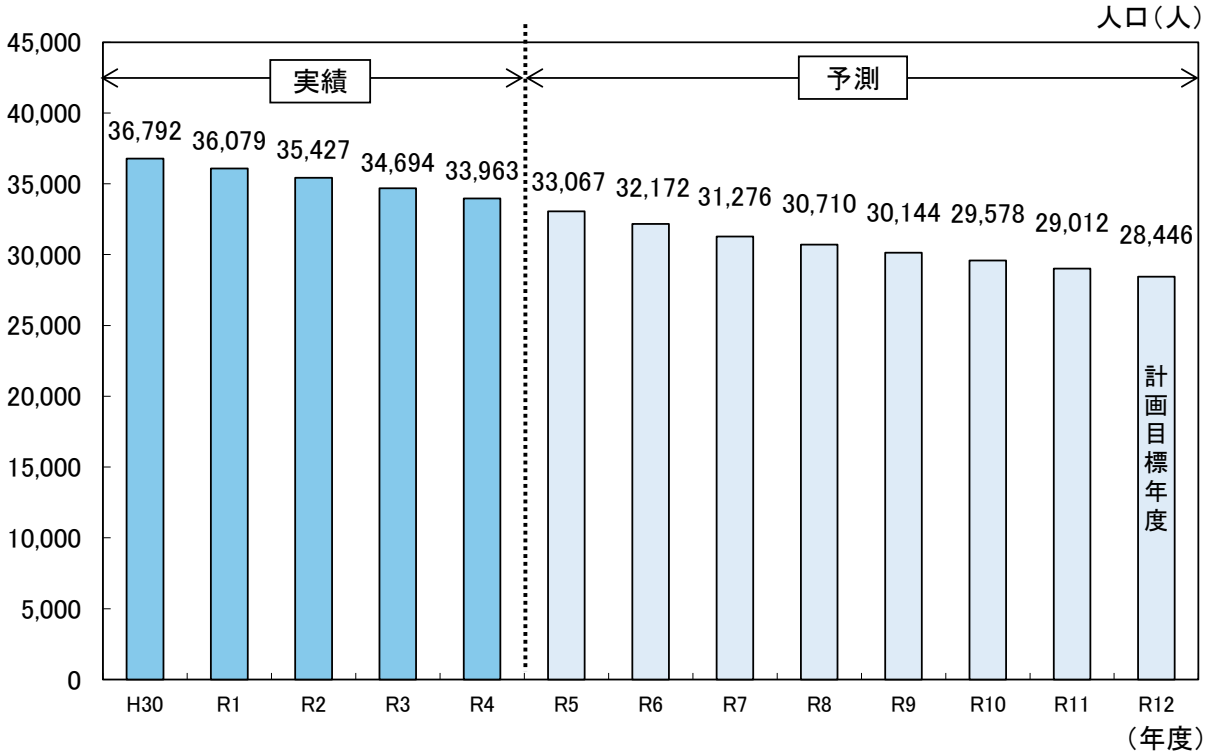

※国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）を基に作成しています。

図　２-２１　計画対象区域内人口の予測結果

２）ごみ排出量・処理量の予測（現状維持の場合）

ごみ排出量等の将来予測（現状維持の場合）は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年９月、環境省）に基づきトレンド法により行いました。

トレンド法とは、年度の経過とごみ量の推移の関係を示す推計式に基づき、将来、年度が経過した場合にどの程度ごみ量が変化するかをこれまでの実績から予測する手法です。

トレンド法により算出した将来予測（現状維持の場合）を図　２-２２～図　２-２３に示します。

なお、トレンド法による予測結果より、「１人１日当たりのごみ排出量」は増加しますが、その増加を上回る人口減少が見込まれるため、１人１日当たりのごみ排出量に人口と１年の日数を乗じて算出する「ごみ排出量」は減少しています。

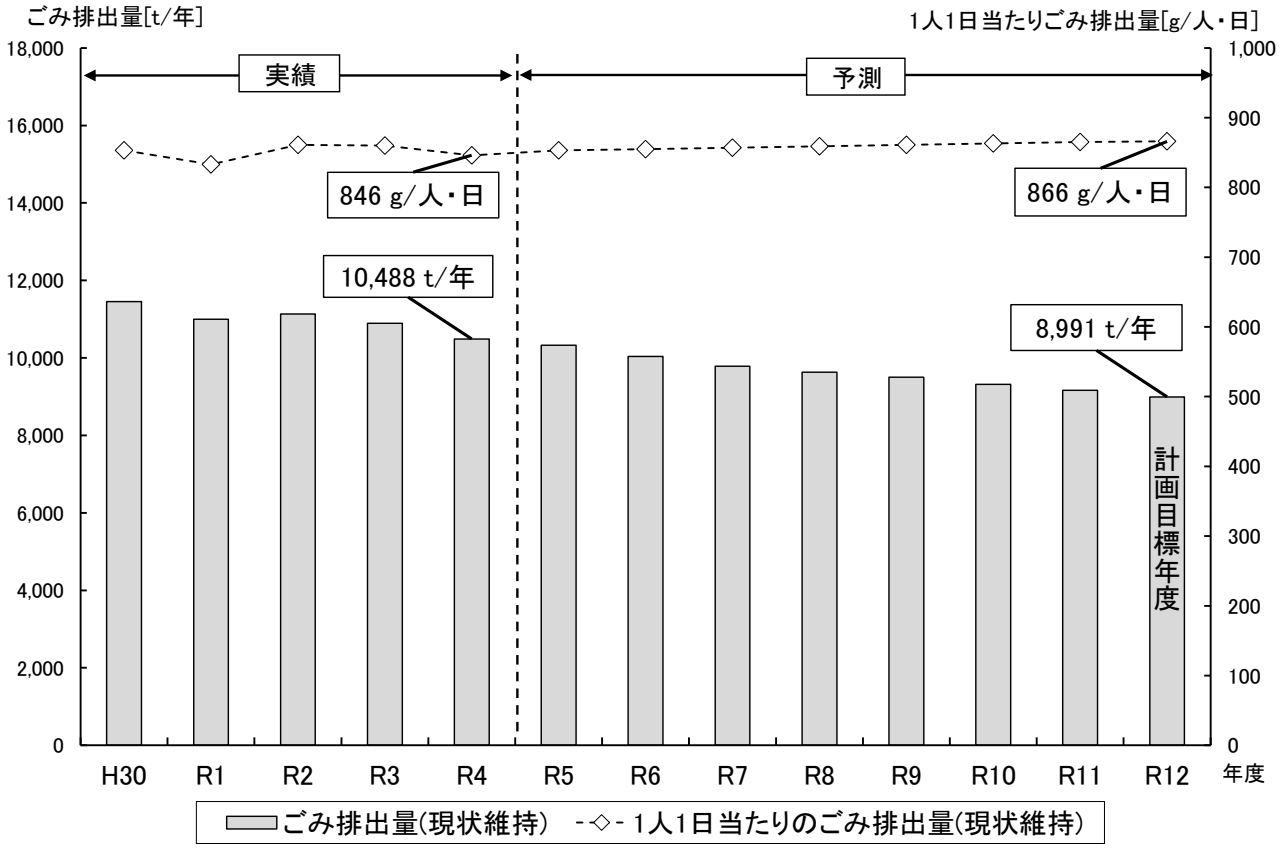

図 2-22 ごみ排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の予測（現状維持の場合）

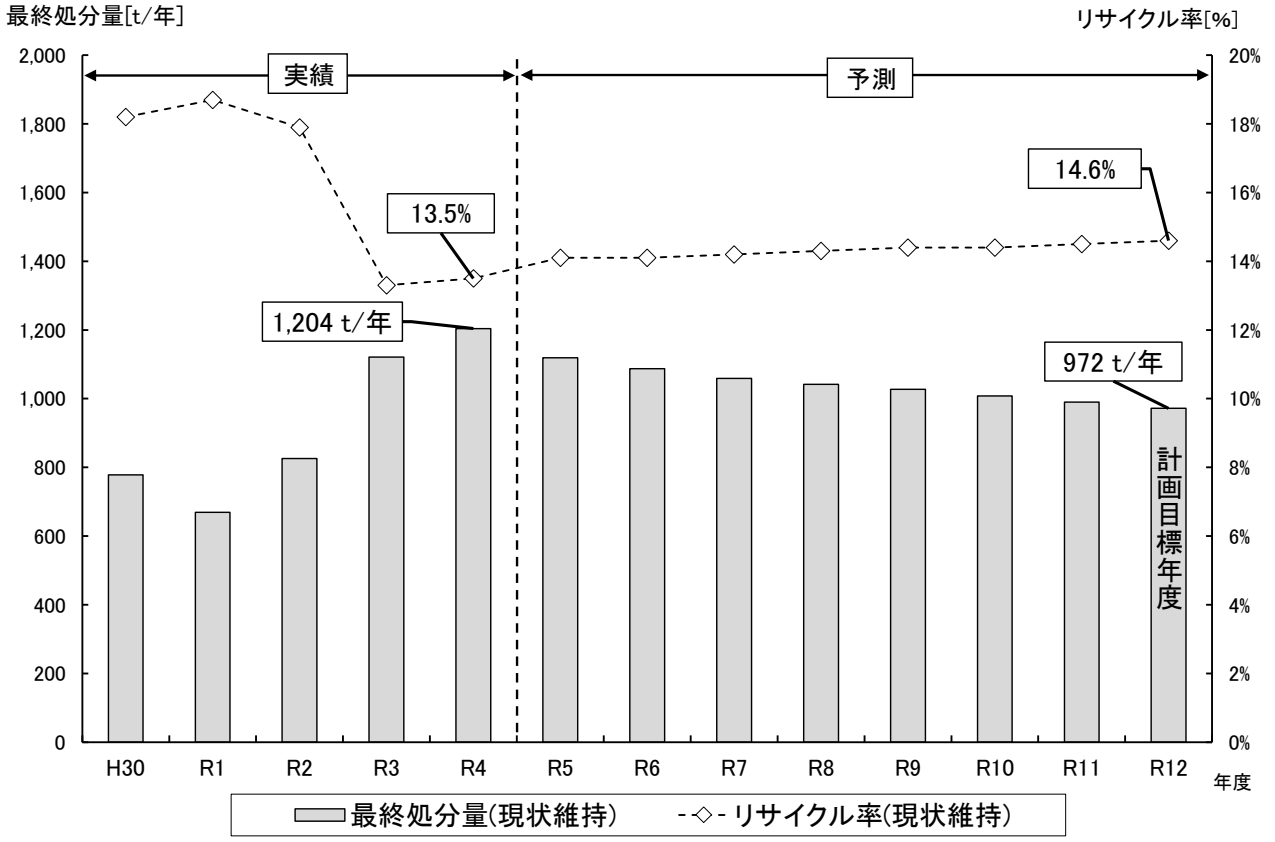

図 2-23 リサイクル率及び最終処分量の予測（現状維持の場合）

3）減量化・資源化・最終処分量の目標設定

上位計画の目標値を参考に、本市における減量化・資源化・最終処分量の目標値は、次のとおり設定します。

（1）上位計画における目標値

国及び福島県の定める計画目標値や本市の第 2 次田村市総合計画で定める目標値は、表 2-１９に示すとおりです。

表 2-１９ 上位計画の目標値

項目	国の目標値		県の目標値	本市の目標値
	廃棄物処理基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画	福島県廃棄物処理計画	第 2 次田村市総合計画（前期基本計画）
目標年度	令和 7 年度※ 令和 9 年度※	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 8 年度
総ごみ排出量	平成 24 年度比で約 16%削減	－	－	－
1 人 1 日当たりのごみ排出量	－	約 850g/人・日	約 923g/人・日	648g/人・日
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人・日	約 440g/人・日	－	－
リサイクル率	約 28%	約 28%	約 16%以上	約 25.9%
最終処分量	平成 24 年度比で約 31%削減	－	－	－

※ 廃棄物処理基本方針の目標年度は、総ごみ排出量、1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量、最終処分量が令和 7 年度、リサイクル率が令和 9 年度となっています。

（2）本計画における目標値の設定

現行計画の目標値（P25 表 2-１８）は、実績との乖離が大きく、現在の状況では達成困難なため、施策の実施により、達成可能な目標を設定し直すことにします。

ア 減量化の目標設定

本市の中間目標年度である令和 4 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 846ｇであり、国が第四次循環型社会形成推進基本計画で掲げる令和 7 年度目標 850g 及び福島県の掲げる令和 8 年度目標 923ｇを既に下回っている状況にあります。

本計画においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活スタイルの変化や国や県の目標値を既に下回っていることを考慮し、現状を維持しつつ、さらなる減量化を目指すものとして、計画目標年度である令和 12 年度に<u>1 人 1 日当たりのごみ排出量を 750ｇ／人・日</u>とすることを目標とします（図 2-２４）。

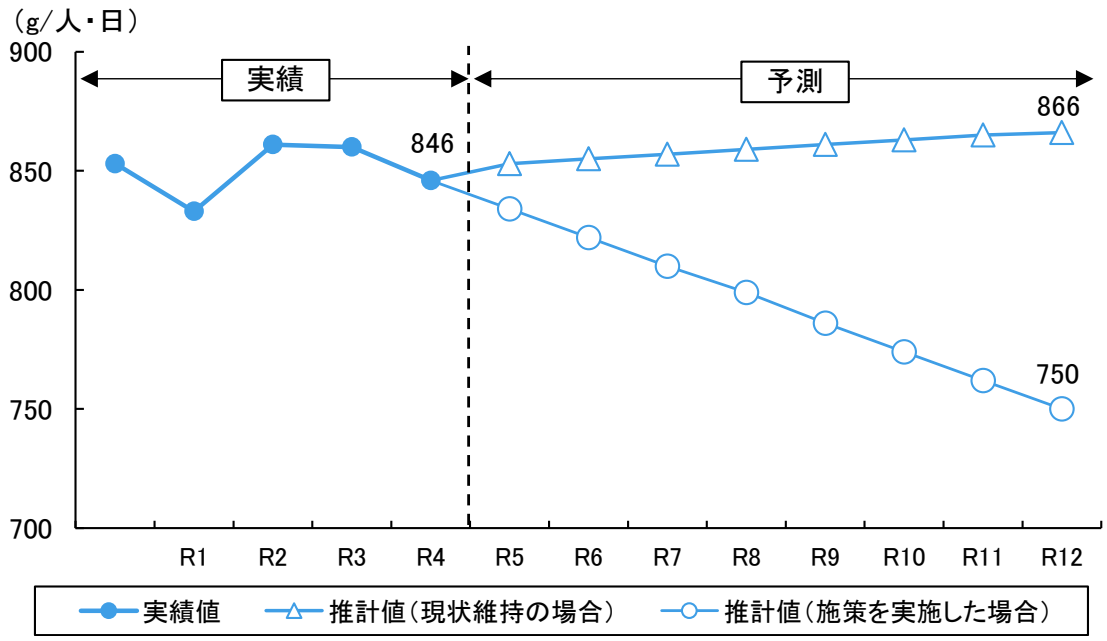

図　2-２４　１人１日当たりのごみ排出量の目標値

イ　資源化の目標設定

本市のリサイクル率は、焼却灰の溶融スラグ化を終了した令和 3 年度に大きく減少し、中間目標年度である令和 4 年度における実績値は 13.5%となっています。国が廃棄物処理基本方針で掲げる令和 9 年度目標 28%、第四次循環型社会形成推進基本計画で掲げる令和 7 年度目標 28%及び福島県の掲げる令和 8 年度目標 16%をいずれも下回っている状況にあります。

本計画においては、焼却灰の資源化先を確保することが困難な状況を考慮し、更なる分別の徹底による資源化を促進し、循環型社会の形成を目指すものとして、計画目標年度である令和 12 年度に**リサイクル率を 23.0%**とすることを目標とします（図　2-２５）。

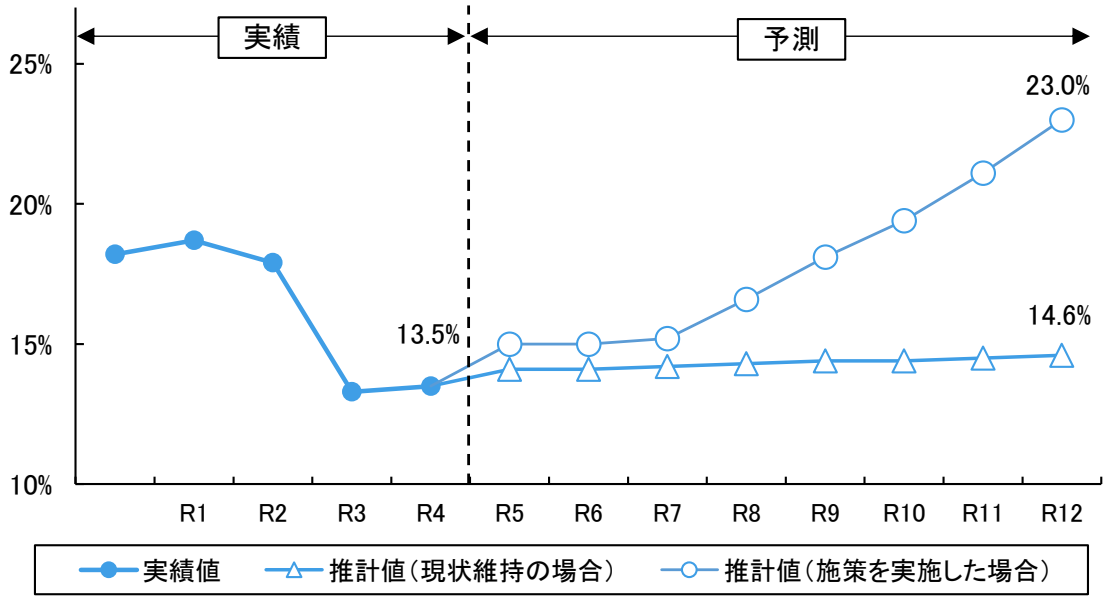

図　2-２５　リサイクル率の目標値

ウ　最終処分量の目標設定

本市の最終処分量は、焼却灰の溶融スラグ化を終了した令和 3 年度に大きく増加し、中間目標年度である令和 4 年度における実績値は 1,204t となっています。平成 25 年度実績の 878 t と比較すると、約 37%の増加が見られます。

本計画においては、リサイクル率と同様に、焼却灰の資源化先を確保することが困難な状況を考慮し、更なる分別の徹底により、もやせるごみや粗大ごみ中の資源物を資源化し、計画目標年度である令和 12 年度に**最終処分量を 762 t** とすることを目標とします（図２－２６）。

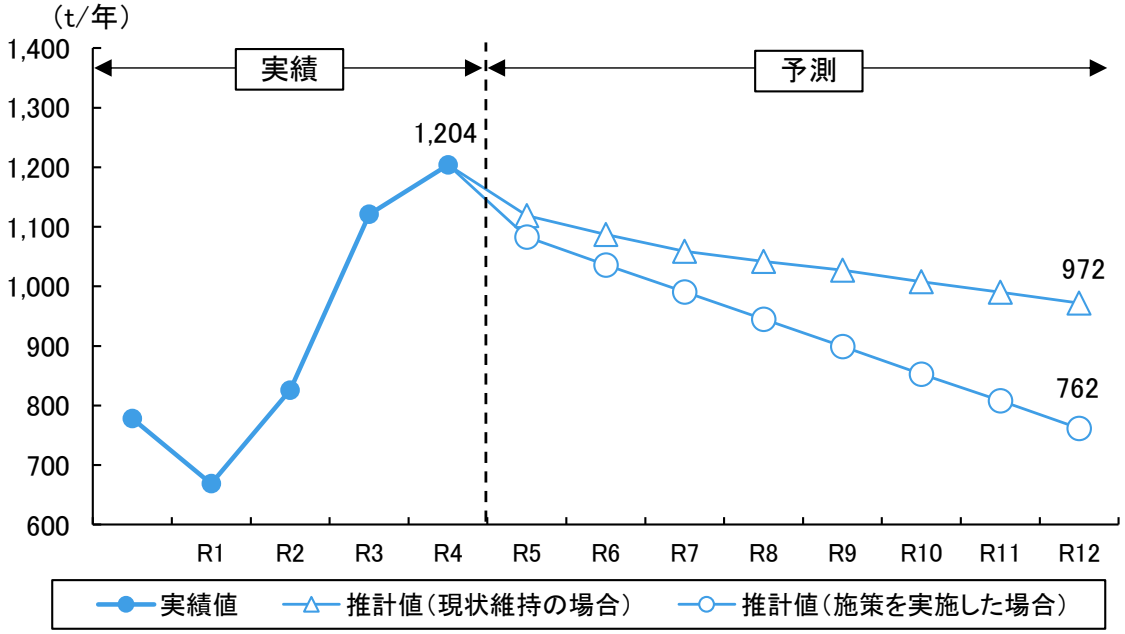

図　２－２６　最終処分量の目標値

エ　各種目標値のまとめ

以上から、本計画における１人１日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の目標値は表　２－２０に示すとおりです。

表　２－２０　目標値のまとめ

指　　標	計画目標 （令和 12 年度）
１人１日当たりのごみ排出量	750ｇ／人・日
リサイクル率	23.0%
最終処分量	762ｔ／年

３．ごみ処理基本計画

１）ごみ処理の基本理念・基本方針

（１）基本理念

上位計画である「第 2 次田村市総合計画(前期基本計画)（令和 4 年 6 月)」の将来像「ワクワクがとまらない　自然とチャレンジがいきるまち　田村市」等を踏まえて、ごみ処理基本計画の基本理念を以下に示します。

【ごみ処理の基本理念】

みんなでつくる　環境にやさしい 住みたいまち　田村市

ごみに関する諸問題の解決には、環境問題全体の解決を目指しつつ、私たち一人ひとりが大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、資源が循環する持続可能な社会を目指していくことが重要です。

本計画では、市民、事業者、市が一体となり、ごみの減量化・資源化に取り組むことで、環境負荷を低減し、人にも自然にもやさしい、持続可能で住み続けたいと思うまちを目指します。

（２）基本方針

基本理念を実現するための柱として、次の 3 つの基本方針を定めます。

基本方針１．ごみ減量化・資源化のための生活スタイルの確立

３Ｒ（リデュース（発生抑制)、リユース（再使用)、リサイクル（再生利用))のうち最も優先されるリデュース（発生抑制）を重点に置いた取り組みを進め、ごみ減量化、資源化のための生活スタイルを確立していきます。

基本方針２．わかりやすい情報発信と学べる環境づくり

ごみの分別方法や出し方についてわかりやすく周知していくとともに、幅広い世代を対象とした環境学習の場をつくっていきます。

基本方針３．人と環境に配慮したごみ処理体制の確保

個人の生活スタイルの変化や高齢化等に対応したごみ処理体制の確保に努めます。また、ごみによる住環境の悪化を防ぐため、不法投棄やポイ捨て対策等を強化していきます。

（３）ごみ処理の基本原則

循環型社会を構築するための基本原則は、①ものを大切に使い廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、②不要になったものは繰り返し使い（リユース）、ごみの排出量を削減することです。排出されたごみのうち、③原料として利用可能なものは再生利用（マテリアルリサイクル）し、それ以外は、④焼却等により熱回収（サーマルリサイクル）します。どうしてもリサイクルできないものは、⑤適正処分するという流れを作ることが必要です。基本原則としての優先順位は、資源利活用の観点から①から⑤の順になります。

また、循環型社会に似た概念として「サーキュラーエコノミー」があります。これはデザインや設計段階で資源が長く使えるよう工夫する「入口側」を重視した考え方です。循環型社会は廃棄物をいかに無駄にせず再循環させるかという「出口側」を重視した考え方であり、本計画の基本理念の実現には、どちらも重要な考え方になります。

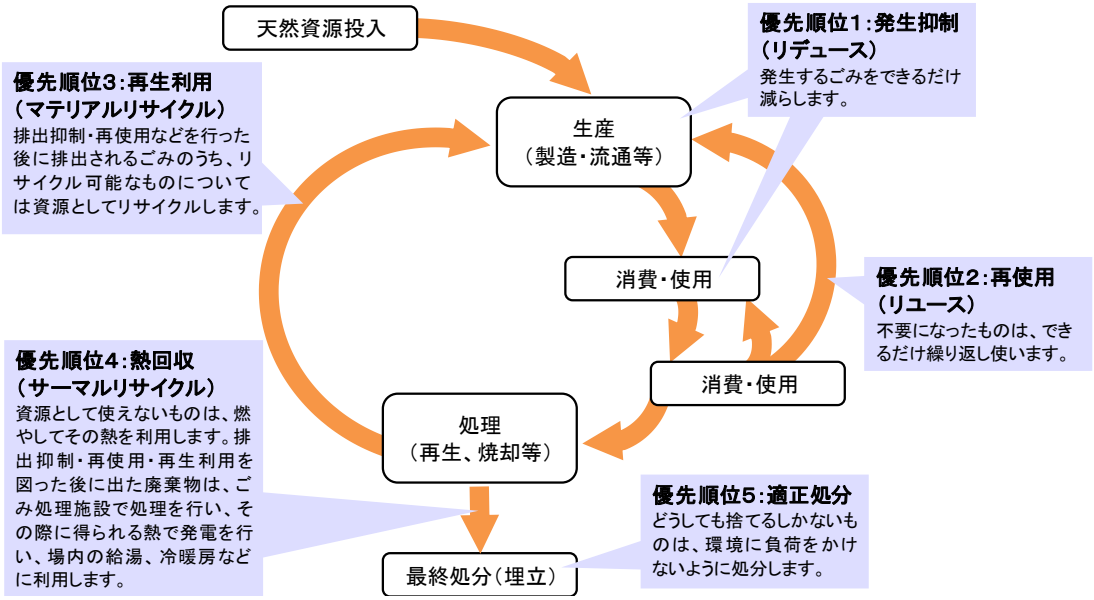

図　２－２７　循環型社会のイメージ

サーキュラーエコノミー（循環型経済）とは？

サーキュラーエコノミーは、従来の原料、生産、消費、廃棄という一方通行の直線で図式化される「Linear Economy（直線型経済）」や Reduce（減らす）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の３Ｒで知られる「Reuse Economy（リユース経済）」とは異なり、原材料の調達や製品設計の段階から従来廃棄されていたものを新たな「資源」として使用し、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済のことを指します。

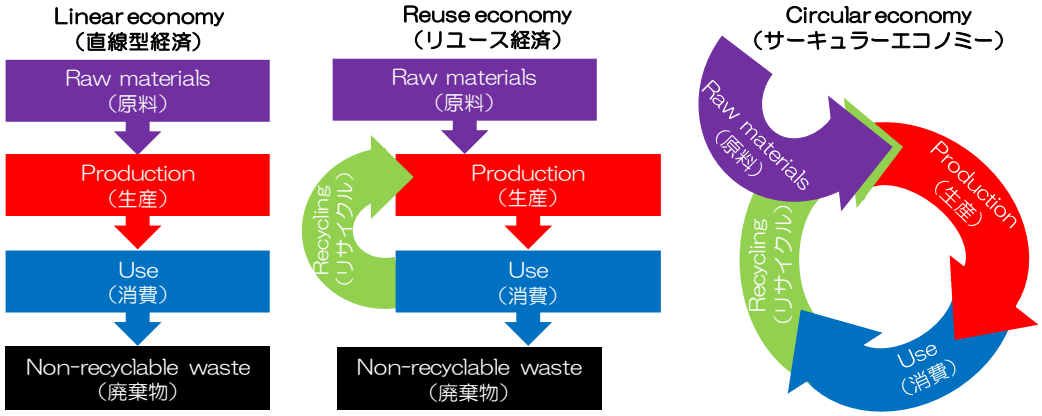

資料：オランダ政府ホームページを一部加筆

2）ごみの排出抑制のための方策

（1）減量化・資源化の目標

本市における減量化・資源化の目標値は、ごみ排出量等の将来予測を基に国や県の目標値等を参考に次のとおり設定します。

◆ 計画目標年度（令和 12 年度）までに

- 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 750g 以下とする。
- リサイクル率を 23.0%以上とする。
- 最終処分量を 762 t /年※以下とする。

※最終処分量は、表 2-21 に示すとおり、1 人 1 日当たりのごみ排出量の削減による総ごみ量の減少やリサイクル率の向上を加味した推計値を目標値として設定しました。

具体的には、令和 12 年度において、令和 4 年度実績から計画収集人口が 5,517 人（16.2%）減少し、1 人 1 日当たりのごみ排出量を 96g/人・日（11.3%）削減することで、総ごみ量は 2,700 t（25.7%）減少する予測となります。令和 12 年度における総ごみ量 7,788 t のうち、23.0%を資源化し、残りを現在の処理方法により処理した場合に発生する焼却残渣と破砕不燃物の合計値は 762 t と推計されるため、その値を目標値として採用しました（推計結果の詳細は P.29～31 の 2．ごみ処理の将来予測 3）減量化・資源化・最終処分量の目標設定に掲載。）。

表 2-21 減量化・資源化目標値（推計結果より）

項　　目	令和 4 年度 実績値	令和 12 年度 目標値	令和 4 年度比
計画収集人口	33,963 人	28,446 人	16.2%減
1 人 1 日当たりのごみ排出量	846 g /人・日	750 g /人・日	11.3%減
総ごみ量	10,488 t /年	7,788 t /年	25.7%減
リサイクル率	13.5%	23.0%	9.5%増
最終処分量	1,204 t /年	762 t /年	36.7%減

（２）減量化・資源化のための方策

減量化・資源化目標を達成するために、市民・事業者・市が協働して、次に示す取組みを行っていくものとします。

なお、方策の選定にあたっては、令和５年９月 21 日～10 月 20 日までに実施した「ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケート」の結果及び前項１．３）ごみ処理の課題（P.26）で述べたごみ処理の課題を参考にしています。

基本方針１．ごみ減量化・資源化のための生活スタイルの確立

１―１．ごみの発生抑制

取組内容	市民に対しては、使い捨てのものは買わない、マイバックを持参する、出された料理は食べきる、てまえどりを実践する等、普段の生活で実行可能な取組みを呼びかけ、プラスチックや食品ロス等の発生量の削減につなげます。 市内の販売業者に対しては、ばら売りの促進、過剰包装、トレイ・レジ袋の削減等、環境に配慮した事業活動の推進を呼びかけます。 市の事業では、石油由来のワンウェイプラスチックではなく、紙製や木製等の代替となる製品の使用に努め、温室効果ガスの排出量の削減に貢献します。
市民の取組み	・ごみの発生抑制につながる購買行動等を実施する。 （使い捨てのものは買わない、マイバックを持参する　等）
事業者の取組み	・環境に配慮した事業活動を実施する。 （ばら売りの促進、過剰包装、トレイ・レジ袋の削減　等） ・食料品等は、過剰な仕入れを抑制し売り切る。 ・レストラン等での食べきりや持ち帰り容器の利用促進等により食品廃棄物の抑制に努める。
市の取組み	・市民・事業者にごみの発生抑制に向けた啓発を実施する。 ・市の事業では環境に配慮した製品を使用する。
スケジュール	取組 / R5 / R6 / R7 / R8 / R9 / R10 / R11 / R12 ごみの発生抑制に関する市民・事業者への呼びかけ 市の事業での環境配慮製品の使用

「てまえどり」とは？

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のことをいいます。

環境省では、消費者に「てまえどり」を周知してもらうため、小売業者用に商品陳列棚等に掲示する啓発資材等を公表しています。

てまえどり帯 POP（環境省ホームページより）

１―２．生ごみ処理機等を使用したごみの減量化・資源化

取組内容	家庭でのごみの減量化を促進するため、生ごみを分解し減量化できる「生ごみ処理機」の補助制度の導入を検討します。 また、市民や事業者に対しては、引き続き生ごみの水切り等による減量化を呼びかけていきます。
市民の取組み	・家庭で生ごみ処理機を使う。 ・生ごみの水切りを行う。
事業者の取組み	・生ごみの水切りを行う。 ・食品リサイクル法等の枠組みにより、肥料化や飼料化に取り組む。
市の取組み	・生ごみ処理機等の補助制度の導入を検討する。 ・水切り運動を推進する。
スケジュール	

取組	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
生ごみ処理機補助制度の導入		導入の検討						
生ごみの水切りの呼びかけ								

生ごみ処理機とは？

生ごみ処理機は、乾燥または微生物による分解によって、調理くずや食べ残し等の生ごみを減量化及び堆肥化させる機器です。

・乾燥式：ヒーター等の熱源や風で水分を蒸発させて乾燥し、減量・減容化する。
（例）電動式生ごみ処理機

・バイオ式：土の中にいる微生物の力を利用して生ごみを分解し、減量・堆肥化する。
（例）ダンボールコンポスト

乾燥式生ごみ処理機

高温バイオ式生ごみ処理機

ダンボールコンポスト

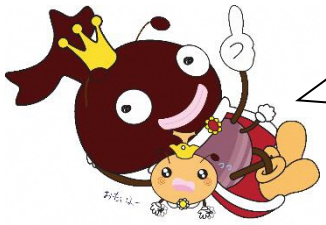

① 生ごみ処理機を使用して減量・堆肥化しましょう！
家庭から排出される生ごみの 7～8 割は水分です。
生ごみ処理機器を使用することで、ごみを減量化、資源化（堆肥化）できます。

② 水を切って減量化しましょう！
三角コーナーに入った約 600ｇの生ごみを水切りすると、100ｇの減量効果があります。

１―３．資源ごみの分別・収集の推進	
取組内容	ごみの分別を促進し、資源ごみの収集量を増やすため、現在は月１回しか収集していない「かん類」、「ペットボトル」等の資源ごみの収集回数の見直しを検討します。 分別の徹底については、呼びかけを継続していくとともに、容器包装プラスチック以外のプラスチック製品等、現時点において本市が収集していない品目の回収も検討します。
市民の取組み	・正しく分別する。 ・各種団体における資源回収を推進する。
事業者の取組み	・正しく分別する。 ・スーパーマーケット等での店頭回収等、実施可能な取り組みを図る。
市の取組み	・資源ごみの収集回数の見直しを検討する。 ・資源ごみ指定袋等の価格見直しを検討する。 ・新たな資源ごみの分別を検討する。 ・資源回収報償金による支援を実施する。 ・拠点回収の実施を検討する。
スケジュール	取組 / R5 / R6 / R7 / R8 / R9 / R10 / R11 / R12 資源ごみの収集回数見直し：→ 適宜追加見直し → 資源ごみの分別区分の追加：→ 適宜追加見直し →

基本方針２．わかりやすい情報発信と学べる環境づくり

２―１．環境教育・環境学習	
取組内容	市の広報やホームページ、市のイベント、SNS 等を通じて、市のごみの現状やごみの減量化や資源化に役立つ情報等を発信していきます。また、小学校や中学校での出前授業やたむらクリーンセンターの見学のほか、環境啓発イベントや環境学習講座等、幅広い世代が環境について学べる場をつくっていきます。
市民の取組み	・市から発信されたごみに関する情報を確認する。 ・環境啓発イベントや環境学習講座等に参加する。
事業者の取組み	・市から発信されたごみに関する情報を確認する。
市の取組み	・市の広報やホームページ等を通して、ごみに関する情報を発信する。 ・幅広い世代が参加できる環境学習の場を設ける。
スケジュール	取組 / R5 / R6 / R7 / R8 / R9 / R10 / R11 / R12 広報等でのごみに関する情報の発信：→ 環境学習の実施：→

２―２．わかりやすい情報発信（SNS での情報発信強化）

取組内容	市のホームページや LINE で、ごみの分別方法や出し方を紹介しています。今後は、市の LINE 等の SNS による情報発信を強化していきます。 また、福島県が作成した「福島県環境アプリ」では、収集日の確認や分別方法の検索が可能であり、これを広く利用してもらうための周知を行います。
市民の取組み	・市の作成した冊子に従ったごみ出し、分別を徹底する。 ・福島県環境アプリを活用する。
事業者の取組み	・市の作成した冊子に従ったごみ出し、分別を徹底する。
市の取組み	・ごみの分け方・出し方の分かりやすい冊子を作成する。 ・福島県環境アプリの普及を推進する。 ・市のホームページ、LINE、広報誌での情報発信を強化する。
スケジュール	

取組	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ごみの分け方・出し方に関する冊子の作成	→	→	→	→	見直し	→	→	→
福島県環境アプリの普及啓発	→	→	→	→	→	→	→	→

「福島県環境アプリ」とは？

「福島県環境アプリ」とは、ごみ減量化や省エネの推進を目的に福島県が制作したもので、スマートフォンにダウンロードして使用するアプリケーションです。

福島県環境アプリでは、ごみ収集カレンダーの確認や“エコアクション”の投稿、日常生活のエコ活動でポイントを貯めて福島県産品の抽選等に参加することができます。

資料：福島県ホームページ「福島県環境アプリチラシ」より

基本方針３．人と環境に配慮したごみ処理体制の確保

３―１．粗大ごみの戸別収集の実施

取組内容	現在、粗大ごみの受け入れは、たむらクリーンセンター及びたむらリサイクルプラザへの直接持込みのみになっています。 今後は、仕事が忙しい方や高齢で粗大ごみを持込むのが難しい方等に対応するため、粗大ごみの戸別収集の実施を検討します。
市民の取組み	―
事業者の取組み	―
市の取組み	・粗大ごみの戸別収集を実施する。
スケジュール	

取組	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
粗大ごみの戸別収集の実施		実施の検討						

３―２．ごみの排出が困難な方への対応

取組内容	高齢化等によりごみ出しが困難になる方が増加する見込みがあることから、ごみ出しが困難な方を対象に自宅玄関に個別に訪問して回収する「ふれあい回収」等のごみ出し支援策について、関係部署と連携し検討を進めます。
市民の取組み	―
事業者の取組み	―
市の取組み	・ごみ出し支援策の具体的な方法を検討する。
スケジュール	

取組	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ごみ出し支援策の検討								

ごみ出し支援策の事例

高齢化や核家族化の進展等に伴い、家庭からのごみ出しに課題を抱える事例が生じており、全国の一部市町村で、ごみ出し支援（「ふれあい回収」等）が実施されています。

福島県内では、福島市、郡山市等で実施されており、65 歳以上の高齢の方または障がいのある方で単身世帯の方等が対象となっています。

【郡山市の事例】
- 収集できるごみ
  可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等
- 収集回数
  月～金曜日のうち週１回、市の指定する曜日
- 収集場所
  ご自宅の玄関先等に設置いただいた容器

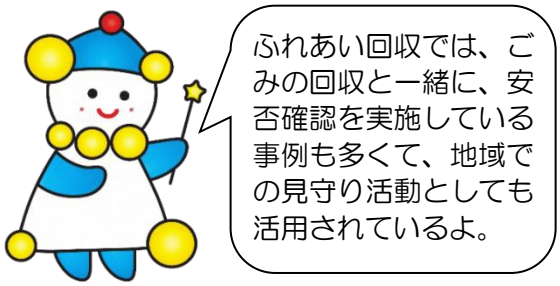

３―３．ごみ集積所の環境の維持

取組内容	各家庭や集合住宅のごみ集積所において、収集日以外でのごみの排出や資源物への不適物の混入を防止するため、ごみ集積所の美化を市民や自治会等に働きかけていきます。 また、ごみ集積所の集約化や集積所建設にあたる補助制度の導入を検討し、集積所管理に係る負担の軽減を図ります。
市民の取組み	・朝 8 時 30 分までにその日収集のあるごみを集積所に出す。
事業者の取組み	―
市の取組み	・ごみ集積所の集約化や整備にあたる補助制度の導入を検討する。
スケジュール	

取組	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ごみ集積所の整備等に関する補助制度導入の検討					適宜追加見直し			

３―４．不法投棄やポイ捨て等の防止対策

取組内容	不法投棄やポイ捨て等を防止するため、市職員による監視パトロールを実施していくほか、土地管理者には、不法投棄されにくい環境づくりについて啓発していきます。 また、野焼きについては、現在市職員によるパトロールを実施中であり、引き続き野焼き禁止を呼びかけるパトロールを実施していきます。
市民の取組み	・不法投棄、ポイ捨て、野焼きをしない。 ・農作物等や草刈り後の草等を川に捨てない。
事業者の取組み	・不法投棄、ポイ捨て、野焼きをしない。 ・産業廃棄物を一般廃棄物に混ぜて排出しない。
市の取組み	・不法投棄、ポイ捨て、野焼きの監視パトロールを実施する。 ・土地管理者に対して、不法投棄されにくい環境づくりを啓発する。
スケジュール	

取組	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
不法投棄、ポイ捨て、野焼きの監視パトロールの実施								
不法投棄されにくい環境づくりに関する啓発								

3）ごみ排出量及び処理量の見込み

計画目標年度である令和 12 年度のごみ排出量及び処理量の見込みを表 2-22に、ごみ処理予測フローを図 2-28に示します。

表 2-22　ごみ排出量及び処理量の見込み

（単位:t/年）

区分		実績	予測
		令和4年度	令和12年度
総ごみ排出量		10,488	7,788
	もやせるごみ量	8,365	5,588
	もやせないごみ量	512	339
	資源ごみ量	1,161	1,509
	粗大ごみ量	275	168
	危険ごみ量	21	18
	集団資源回収量	154	166
焼却処理量		8,539	5,627
破砕・選別処理量		787	507
総資源化量		1,415	1,790
	直接資源化量	1,182	1,527
	中間処理後再生利用量	79	97
	集団資源回収量	154	166
最終処分量		1,204	762
	焼却残渣量	926	596
	不燃残渣量	278	166

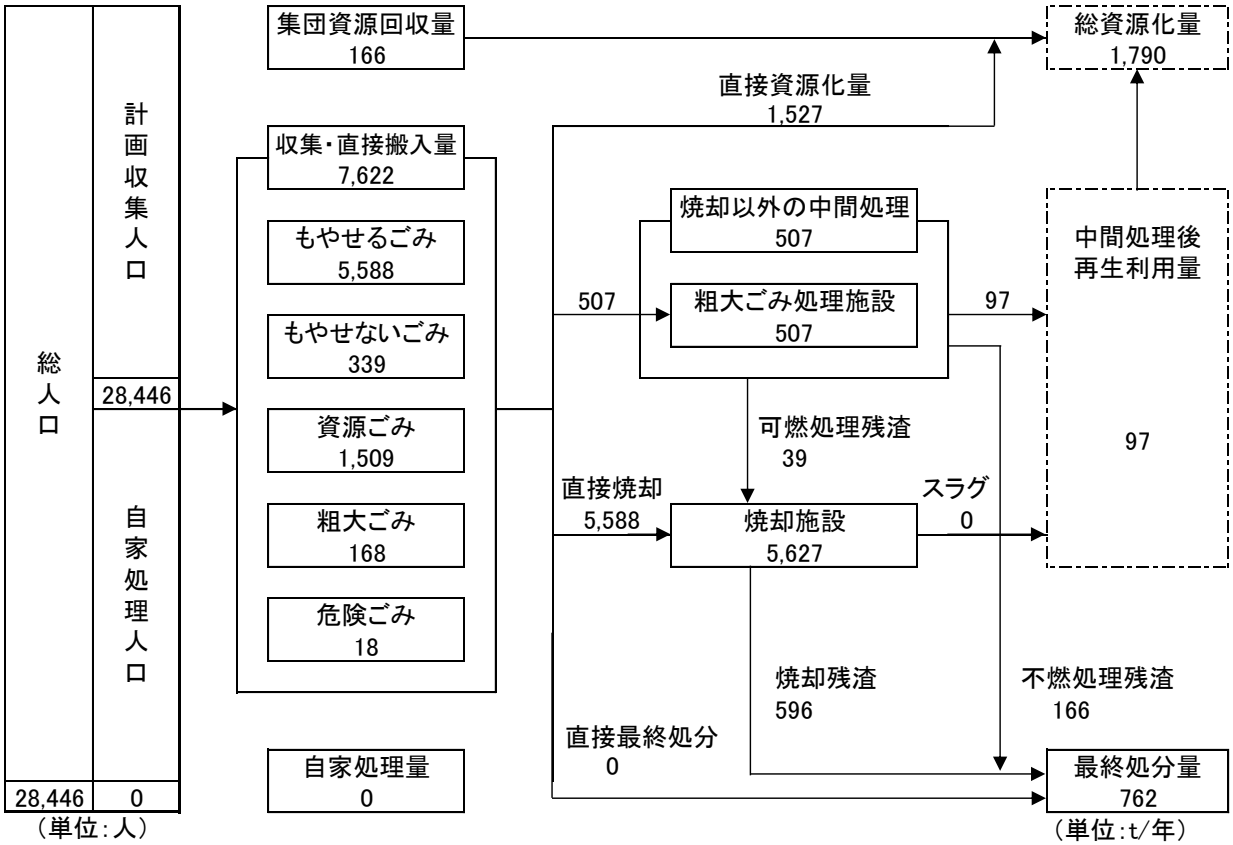

図 2-28　ごみ処理予測フロー（令和 12 年度）

4）ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

（1）ごみ処理主体・ごみ処理体制

ごみ処理・処分の各段階における処理主体、ごみ処理の体系について、令和７年度までは現行（P.5 表　2-2及びP.7 図　2-2）と同様に処理を行います。

令和８年度以降のごみ処理主体及び体系を表　2-２３及び図　2-２９に示します。たむらクリーンセンターの基幹的設備改修工事の完了に伴い、令和８年度以降は、もやせるごみの一部処理委託を廃止し、全量をたむらクリーンセンターで処理する予定です。

表　2-２３　ごみ処理体系（令和８年度以降）

区　　分	収集運搬	中間処理	最終処分・資源化
もやせるごみ	市	市	民間事業者
もやせないごみ	市	市	市
資源ごみ	市	市	民間事業者
危険ごみ	市	市	民間事業者
粗大ごみ	―	市	民間事業者

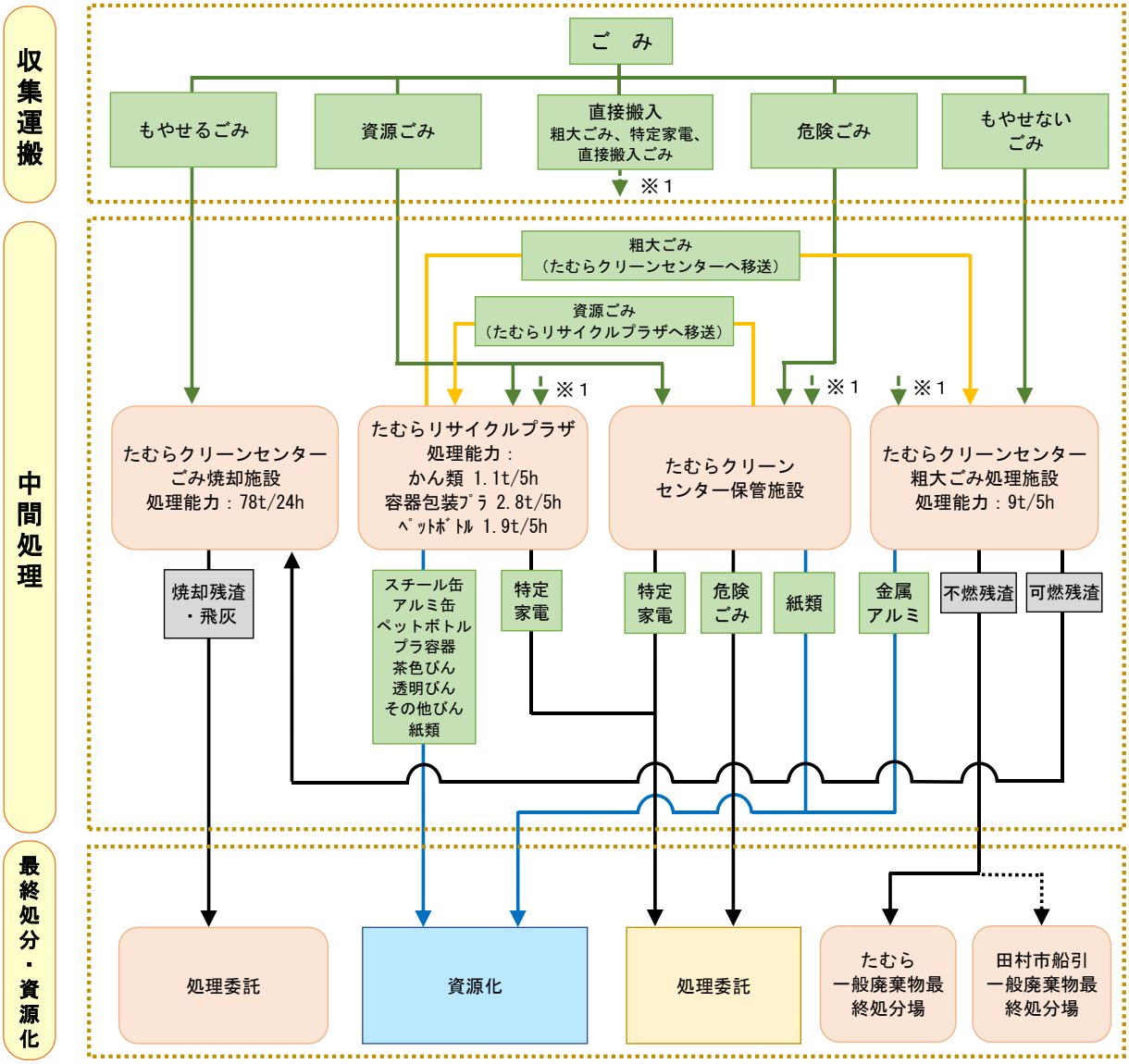

図　2-２９　令和８年度以降のごみ処理体制

（2）収集・運搬計画

将来のごみの収集・運搬に関する基本的事項を、次のとおり定めます。

ア　収集・運搬の方法

令和6年度以降の分別区分、収集体制は表　2-24に示すとおりです。今後、本市では以下の事項について検討を行います。

・容器包装以外のプラスチック類の回収の実施
・粗大ごみの戸別回収の実施
・かん類、ペットボトルの収集回数を月2回へ増加
・ふれあい回収の実施

表　2-24　ごみの分別区分、収集体制（令和6年度以降）

分別区分			品目	収集回数	収集方式	収集主体	処理手数料
生活系ごみ	もやせるごみ		生ごみ、草木類、革製品、ゴム製品、紙おむつ、汚れのあるプラスチック類	週2回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	もやせないごみ		金属類、小型家電製品（炊飯器、掃除機等）、油や化粧用のびん等	月1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	資源ごみ	かん類	主に飲料用のスチール・アルミかん	**月2回※**	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	資源ごみ	ペットボトル	飲料用ペットボトル、調味料容器ペットボトル	**月2回※**	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	資源ごみ	びん類	主に飲料用の無色透明、茶色、その他びん	月1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	資源ごみ	容器包装プラスチック類	食品トレイ類、発泡スチロール等	週1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	資源ごみ	**容器包装以外のﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類※**	**容器包装プラスチック類、ペットボトル以外のプラスチックでできている製品※**	**（未定）※**	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	資源ごみ	紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、その他の紙	月1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	―
生活系ごみ	小型家電		家庭用電化製品、小型電子機器（携帯電話等）	―	拠点回収	個人	―
生活系ごみ	廃食用油		使用済みの食用油	―	拠点回収	個人	―
生活系ごみ	危険ごみ		乾電池、蛍光管、卓上ガスボンベ、スプレーかん、水銀入りの体温計、使い捨てライター	月1回	ステーション回収または直接搬入	委託または個人	指定袋 50円/10kg
生活系ごみ	粗大ごみ		指定ごみ袋に入らないもの	―	**戸別回収※**または直接搬入	個人	100円/10kg
生活系ごみ	特定家電		家電ﾘｻｲｸﾙ法の家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	―	直接搬入	個人	1,300円/個
事業系ごみ	特定家電以外		特定家電（生活系ごみの品目に準ずる）以外	―	直接搬入	許可または事業者	100円/10kg
事業系ごみ	特定家電		特定家電（生活系ごみの品目に準ずる）	―	直接搬入	許可または事業者	1,300円/個

※太字下線部は、検討事項を実施した場合に変更になる項目です。

イ　収集・運搬に関する許可業務の取扱い

一般廃棄物収集運搬業の許可については、計画処理区域内のごみを処理するため、下記の許可要件により判断することとします。

① 原則として市内在住者（法人の場合は市内に事務所を有すること）であること。
また、車庫・車両も市内にあること。
② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する許可基準に適合していること。
③ 収集運搬の状況を勘案し、市が必要と認める場合。

ウ　事業系ごみの取扱い

事業系ごみ（許可業者による搬入を含む）について、次のとおり受け入れの取扱いを示します。

① 受け入れの方針

事業活動によって排出される一般廃棄物（事業系ごみ）は、排出者責任に基づき、事業者自らの責任において、適正に処理することを原則とします。事業者は本計画に協力するものとし、また、市は、本市の処理において市民の日常生活から排出される一般廃棄物（生活系ごみ）の処理に支障をきたす場合は、その処理等について事業者に協力を求めていきます。多量の一般廃棄物を排出する事業者については、その削減を促し、運搬すべき場所や方法等について指導していきます。

② 受け入れの方法

分別基準は、原則として市民の日常生活から排出される一般廃棄物（生活系ごみ）と同様とします。

③ 処理手数料

処理手数料は、事業系ごみの排出状況を勘案し、周辺市町村と連携・調整を図って、適宜見直していくものとします。

（３）中間処理計画

ごみの中間処理に関する基本的事項を次のとおり定めます。

ア　処理方法

分別区分ごとの中間処理方法を表　２-２５に示します。

たむらクリーンセンターの基幹的設備改修工事が完了する令和８年度以降は、市内全域のもやせるごみの処理をたむらクリーンセンターに集約する予定です。

表　２-２５　分別区分ごとの中間処理方法（令和８年度以降）

分別区分		処理方法	処理施設
もやせるごみ		焼却処理	・たむらクリーンセンター
もやせないごみ		破砕後資源回収	
危険ごみ		乾電池、蛍光管は保管後資源回収	
資源ごみ	かん類	圧縮処理、保管後資源回収	・たむらリサイクルプラザ
	ペットボトル	圧縮梱包、保管後資源回収	
	無色透明のびん	保管後資源回収	
	茶色のびん		
	その他のびん		
	容器包装プラスチック類	圧縮梱包、保管後資源回収	
	新聞紙	保管後資源回収	・たむらリサイクルプラザ ・たむらクリーンセンター
	雑誌		
	ダンボール		
	紙パック、その他の紙		
粗大ごみ		破砕後資源回収	

イ　処理量

中間処理量の見込みを図　２-３０に示します。

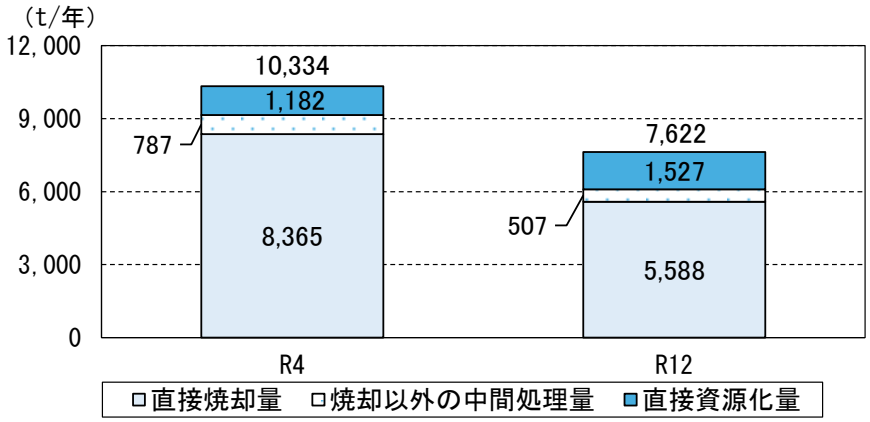

図　２-３０　中間処理量の見込み

ウ　将来のごみ処理方法の検討

たむらクリーンセンターは、令和７年度に完了予定の基幹的設備改良工事後、10 年間の運転を想定しています。今後は、10 年後の運転終了に向けて、次期ごみ処理施設についての検討を進めていきます。次期ごみ処理施設の検討にあたっては、将来的な人口減少を考慮して、市民の負担が過大にならない施設とすることを重視し、民間施設への処理委託を含めた、新たなごみ処理方法を検討していきます。

（4）最終処分計画

ごみの最終処分に関する基本的事項を次のとおり定めます。

ア　処分方法

現在は、たむら一般廃棄物最終処分場で不燃残渣、田村市船引一般廃棄物最終処分場で汚泥、草、災害ごみを埋立処分しており、飛灰は外部処理委託しています。

今後も、現状の処分方法を継続しつつ、ごみの発生抑制や資源化、中間処理等により最終処分量の更なる減量化の推進を図るとともに、より効率的な最終処分方法について検討を進めていきます。

イ　最終処分量

最終処分量及び１人１日当たりの最終処分量の見込みを図　２－３１に示します。

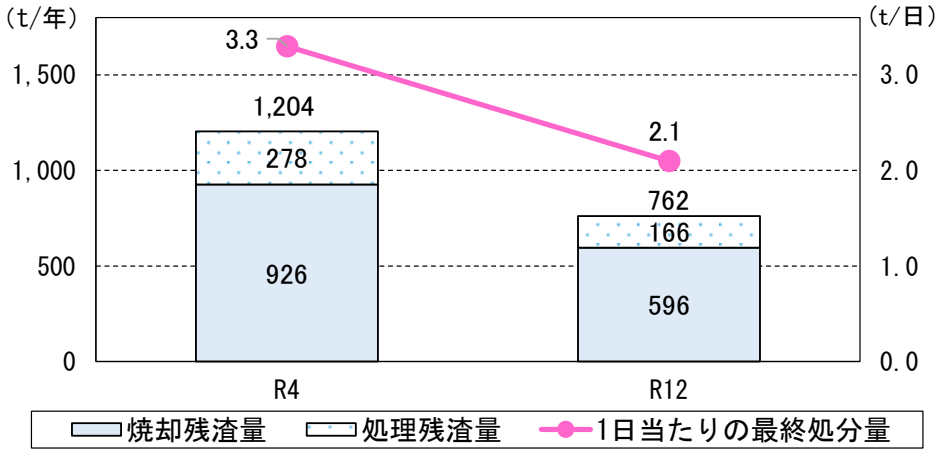

図　２－３１　最終処分量及び１人１日当たりの最終処分量の見込み

ウ　残余容量

各最終処分場の残余容量を表　２－２６に示します。

令和４年度末において、たむら一般廃棄物最終処分場の残余容量は 6,324m³、田村市船引一般廃棄物最終処分場の残余容量は 557m³ となっています。

表　２－２６　各最終処分場の残余容量及び計画処分量

最終処分施設	残余容量（令和４年度末）
たむら一般廃棄物最終処分場	6,324 m³
田村市船引一般廃棄物最終処分場	557 m³

5）その他の計画

（1）災害時の廃棄物処理計画

本市では、災害時において一般廃棄物の収集・運搬、処理、処分が迅速に行われるよう、田村市地域防災計画（令和５年７月改定）及び田村市災害廃棄物処理計画（令和５年２月策定）に基づき、平時から近隣市町、福島県、県外の市町村及び民間事業者等との協力体制を構築していきます。

災害発生時は、災害廃棄物処理計画に基づき、初動対応を着実に実施し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を進めます。

（２）その他の事項

ア　家電製品４品目の取り扱い

家電製品４品目（冷蔵庫及び冷凍庫、テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン）については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、郵便局での手続き後、本市で回収を行っています。今後も、家電製品の小売業者等と協力し、リサイクルを進めるとともに、市民に対して処理方法の周知等を行っていきます。

イ　特別管理一般廃棄物の適正処理

特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物から回収された水銀や医療機関からの感染性一般廃棄物（P.3、図　１－２参照）等のことであり、通常の廃棄物とは別に、より厳しい処理基準や委託基準に基づいて処理しなければならないこととなっています。

本市では、特別管理一般廃棄物が一般廃棄物として排出されないように、関係機関に対する周知を行っています。今後も特別管理一般廃棄物が本市の処理施設へ搬入されることがないよう、周知徹底を実施していきます。

ウ　あわせ産廃への対応

あわせ産廃とは、事業系一般廃棄物に産業廃棄物が混ざって排出されてしまっている状態のことを言います。

産業廃棄物については、排出する事業者に処理責任がありますが、本市の産業等の特性を考慮し、一般廃棄物と同様の性状かつ通常のごみ処理に支障をきたさない場合は処理を検討するとともに、状況に応じてあわせ産廃としての対応策を検討していくこととします。

エ　感染性廃棄物の処理

在宅医療廃棄物の受け入れ状況を表　２－２７に示します。

本市では、一部の在宅医療廃棄物の受け入れを行っています。また、受け入れを実施していない注射針等の処理については、医療機関への持ち込みを指導する等、排出者に対して、適正に分別するよう啓発を行っています。今後も分別の徹底について呼び掛けていくとともに、処理方法についても検討を行っていきます。

表　２－２７　在宅医療廃棄物の受入状況

受け入れているもの	受け入れていないもの
・プラスチック性廃棄物 CAPD バック その他のビニールパック類 チューブ・カテーテル ・可燃性廃棄物等 脱脂綿・ガーゼ 紙おむつ 服用しなかった薬	・注射針等 ・注射筒等

第３章　生活排水処理計画

１．生活排水処理の現状と課題

１）生活排水処理の現状

（１）市内河川と生活排水の現状

本市の面積は、458.33km^{2}で、福島県全体（13,783.74km^2）の 3.3%を占めており、9 本の一級河川と 6 本の二級河川があります。

令和 4 年度の福島県環境白書の水質測定結果によると、A 類型に指定されている阿武隈川水系大滝根川の令和 4 年度の BOD 年平均値は 1.2mg/L（船引橋測定地点）であり、基準値である 2.0mg/L を下回っています。しかしながら、令和 4 年度における本市の生活排水処理率は 68.0%にとどまっており、今後も本市の美しい河川を維持していくためには、公共下水道や合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備を促進し、生活排水に起因する水質汚濁を軽減するための対策を実施していく必要があります。

（２）生活排水処理の概要

本市の生活排水処理は、し尿処理が昭和 42 年度、農業集落排水処理が平成 11 年度、公共下水道（大滝根水環境センター）が平成 16 年度より供用が開始され、平成 4 年度からは、公共下水道及び農業集落排水の事業区域を除く地域に、合併処理浄化槽の設置・普及の推進を行っています。

また、令和 3 年度に農業集落排水の公共下水道への接続統合を行い、農業集落排水エリアの生活排水とし尿の受入れを開始しています。合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥ならびにくみ取りし尿は、令和 5 年度に稼働を開始したたむら水再生センターにおいて処理され、処理水は公共下水道に排水し、脱水汚泥はたむらクリーンセンターにおいて助燃剤として活用されています。

本市における令和 5 年度の生活排水の処理フローは、図　3－1 に示すとおりです。

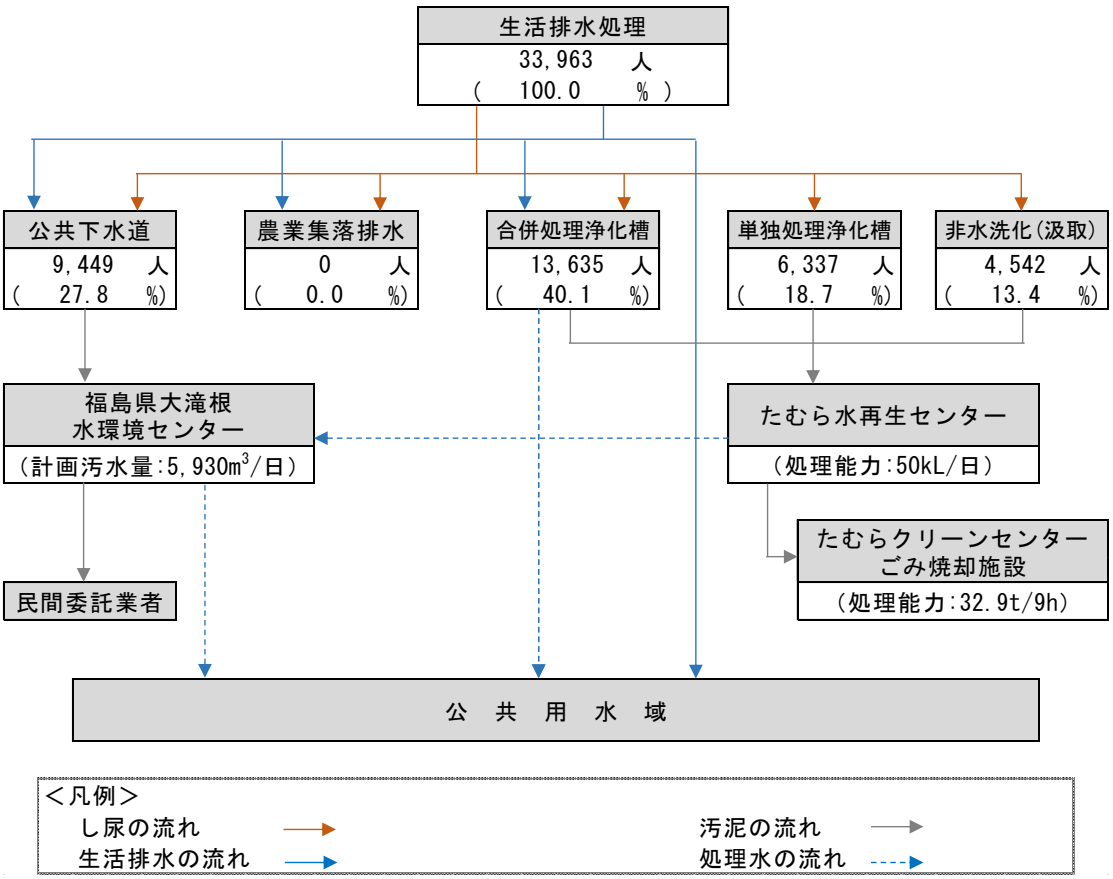

※生活排水処理人口の実績値は令和４年度の実績を掲載しています。
※令和３年度に農業集落排水の公共下水道への接続統合を行い、農業集落排水エリアの生活排水とし尿の受入れを開始しています。

図 ３－１ 生活排水処理フロー（令和５年度）

（３）生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表 ３－１に、本市の公共下水道事業全体計画・事業認可計画区域図を図 ３－２～図 ３－５に示します。

本市の公共下水道事業計画では、大滝根川流域に係わる都市計画区域を基本とし、関連する河川の状況や経済性等を考慮して、公共下水道の処理区域として 982ha を計画しています。

公共下水道計画区域においては、公共下水道への接続を推進しており、公共下水道処理区域外の地域では、合併処理浄化槽設置の補助制度を設けており、生活排水処理の適正処理を推進しています。

表 ３－１ 生活排水の処理主体

区 分	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道（流域関連公共下水道）	し尿及び生活雑排水	市
大滝根水環境センター	し尿及び生活雑排水	福島県
し尿処理施設 （令和４年度まで田村地方衛生処理センター、令和５年度以降たむら水再生センター）	し尿及び浄化槽汚泥	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

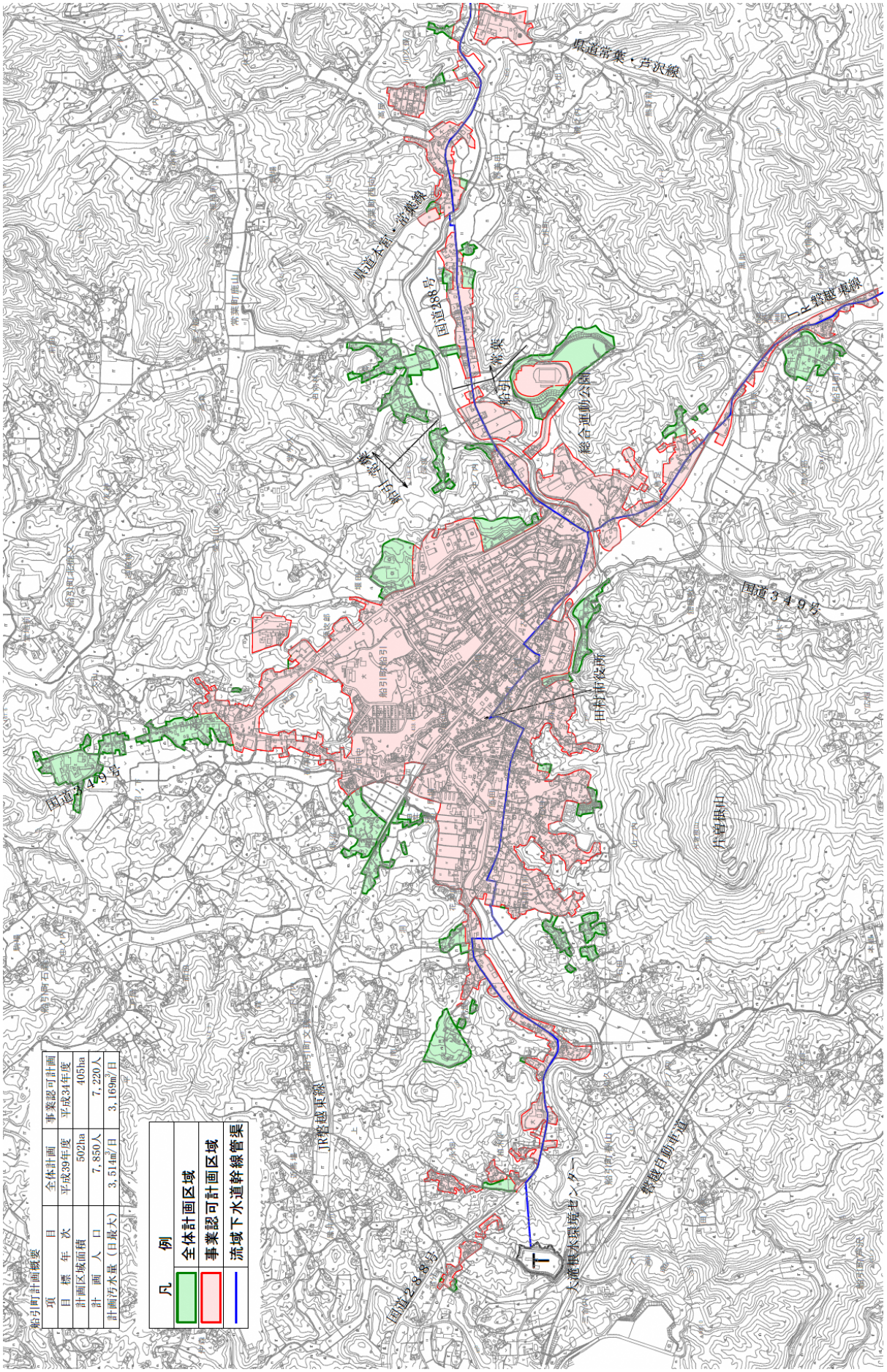

図　3－2　公共下水道事業全体計画・事業認可計画区域図（船引町）

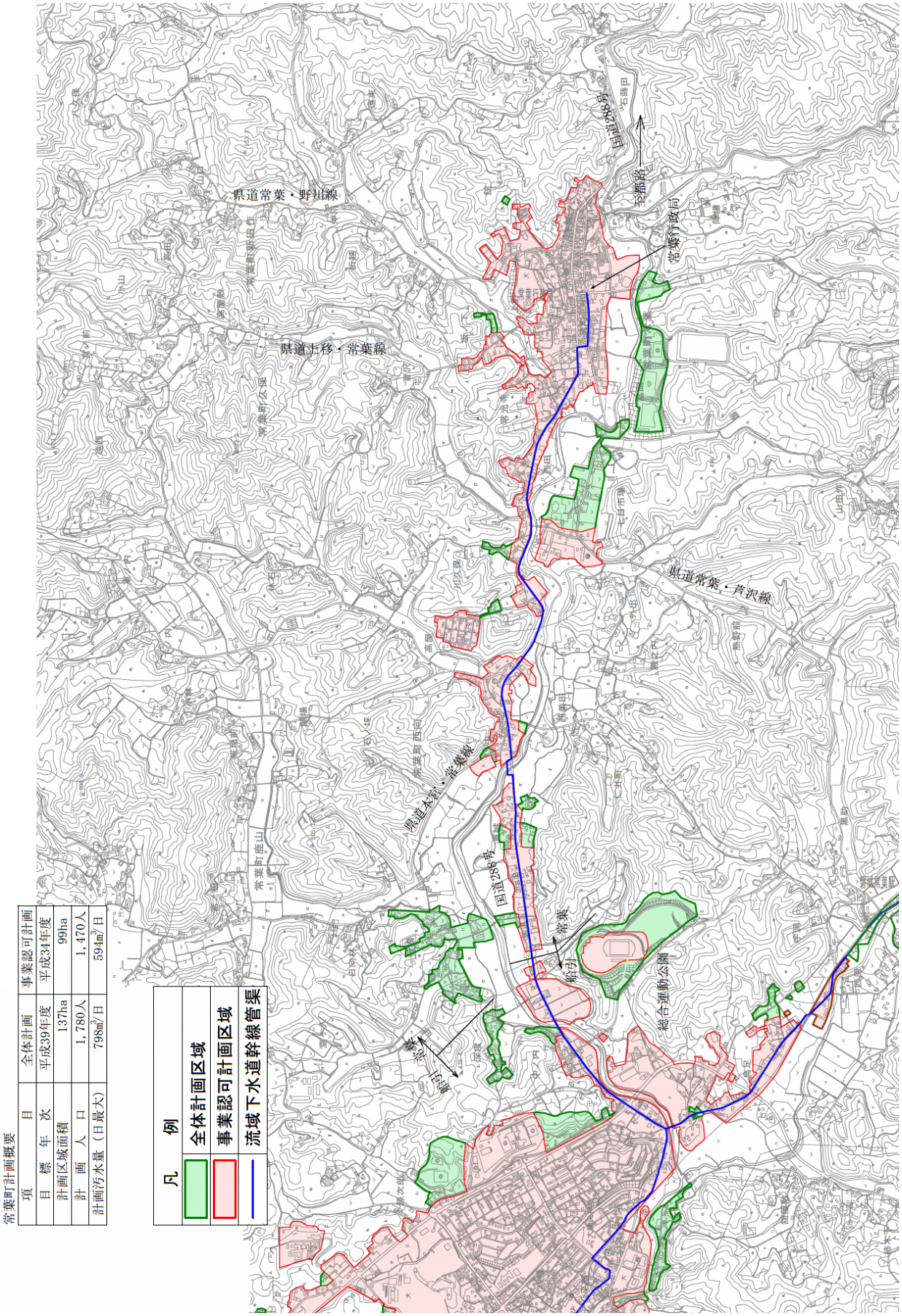

図　3-3　公共下水道事業全体計画・事業認可計画区域図（常葉町）

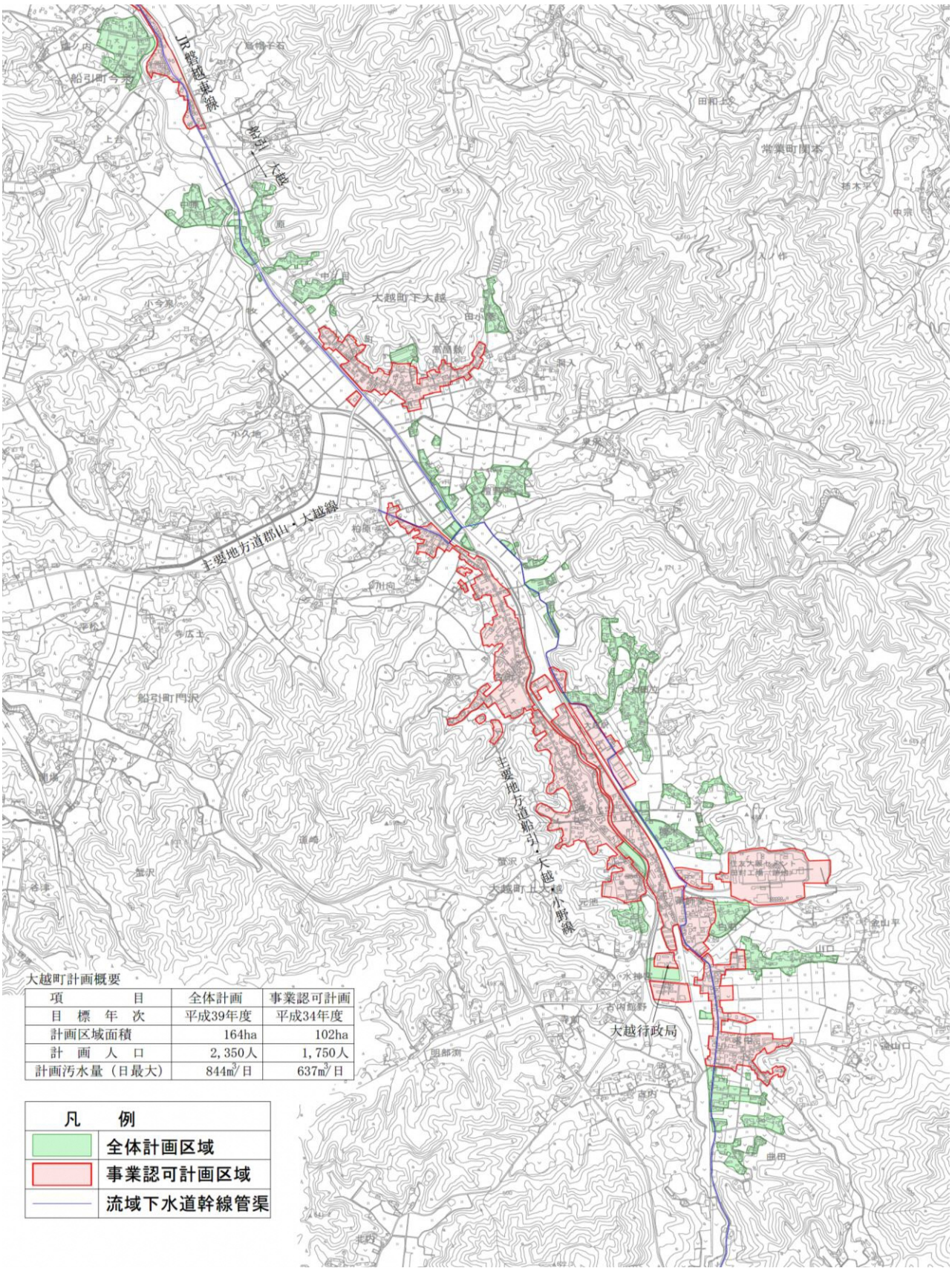

項　　目	全体計画	事業認可計画
目　標　年　次	平成39年度	平成34年度
計画区域面積	164ha	102ha
計　画　人　口	2,350人	1,750人
計画汚水量（日最大）	844m³/日	637m³/日

図　3－4　公共下水道事業全体計画・事業認可計画区域図（大越町）

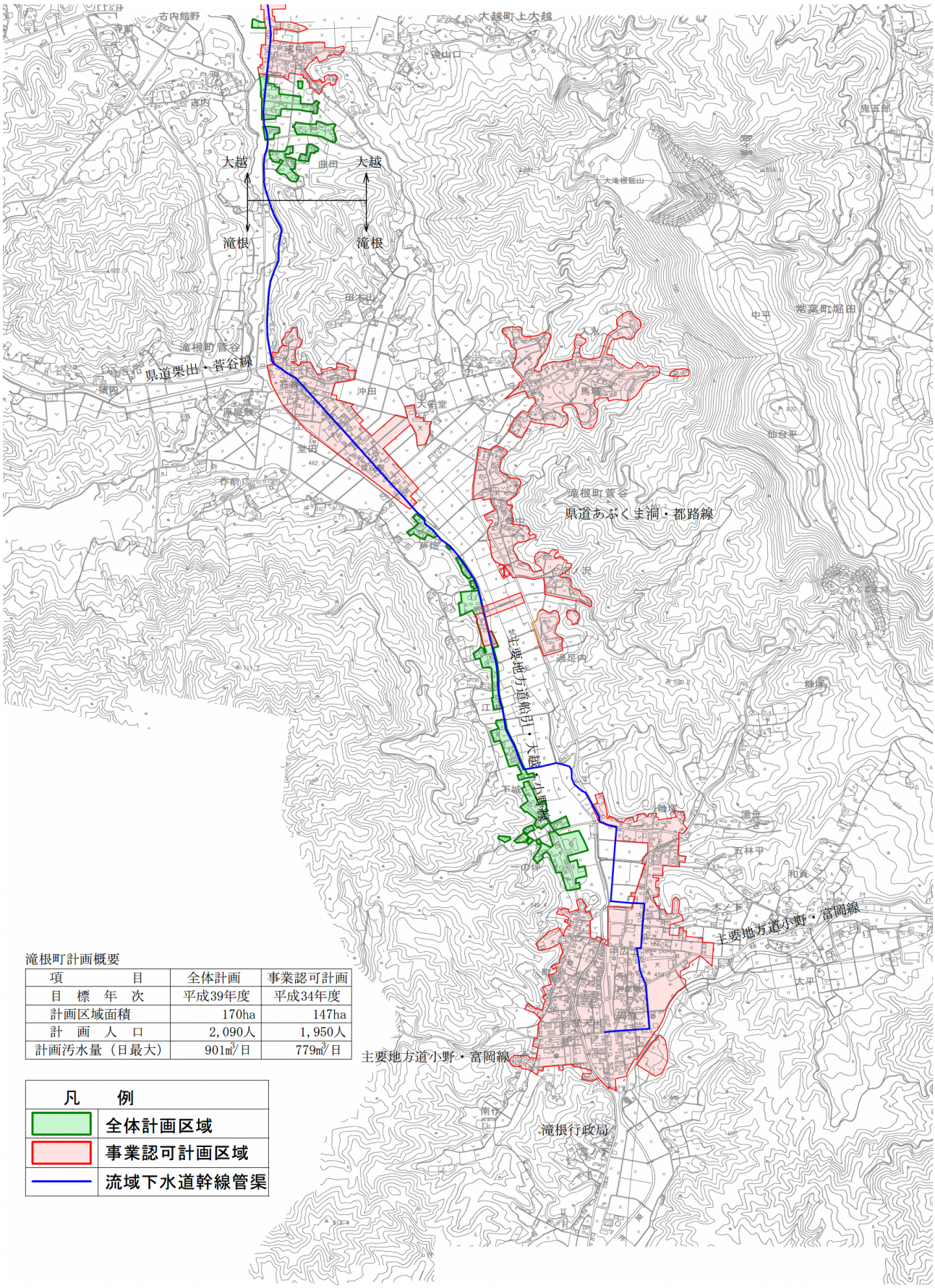

滝根町計画概要

項　　目	全体計画	事業認可計画
目　標　年　次	平成39年度	平成34年度
計画区域面積	170ha	147ha
計　画　人　口	2,090人	1,950人
計画汚水量（日最大）	901m³/日	779m³/日

凡　例	
	全体計画区域
	事業認可計画区域
	流域下水道幹線管渠

図　3-5　公共下水道事業全体計画・事業認可計画区域図（滝根町）

（4）し尿くみ取り、浄化槽清掃手数料

本市のし尿くみ取り、浄化槽清掃手数料を表 3－2に示します。

令和5年4月1日より、市内のし尿くみ取り・浄化槽清掃業務については、たむら衛生処理センターにて受付し作業を実施しています。

表 3－2 本市のし尿くみ取り、浄化槽清掃業務手数料（令和5年度）

し尿くみ取り手数料	1,800円/180L ※18L増すごとに180円加算
浄化槽清掃業務手数料	2,200円（0.18m³以下）～971,240円（88.2m³を超え、90m³以下） ※浄化槽汚泥量に応じて変化する

（5）生活排水処理の実績

ア 生活排水処理形態別人口の実績及び生活排水処理率等

本市における生活排水の排出状況は、表 3－3、図 3－6及び図 3－7に示すとおりです。

令和4年度の生活排水処理の形態別普及率は、公共下水道で27.8%、浄化槽で58.8%（うち合併処理浄化槽40.1%）となっています。また、生活排水処理率は68.0%となっています。

本市の令和3年度における生活排水処理率は、福島県及び全国と比較すると、福島県値79.6%及び全国値89.3%を下回っている状況となっています。

表 3－3 生活排水処理形態別人口の実績及び生活排水処理率等

項目	単位	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
計画処理区域内人口	人	39,806	39,305	38,686	38,094	37,460	36,792	36,079	35,427	34,694	33,963
水洗化・生活雑排水処理人口	人	20,245	21,092	21,345	22,362	22,471	22,692	22,887	23,102	23,228	23,084
公共下水道	人	5,006	5,529	6,164	7,070	7,464	7,873	8,237	8,539	9,075	9,449
コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業集落排水	人	254	266	267	261	257	252	253	253	0	0
合併処理浄化槽	人	14,985	15,297	14,914	15,031	14,750	14,567	14,397	14,310	14,153	13,635
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	10,755	10,028	9,534	9,190	8,782	8,270	7,742	7,246	6,737	6,337
非水洗化人口（くみ取りし尿）	人	8,806	8,185	7,807	6,542	6,207	5,830	5,450	5,079	4,729	4,542
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化率	%	77.9	79.2	79.8	82.8	83.4	84.2	84.9	85.7	86.4	86.6
非水洗化率	%	22.1	20.8	20.2	17.2	16.6	15.8	15.1	14.3	13.6	13.4
公共下水道普及率	%	12.6	14.1	15.9	18.6	19.9	21.4	22.8	24.1	26.2	27.8
農業集落排水普及率	%	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.0	0.0
浄化槽普及率	%	64.7	64.4	63.2	63.6	62.8	62.1	61.4	60.8	60.2	58.8
うち合併処理浄化槽	%	37.6	38.9	38.6	39.5	39.4	39.6	39.9	40.4	40.8	40.1
生活排水処理率	%	50.9	53.7	55.2	58.7	60.0	61.7	63.4	65.2	67.0	68.0
生活排水処理率 （全国）	%	83.9	84.7	85.4	86.0	86.6	87.2	87.7	88.3	89.3	－
生活排水処理率 （福島県）	%	70.0	71.6	71.9	73.2	74.4	73.3	74.3	75.8	79.6	－

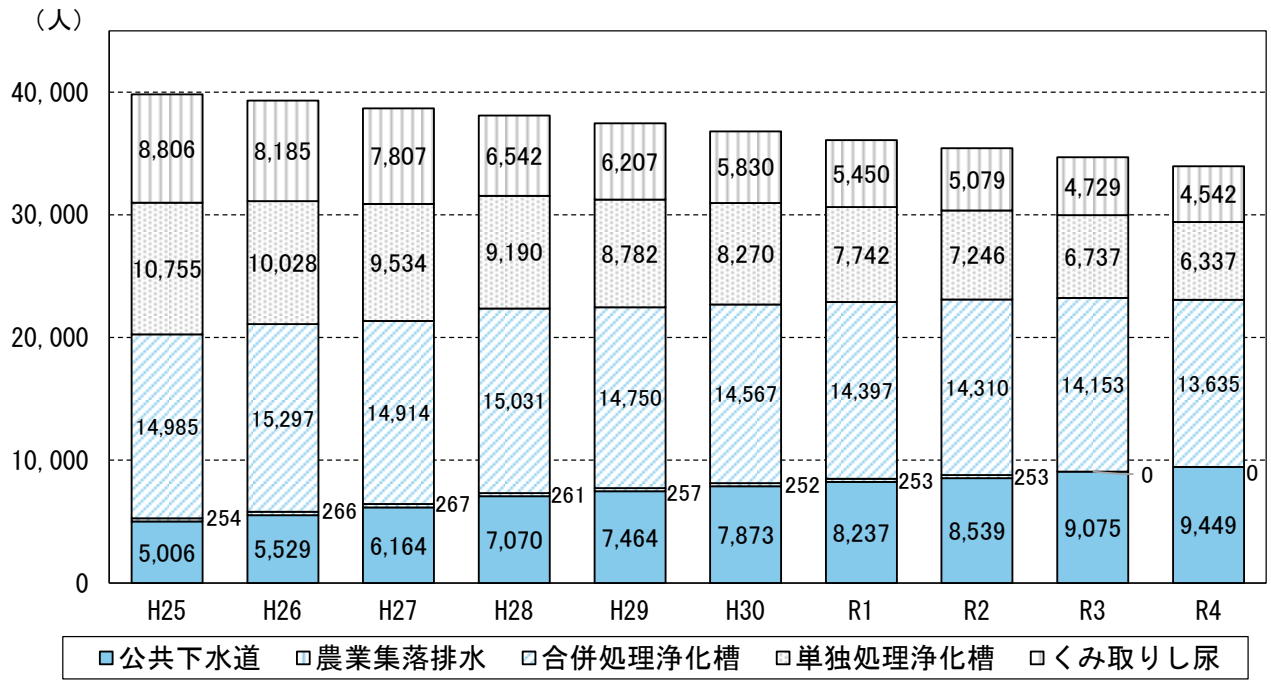

図　３－６　生活排水処理形態別人口の実績

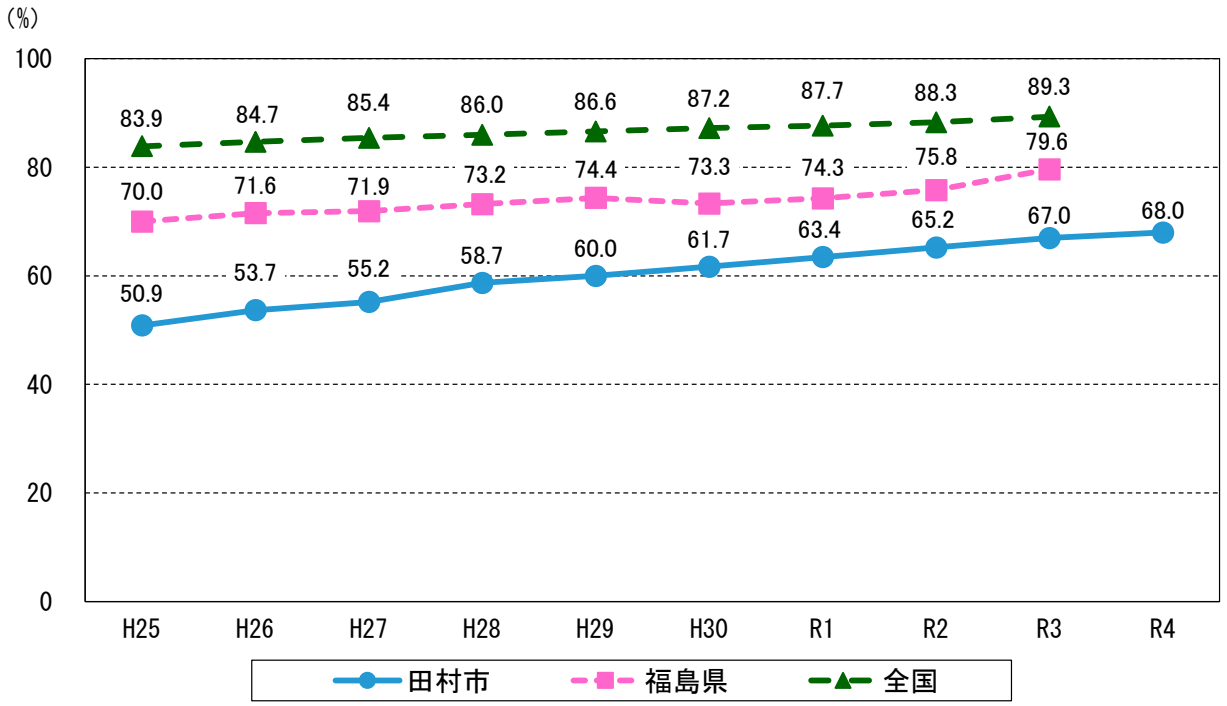

※福島県・全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）に基づきます。

図　３－７　本市と福島県、全国の生活排水処理率の比較

イ　し尿・浄化槽汚泥量の実績

本市におけるし尿･浄化槽汚泥量の実績は､表　3－4及び図　3－8に示すとおりです。

令和4年度におけるし尿のくみ取り量は、3,023kL/年、浄化槽汚泥発生量は8,937kL/年であり、いずれも減少傾向にあります。また、1人1日当たりのし尿・浄化槽汚泥の排出量は1.34L/人・日であり、平成27年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

表　3－4　し尿・浄化槽汚泥量の実績

項目		単位	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
人口等	し尿（くみ取り）	人	8,806	8,185	7,807	6,542	6,207	5,830	5,450	5,079	4,729	4,542
	浄化槽	人	25,740	25,325	24,448	24,221	23,532	22,837	22,139	21,556	20,890	19,972
	（合併）	人	14,985	15,297	14,914	15,031	14,750	14,567	14,397	14,310	14,153	13,635
	（単独）	人	10,755	10,028	9,534	9,190	8,782	8,270	7,742	7,246	6,737	6,337
	農業集落排水	人	254	266	267	261	257	252	253	253	0	0
	合計	人	34,800	33,776	32,522	31,024	29,996	28,919	27,842	26,888	25,619	24,514
汚泥発生量	し尿（くみ取り）	kL/年	4,296	4,246	4,075	3,841	3,879	3,936	3,551	3,290	3,202	3,023
	浄化槽汚泥	kL/年	9,706	10,429	11,406	10,259	9,451	9,851	9,302	9,516	9,282	8,937
	農業集落排水汚泥	kL/年	54	54	72	54	54	36	54	36	0	0
	合計	kL/年	14,056	14,729	15,553	14,154	13,384	13,823	12,907	12,842	12,484	11,960
排出原単位	し尿（くみ取り）	L/人・日	1.34	1.42	1.43	1.61	1.71	1.85	1.78	1.77	1.86	1.82
	浄化槽汚泥	L/人・日	1.03	1.13	1.27	1.16	1.10	1.18	1.15	1.21	1.22	1.23
	農業集落排水汚泥	L/人・日	0.58	0.56	0.74	0.57	0.58	0.39	0.58	0.39	－	－
	合計	L/人・日	1.11	1.19	1.31	1.25	1.22	1.31	1.27	1.31	1.34	1.34

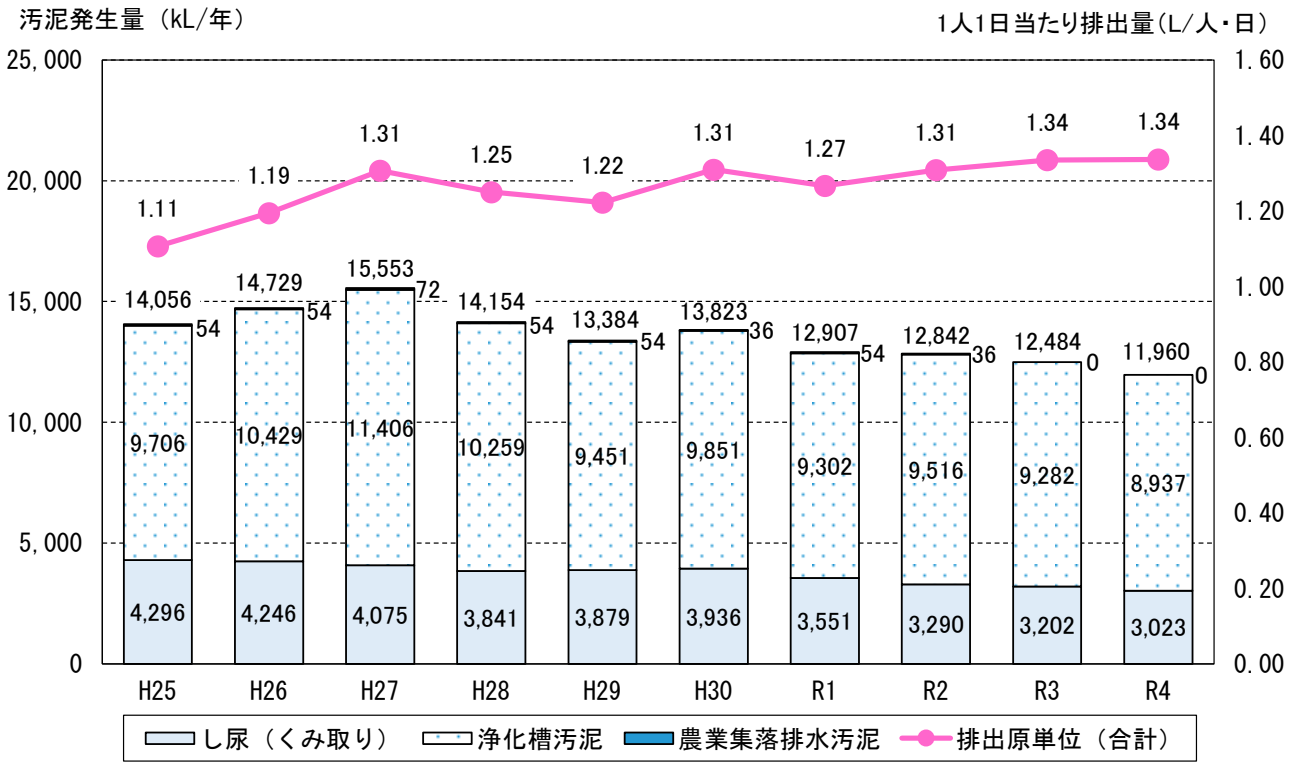

図　3－8　し尿・浄化槽汚泥量

（6）収集・運搬

し尿の収集・運搬・処理については、本市で行っています。令和５年度時点の収集・運搬等の状況は、表　3－5に示すとおりです。

表　3－5　し尿の収集・運搬等の状況（令和５年度時点）

項　　目	内　　容
実施形態	委託（一部直営）
収集形態	申込制（一部計画収集）
料　　金	従量制
人　　員	収集運搬：18 人（うち直営 3 人） 合計：18 人
車　　両	2ｔ　（　5台） 4ｔ　（　4台） 5.5ｔ（　1台） 合計 10 台

（7）中間処理

本市のし尿処理施設の概要は、表　3－6に示すとおりです。

表　3－6　し尿処理施設の概要

名　　称	たむら水再生センター
所 在 地	福島県田村市船引町春山字赤間田 165
事業主体	田村市
敷地面積	2,201.88 ㎡（延べ床面積 838.39 ㎡）
供用開始年月	令和５年４月
処理対象	し尿、浄化槽汚泥
処理能力	50kL/日（し尿 8kL/日、浄化槽汚泥 42kL/日）
処理方式	前脱水・希釈下水道放流方式
放 流 先	田村市公共下水道

（8）最終処分

本市のし尿・浄化槽汚泥は、たむら水再生センターで処理した後、助燃剤としてたむらクリーンセンターで活用しています。

（9）生活排水処理経費

本市の生活排水処理経費を表　3－7に、本市と福島県、全国の1人当たり生活排水処理経費の推移を図　3－9に、汚泥1kL当たりの経費の推移を図　3－１０に示します。

令和3年度における本市の人口1人当たりの生活排水処理経費は3,494円、汚泥1kLあたりの処理経費は9,710円となっています。令和3年度においては、たむら水再生センターの建設工事費支払いによる費用増があったため、全国及び福島県を上回っていますが、過年度は全国、福島県を下回っています。

表　3－7　生活排水処理経費

区分＼年度			単位	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
建設・改良費			千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費		千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		中間処理費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		最終処分費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		中間処理費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		最終処分費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車両等購入費		千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合分担金		千円	41,341	37,176	53,448	46,710	38,319	40,209	20,614	21,742	121,222	100,406
	調査研究費		千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他			千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理経費計			千円	41,341	37,176	53,448	46,710	38,319	40,209	20,614	21,742	121,222	100,406
人口			人	39,806	39,305	38,686	38,094	37,460	36,792	36,079	35,427	34,694	33,963
処理量			kL/年	14,056	14,729	15,553	14,154	13,384	13,823	12,907	12,842	12,484	11,960
1人当たりの処理経費	本市		千円/人	1,039	946	1,382	1,226	1,023	1,093	571	614	3,494	2,956
	福島県		千円/人	2,070	2,470	2,467	2,379	2,467	2,223	3,671	5,517	2,427	－
	全国		千円/人	1,717	1,756	1,777	1,752	1,705	1,710	1,815	1,906	1,708	－
1kLあたりの処理経費	本市		千円/kL	2,941	2,524	3,437	3,300	2,863	2,909	1,597	1,693	9,710	8,395
	福島県		千円/kL	9,656	11,980	11,389	10,755	10,989	10,378	16,296	23,195	11,391	－
	全国		千円/kL	13,200	13,675	14,045	13,964	13,723	13,841	14,710	15,672	14,223	－

※田村市の生活排水処理は、令和4年度まで田村広域行政組合にて行われていたことから、処理経費は組合分担金として計上されています。

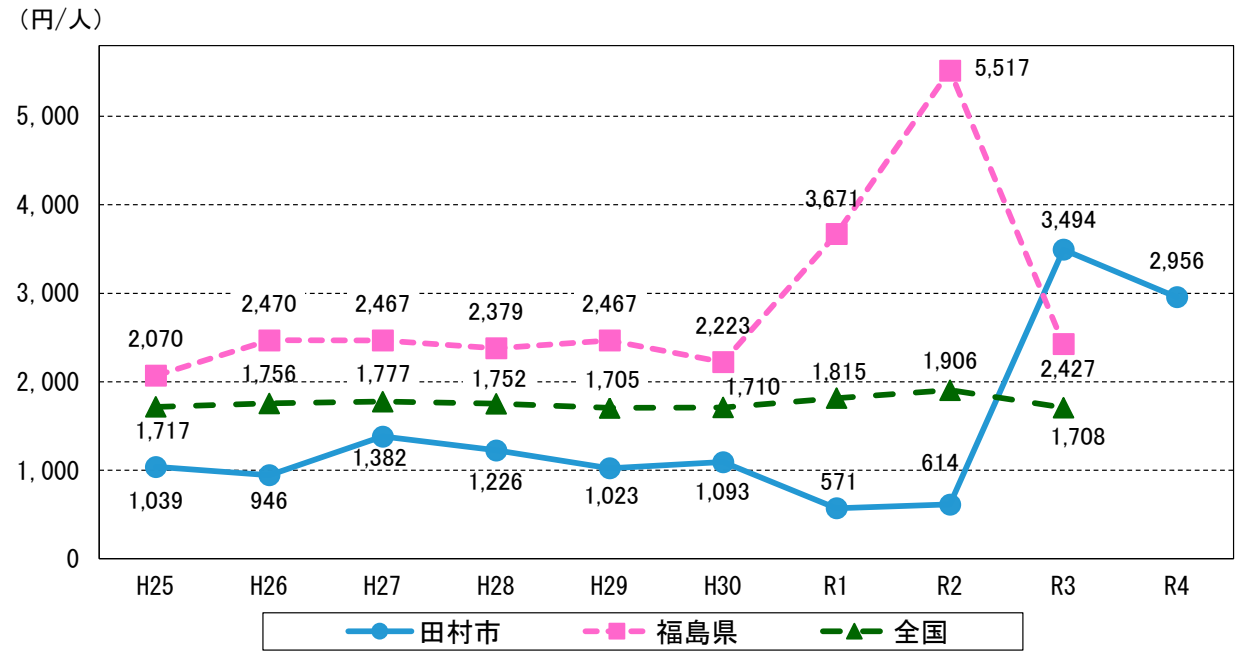

※福島県・全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）に基づきます。

図　３－９　本市と福島県、全国の１人当たりの生活排水処理経費の推移

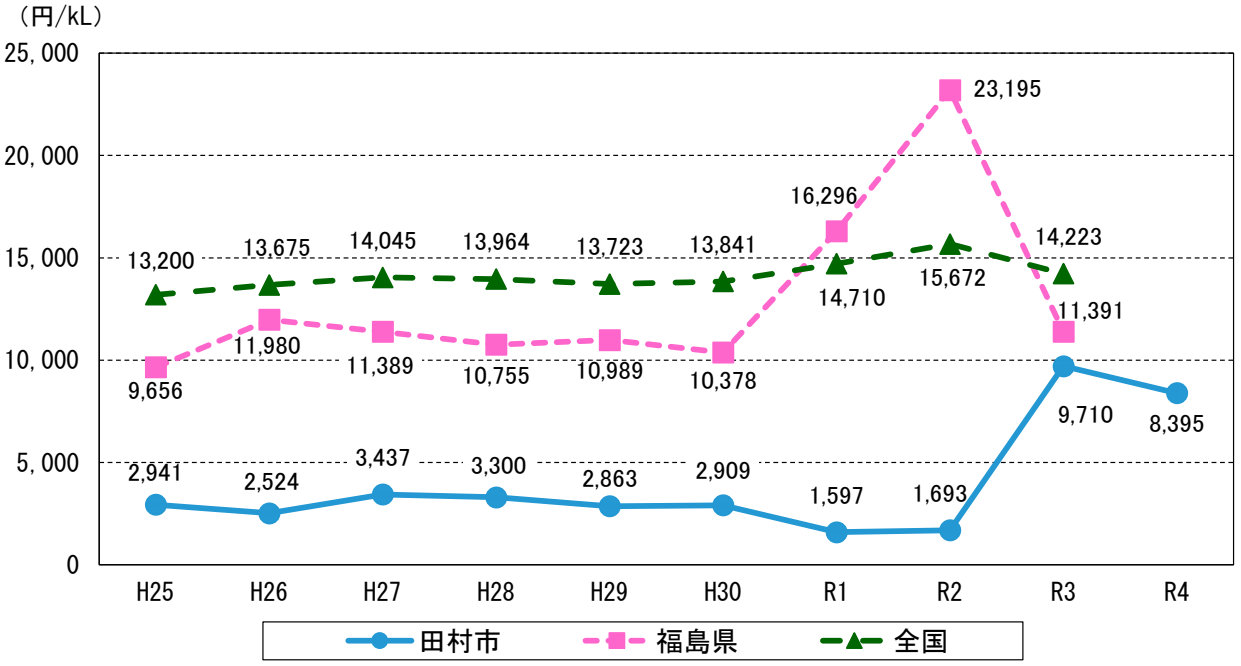

※福島県・全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）に基づきます。

図　３－１０　本市と福島県、全国の汚泥 1kL 当たりの生活排水処理経費

（１０）中間目標年度における目標の達成状況

中間目標年度（令和４年度）における目標値の達成状況を表　３－８に示します。

令和 4 年度の生活排水処理率は 68.0%であり、中間目標年度の目標値を達成しています。

表　３－８　現行計画における目標値の達成状況

区分	令和４年度の実績	現行計画の目標	
		中間目標年度（令和４年度）	計画目標年度（令和 12 年度）
計画処理区域内人口	33,963 人	32,509 人	27,548 人
水洗化・生活雑排水処理人口	23,084 人	21,085 人	20,290 人
生活排水処理率	68.0%	64.9%	73.7%

2）生活排水処理の課題

各段階における課題を以下にとりまとめました。

（1）生活排水の適正処理の推進

本市の令和 4 年度の形態別生活排水処理普及率は、公共下水道で 27.8%、浄化槽で 58.8%（うち合併処理浄化槽 40.1%）となっています。また、本市の令和 4 年度の生活排水処理率（汚水処理普及率）は 68.0%で、現行計画の中間目標年度（令和 4 年度）の目標値を達成していますが、令和 3 年度の福島県平均は 79.6%であり 10%近く下回っています。

今後、公共下水道の接続を進めるほか、浄化槽設置補助制度を利用した合併浄化槽設置整備事業を継続していく等、一層生活排水の適正な処理を推進していく必要があります。

（2）収集・運搬

本市のし尿、浄化槽汚泥の収集運搬は、令和 5 年 3 月 31 日の田村広域行政組合解散により、本市が実施することとなったため、効率的な収集運搬体制を確立していく必要があります。

（3）中間処理

本市のし尿、浄化槽汚泥は、令和 5 年 3 月から稼働したたむら水再生センターにおいて前処理を行い大滝根水環境センターへ分離液を放流することから、各々の排出量や性状を踏まえ、し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理及び効率的な運営が行えるよう検討する必要があります。

（4）処理施設

本市では、県が管理する公共下水道（大滝根水環境センター）と、し尿処理施設（たむら水再生センター）の 2 つの生活排水処理施設が同一敷地内で稼働しています。

これらの処理施設は、役割が異なるものの、設備、機能的には共通しており、今後さらに深刻化する人口減少や施設の運営・維持管理費の増大、更新等の課題に対し、これらの施設の共同化、統一化することで、効率的で費用対効果の高い運営となる可能性があることから、県を交え、検討を進めていく必要があります。

（5）その他

ア　公共下水道

本市の公共下水道は、福島県が平成 7 年度に策定した「福島県全県域下水道化構想」により流域関連公共下水道として事業推進、施設整備を行ってきました。

当該構想は、人口減少に伴う社会情勢の変化や県・市町村の財政状況、市町村合併による市町村計画の見直しに合わせ、平成 19 年度、平成 23 年度及び平成 26 年度に改訂が行われましたが基本的な枠組みは維持し、終末処理場や流域幹線等の根幹的施設は福島県の管理（設置、改築、修繕、維持、その他の管理）となっています。

本市においても、公共下水道事業計画に基づき、下水道事業における経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とした下水道事業経営戦略を策定しており、また、令和 3 年度から、農業集落排水の公共下水道への接続・統合及び公共下水道へのし尿の受入れを行っています。

これらの取組みと今後の人口減少を踏まえ、持続可能な生活排水処理とするためには、時機を捉えた施設の再構築、規模の縮減等が不可欠であり、効率的で持続可能な生活排水処理システム構築を目指すため、下水道施設とたむら水再生センターの機能や管理運営の一体化、官民連携の推進、これらに係る費用負担のあり方等、県とともに、新たな生活排水処理方法を検討していきます。

２．生活排水処理の将来予測

１）処理形態別人口の予測

（１）計画処理区域内人口の予測

ごみ処理基本計画の将来推計人口（P.27）と同じく設定します。

（２）生活排水処理形態別人口の予測

ア　生活排水処理形態別人口の予測手順

本市は、公共下水道事業計画に基づき、公共下水道を積極的に整備することとしており、加えて浄化槽設置補助制度による合併浄化槽の普及を図ることで水洗化を推進していくこととしています。

令和５年度から令和12年度までの生活排水処理形態別人口については、本市の下水道事業経営戦略を踏まえ、以下の方法で予測します。

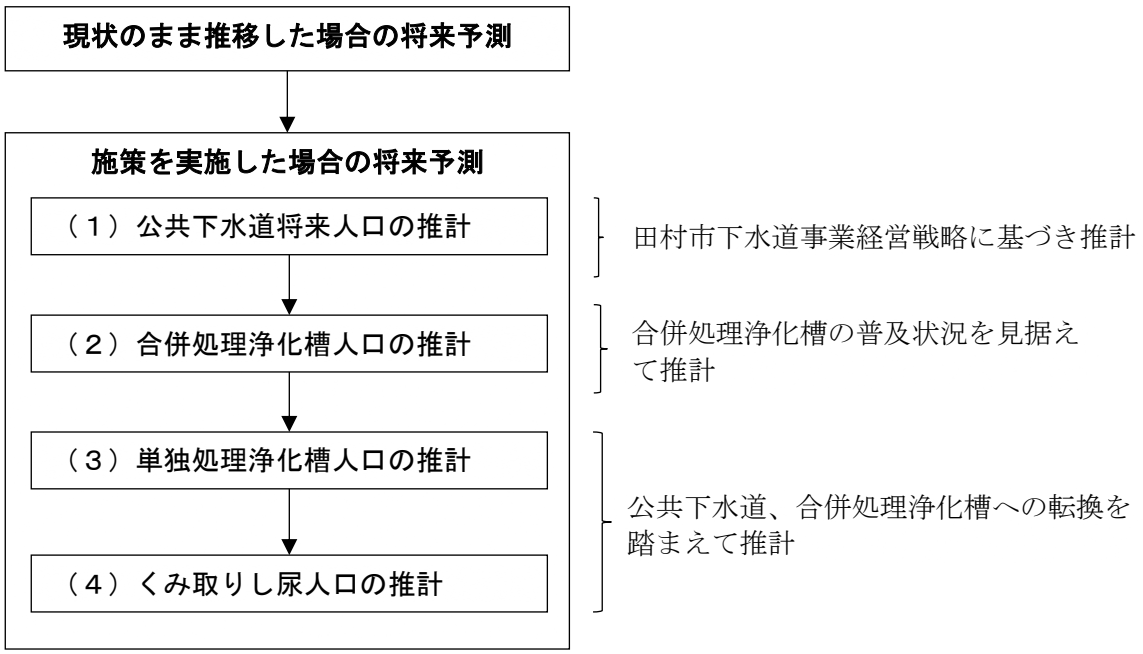

※本市は、コミュニティプラントと農業集落排水施設の整備予定はありません。

図　３－１１　生活排水処理形態別人口の予測手順

イ　生活排水処理形態別人口の予測結果

生活排水処理形態別人口の予測結果は表　３－９に、生活排水処理率の推計値の比較は図　３－１２に示すとおりです。

計画目標年度である令和 12 年度における水洗化・生活雑排水処理人口は 22,148 人、生活排水処理率は 77.9%となる見込みです。

表　３－９　生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率等の予測結果

項目	単位	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
計画処理区域内人口	人	33,067	32,172	31,276	30,710	30,144	29,578	29,012	28,446
水洗化・生活雑排水処理人口	人	24,960	24,460	23,958	23,596	23,235	22,873	22,510	22,148
公共下水道	人	11,535	11,394	11,252	11,117	10,983	10,848	10,713	10,578
コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0	0	0	0
農業集落排水	人	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	人	13,425	13,066	12,706	12,479	12,252	12,025	11,797	11,570
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	4,927	4,706	4,485	4,368	4,250	4,134	4,017	3,901
非水洗化人口（くみ取りし尿）	人	3,180	3,006	2,833	2,746	2,659	2,571	2,485	2,397
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化率	%	90.4	90.7	90.9	91.1	91.2	91.3	91.4	91.6
非水洗化率	%	9.6	9.3	9.1	8.9	8.8	8.7	8.6	8.4
公共下水道普及率	%	34.9	35.4	36.0	36.2	36.4	36.7	36.9	37.2
農業集落排水普及率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
浄化槽普及率	%	55.5	55.2	55.0	54.9	54.7	54.6	54.5	54.4
うち合併処理浄化槽	%	40.6	40.6	40.6	40.6	40.6	40.7	40.7	40.7
生活排水処理率	%	75.5	76.0	76.6	76.8	77.1	77.3	77.6	77.9

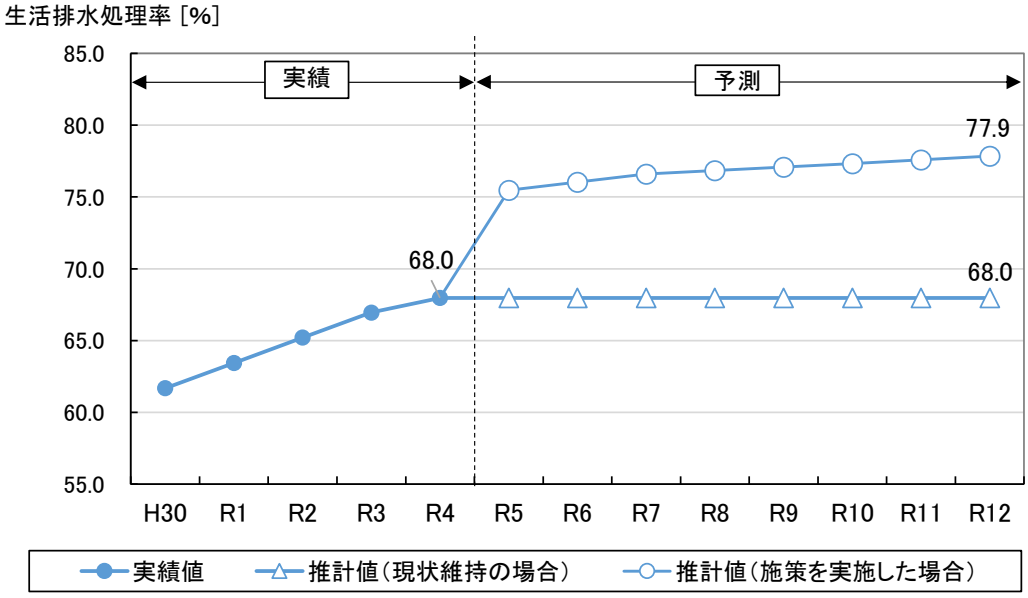

図　３－１２　生活排水処理率の推計値の比較

2）し尿・浄化槽汚泥の計画処理量の予測

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量の予測は、表 3-１０、図 3-１３に示すとおりです。

本市のし尿及び浄化槽汚泥の１人１日平均排出量（原単位）の実績は、令和４年度においてし尿が 1.82L/人・日、浄化槽汚泥が 1.23L/人・日となっています。将来推計における原単位は、令和４年度の原単位（実績値）として計画処理量を算定しています。

計画目標年度である令和 12 年度のし尿、浄化槽汚泥の排出量は、8,515kL/年となる見込みです。

表 3-１０　し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

項目		単位	予測							
			令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
人口等	し尿（くみ取り）	人	3,180	3,006	2,833	2,746	2,659	2,571	2,485	2,397
	浄化槽汚泥	人	18,353	17,773	17,192	16,848	16,503	16,160	15,815	15,471
	（合併）	人	13,425	13,066	12,706	12,479	12,252	12,025	11,797	11,570
	（単独）	人	4,928	4,707	4,486	4,369	4,251	4,135	4,018	3,901
	農業集落排水	人	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	人	21,532	20,778	20,024	19,593	19,161	18,730	18,299	17,868
汚泥発生量	し尿（くみ取り）	kL/年	2,118	1,997	1,882	1,824	1,771	1,708	1,650	1,592
	浄化槽汚泥	kL/年	8,235	7,953	7,693	7,539	7,405	7,231	7,077	6,923
	農業集落排水	kL/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	kL/年	10,353	9,949	9,574	9,363	9,176	8,939	8,727	8,515
排出原単位	し尿（くみ取り）	L/人・日	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82	1.82
	浄化槽汚泥	L/人・日	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23
	農業集落排水	L/人・日	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計	L/人・日	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31	1.31

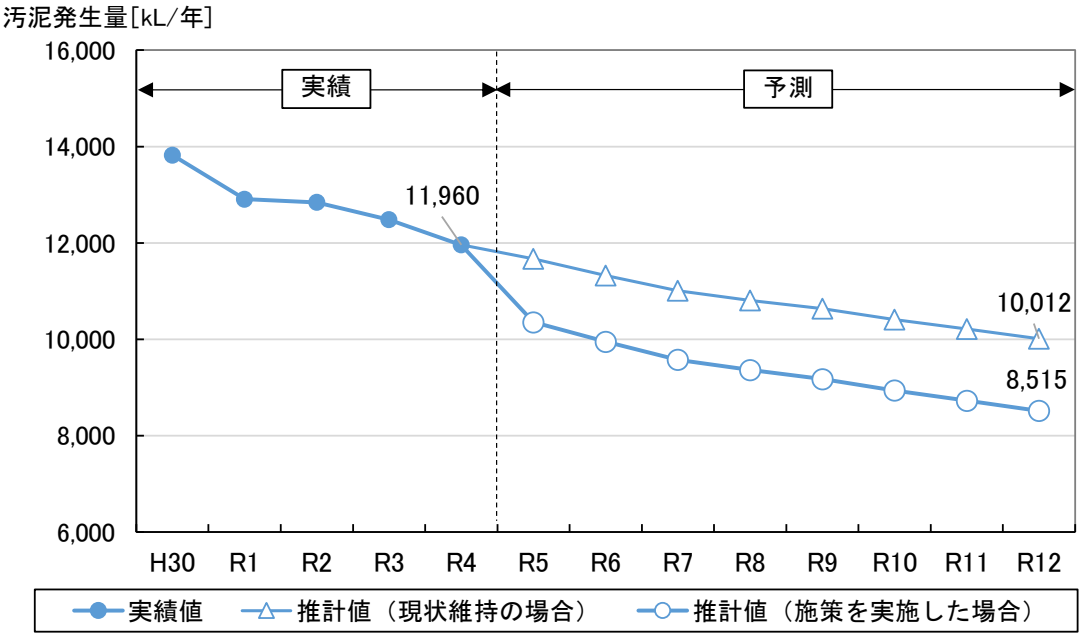

図 3-１３　汚泥発生量の推計値の比較

3）生活排水の計画処理フロー

計画目標年度（令和 12 年度）における生活排水の処理フローは、図 3-１４に示すとおり、現行の体制を維持することとします。

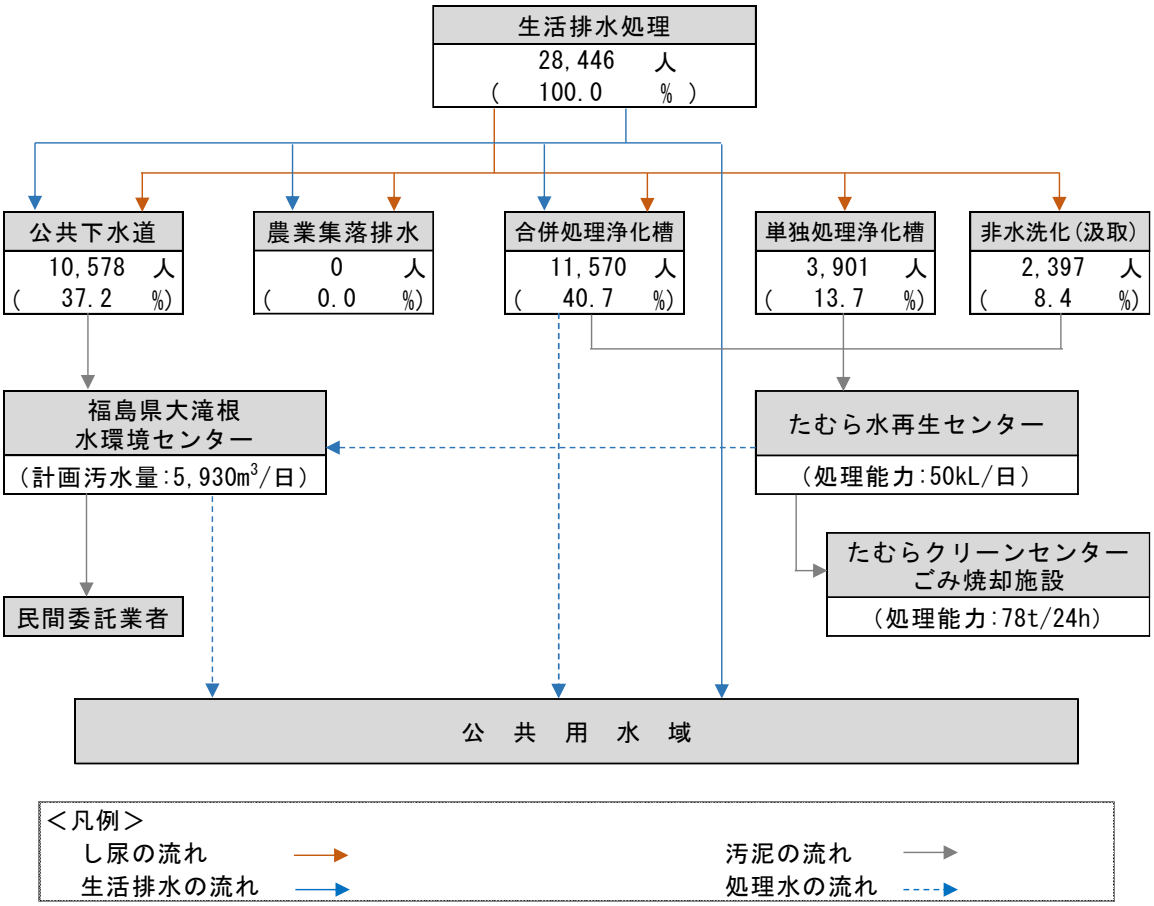

※令和 3 年度に農業集落排水の公共下水道への接続統合を行い、農業集落排水エリアの生活排水とし尿の受入れを開始しています。

図 3-１４ 計画目標年度（令和 12 年度）における生活排水処理フロー

３．生活排水処理基本計画

１）生活排水処理の基本理念・基本方針

（１）基本理念

上位計画「第２次田村市総合計画」の将来像「ワクワクがとまらない　自然とチャレンジがいきるまち　田村市」を踏まえて、生活排水処理の基本理念を以下に示します。

【生活排水処理の基本理念】

みんなでつくる 環境にやさしい 住みたいまち 田村市

～『もっときれいに！』の心が育む、

快適で環境により優しいまちをめざして～

本市では、環境にやさしい住みたいまちづくりを進めるため、自然環境問題を私たち自身の問題としてとらえ、地域に残る美しい水辺環境を保全していく必要があります。

そのためには、地域に残る美しい水辺を「もっときれいに」の精神のもと、市民・事業者・市が一体となり、協働で生活排水の適正な処理に取り組むことにより、環境への負荷の少ないライフスタイルを構築し、地球にやさしい持続可能かつ住みやすいまちを目指していきます。

（２）基本方針

基本理念を実現するために、本市が目指すべき基本方針を以下に示します。

基本方針　水環境保全を意識した生活処理体制、生活様式の構築

- 市民、事業者、市が連携し、それぞれの役割を明確にし、生活に伴う水の汚れを減らします。
- 市は生活排水対策の推進を図るため、市民、市民団体等に対し、適宜適切な情報を提供します。
- 下水道整備計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置の推進を図ります。
- 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の適正処理を進めるため、個別の状況を考慮しつつ、合併処理浄化槽への転換の推進を図ります。
- 下水道整備済区域では、未接続の世帯及び事業所に対し、下水道への接続転換を推進します。

2）生活排水の適正処理のための方策

（1）生活排水処理の目標

本市は、生活排水の適正処理のより一層の推進を図るため、表 3-１１のとおり目標値を設定します。

計画目標年度（令和 12 年度）における生活排水処理率は、77.9%以上を目標として掲げるものとします。

表 3-１１ 生活排水処理の目標値

項目	令和 4 年度 実績	令和 12 年度 目標値	令和 4 年度比
計画処理区域内人口	33,963 人	28,446 人	16.2%減
水洗化・生活雑排水処理人口	23,084 人	22,148 人	4.1%増
生活排水処理率	68.0%	77.9%	9.9%増

（2）適切な生活処理体制構築のための方策

本市の生活排水処理率は、令和 4 年度において 68.0%であり、残りの 32.0%の市民については、汚れた水をそのまま自然界に流していることになります。

令和 5 年 9 月 21 日～10 月 20 日までに実施した「ごみ及び生活排水処理に関する市民アンケート」の調査結果では、身近な水環境について、「きたない」という回答が、約 2 割を占めていました。そのうち、「排水」に起因する回答が約 5 割を占めています。

また、市で行っている合併処理浄化槽設置の補助金に関して、約 7 割の市民が内容をよく理解していないという結果でした。(詳細は「資料編　アンケート調査結果」を参照)

水環境を保全するためには、家庭から排出される汚れた水を、公共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設で処理する必要があります。今後は、基本方針を踏まえ、次に示す取組みを行っていくものとします。

ア　生活処理体制の構築

生活排水の計画処理主体は、表 3-１２に示すとおり、今後も現状の体制を維持します。

表 3-１２ 生活排水の計画処理主体

区　分	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道 （流域関連公共下水道）	し尿及び生活雑排水	市
大滝根水環境センター	し尿及び生活雑排水	福島県
し尿処理施設 （たむら水再生センター）	し尿及び浄化槽汚泥	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

イ　適正な生活排水処理の推進

適正な生活排水処理の推進のため、次に示す取組みを行っていくものとします。

<table>
<tr><th colspan="2">１―１．適正な生活排水処理の推進</th></tr>
<tr><td>取組内容</td><td>本市では、市民一人ひとりが進んで行動できるよう、広報やパンフレット、SNS を活用して家庭でできる生活排水対策をＰＲするほか、講習会等を実施し、市民の意識向上に努めます。</td></tr>
<tr><td>市民・事業者の取組み</td><td>・家庭や事業所でできる生活排水処理対策の実施</td></tr>
<tr><td>市の取組み</td><td>・市民の生活排水処理に関する意識向上のための普及啓発活動</td></tr>
<tr><td>スケジュール</td><td>
<table>
<tr><th>取組</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th></tr>
<tr><td>市民の生活排水処理に関する意識向上のための普及啓発活動</td><td colspan="8">→</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

家庭でできる生活排水処理対策とは？

地域の水環境を保全するためには家庭から出る、汚れた水の排出量を可能な限り少なくしていく必要があります。

＜家庭でできる生活排水対策の一例＞

① 調理器具や食器についた汚れは、紙等で拭き取ってから洗う。
② 流し台では三角コーナーを使用する。
③ 流し台では備え付けのストレーナーを使用する。
④ 調理くず等は生ごみ処理機等で堆肥にする。
⑤ 調理に使った油は、全部使い切るか、固化剤等で固めて流さないようにする。
⑥ 調理に使った油は、再生石けんの原料にする。
⑦ 調理に使った油は、市の廃食油回収に持って行く。
⑧ 米のとぎ汁は、植木等の肥料として利用する。
⑨ 無洗米を使用する。
⑩ 洗濯するとき洗剤は、計量カップ等を用いて適量を使う。
⑪ 洗剤を購入するときは成分表示(リン等が含まれていないか等)をよくみる。
⑫ 風呂の残り湯は洗濯に使い、排水を少なくする。
⑬ 庭木や草花等への堆肥や農薬は、使いすぎないようにする。
⑭ その他（湖や川にごみを捨てない、浄化槽の点検を励行する等）

１―２．生活排水処理施設の加入推進	
取組内容	本市では、市民の補助金制度への理解、浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理を推進するため、広報やパンフレット、SNS、講習会等により、市民の理解に努めます。
市民・事業者の取組み	・補助制度への理解 ・生活排水処理施設の利用 ・生活排水処理施設の適切な維持管理（合併処理浄化槽）
市の取組み	・下水道、合併処理浄化槽への転換の推進・啓発 ・合併浄化槽設置補助制度の普及啓発 ・合併処理浄化槽の維持管理方法に関する指導
スケジュール	

取組	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
下水道・合併処理浄化槽への転換の推進・啓発								
合併処理浄化槽の補助制度の普及啓発								
合併処理浄化槽の維持管理方法に関する指導								

ウ　収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、し尿くみ取り及び浄化槽使用者の利便性の向上並びに民間活力を活用し、浄化槽の適正な維持管理を推進するため、許可制による体制への移行を検討します。

本市では、今後も合併処理浄化槽への転換を促進していきますが、本市の将来人口は減少していくことが予測され、し尿・浄化槽汚泥の排出量も減少することが見込まれています。

今後、本市の人口増減や公共下水道や合併処理浄化槽への転換により、し尿・浄化槽汚泥の排出量に変動が生じた場合は、適正に収集・運搬が行えるよう、し尿くみ取り、浄化槽汚泥手数料を適宜見直していくものとします。また、し尿処理施設の運転負荷軽減のため、し尿・浄化槽汚泥の搬入量の平準化を図り、計画的なし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を実施します。

エ　中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥は、本市が管理するたむら水再生センターにおいて、今後も適正処理を継続していくとともに、持続可能な生活排水処理システム構築を目指し、大滝根水環境センターとの一体的な整備・管理運営及び官民連携の推進等、将来に向けた検討をしていきます。

オ　最終処分計画

たむら水再生センターにおいて適正処理され排出された脱水汚泥は、今後も助燃剤として、本市が管理するたむらクリーンセンターで活用していきます。